厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和８年度第１回

厚生労働省　健康・生活衛生局
感染症対策部　予防接種課

令和８年４月27日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第１回説明会アジェンダ

アジェンダ

I.	**はじめに**	**[３分]**
II.	**第１部　個別論点**	**[25分]**
III.	**第２部　予防接種事務デジタル化の手引き**	**[60分]**
III.	**事務連絡**	**[２分]**

実施要領

- **開催日時：**
  - ４月27日（月）14：00～15：30
- **開催場所・会議方式：**
  - Web会議・Zoom
- **参加者：**
  - 市区町村、都道府県
  - 厚生労働省
  - 事務局　三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- **配布資料：**
  - 本資料
  - 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）第0.5版（令和8年3月31日）

今年度の自治体説明会の進め方・スケジュール

第１回説明会

- 第１部（個別論点）
- 第２部（R10向け伴走支援）

■予防接種事務デジタル化の概要（第１編）
■主要タスク・移行計画の策定（第2編）①
■デジタル化方針・移行計画の策定（第3編3.1）①
■郡市区医師会・医療機関への説明（第３編3.2）
■医療機関へのデジタル化環境調査等の実施（第3編3.3）
■個別論点①

第２回説明会

- 第１部（個別論点）
- 第２部（R10向け伴走支援）

■主要タスク・移行計画の策定（第2編）②
■デジタル化方針・移行計画の策定（第3編3.1）②
　標準モデルケースを例に作成方法の説明
■健康管理システム3.1版対応（第3編3.10）
■医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入（第3編3.11）
■個別論点②

第３回説明会

- 第１部（個別論点）
- 第２部（R10向け伴走支援）

■過去データの移行（第3編3.12）
■住民への周知・勧奨（第3編3.13）
■デジタル化対応の予算要求（第3編3.4）
■個別論点③

各会とも、14：00～16：00（120分）で開催予定

4月27日 本日　**5月26日**　**6月30日**

今年度の自治体説明会の進め方・スケジュール

第４回説明会

- 第１部（個別論点）
- 第２部（R10向け伴走支援）

■条例・規則改正（第3編3.5）
■PIA（特定個人情報保護評価）の実施（第3編3.6）
■集合契約（第3編3.7）
■個別論点④

第５回説明会

- 第１部（個別論点）
- 第２部（R10向け伴走支援）

■予予・請求システム（第3編3.9）
■予防接種事務委託契約・支払事務委託契約（第3編3.8）
■個別論点⑤

第６回説明会以降の予定は
今後周知させていただきます
（隔月開催を想定）

各会とも、14：00～ 16：00 （120分）で開催予定

7月28日

8月31日

はじめに・・・本説明会の目的

- 本説明会では、全国の自治体が円滑にデジタル化移行できるよう、必要な情報をご説明させていただきます。

- 今年度上半期については毎月開催とさせていただき、以下のとおり２部制で開催させていただきます。第２部については、令和８年度、令和９年度開始自治体についても参加いただけますが、説明内容は別途行うＲ８、Ｒ９向け説明会の内容と重複がある点ご承知おきください。

  第１部（30分）：個別論点の説明
  第２部（60～90分）：R10年度デジタル化実施自治体向けのデジタル化移行支援
  ※「予防接種事務デジタル化の手引き（第0.5版）」に基づく

- 下半期については、隔月開催程度を予定しており、引き続き個別論点の説明をさせていただくとともに、令和８年度デジタル化開始自治体の実施状況等をお知らせさせていただく予定です。

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1．先行実施成果報告（確定版）
①自治体別デジタル利用率

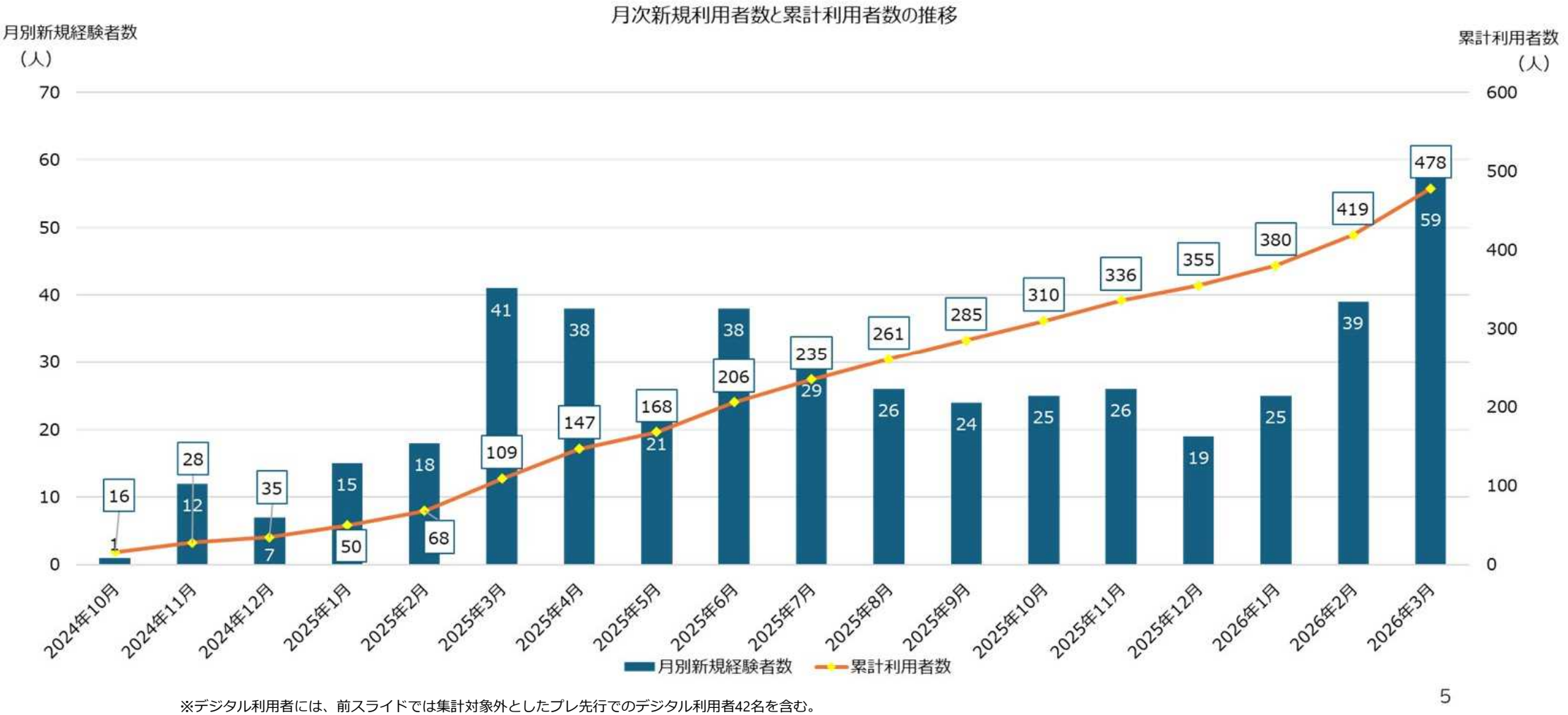
- 先行実施開始（2024年５月からのプレ先行含む）後、2026年２月末の自治体別デジタル利用率は以下のとおり。

自治体名		先行実施状況			2024年4月以降の経験実人数（デジタル、プレ先行を含む）	先行実施期間中のデジタル利用状況		
		医療機関数	対象ワクチン	実施期間		延べワクチン数（デジタル）（a）	延べワクチン数（紙・デジタル全体）（b）	デジタル利用率（a/b)*100
蘭越町	A	1	全種類	2026/2/6～	1人	0件	23件	0.0%
	B	1	インフルエンザ	2025/11/18～2025/12/12	5人	4件	539件	0.7%
留寿都村	A	1	HPV	2025/11/5～	2人	1件	5件	20.00%
	B	1	肺炎球菌	2025/11/5～	2人	1件	110件	0.91%
むつ市	A	6	全種類	2026/1/6～	17人	6件	663件	0.90%
	B	4	肺炎球菌	2026/1/6～	4人	1件	6件	16.67%
東村山市	A	10	全種類	2024/12/1～	91人	227件	3,823件	5.94%
小千谷市	A	6	全種類	2024/11/25～	58人	64件	574件	11.15%
三原市	A	4	全種類	2024/12/2～	156人	833件	8,678件	9.60%
西条市	A	1	全種類	2025/3/3～	37人	324件	1,830件	17.70%
	B	1	肺炎球菌	2025/12/12～	1人	0件	10件	0.00%
諫早市	A	19	全種類	2025/12/22～	7人	19件	1,707件	1.11%
波佐見町	A	1	日本脳炎特例とHPVを除く	2025/9/16～	14人	43件	421件	10.21%
上天草市	A	4	全種類	2025/1/7～	16人	32件	1,958件	1.63%
	B	6	インフルエンザ、肺炎球菌	2025/12/22～	1人	1件	19件	5.26%
都城市	A	1	二種混合2期	2025/10/10～	5人	2件	25件	8.00%
	B	3	肺炎球菌	2025/1/29～	2人	1件	90件	1.11%

※デジタル利用率は、デジタル接種開始月～2026年2月末までに、デジタルで接種された延べワクチン数（a）を紙・デジタルの全体で接種された延べワクチン数（b）で除し百分率（%）で表したもの。

１．先行実施成果報告（確定版）
②自治体別新規デジタル利用者数の推移

- 先行実施開始（2024年５月からのプレ先行含む）後、2026年3月末までの自治体別新規デジタル利用者数の推移は以下のとおり。
- 月により新規経験者数に差異はあるが、全体として増加傾向がみられた。



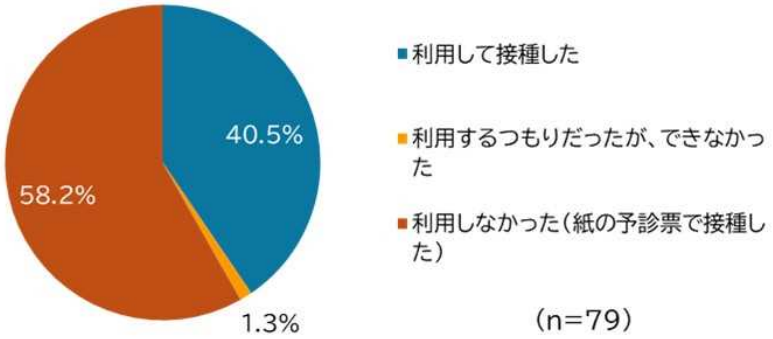
※デジタル利用者には、前スライドでは集計対象外としたプレ先行でのデジタル利用者42名を含む。

1．先行実施成果報告（確定版）
③アンケート調査結果（デジタル予診票サービスの利用の有無・意向）

- 予防接種を受けに来た方に「デジタル予診票サービス」についてお聞きしたところ、A類定期接種の回答者は79件、B類定期接種の回答者は17件（2026年3月末まで）となった。
- A類では回答者の40%がデジタル予診票サービスを利用、今後利用したいという人は87%であった。B類では回答者の12%が利用、今後利用したいという人は41%であった。A類の方が利用率、利用意向ともに高い結果となった。

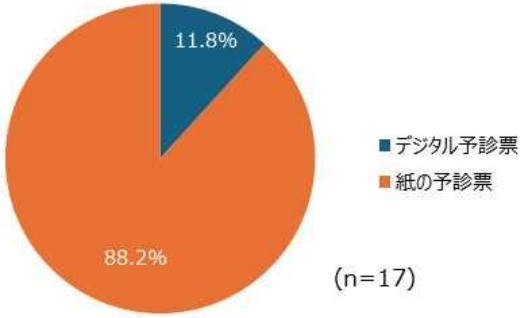
A類定期接種アンケート（Web）結果；N＝79

Q.デジタル予診票サービスを利用したか？

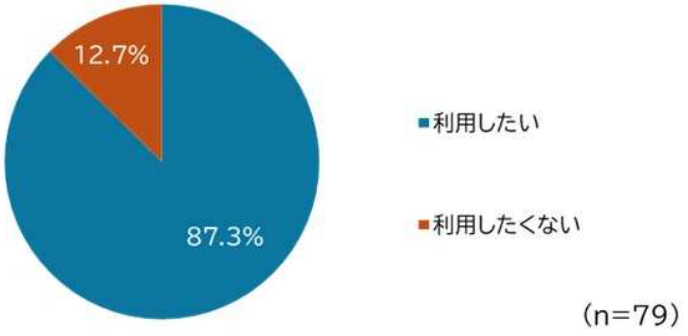


B類定期接種アンケート（紙）結果；N＝17

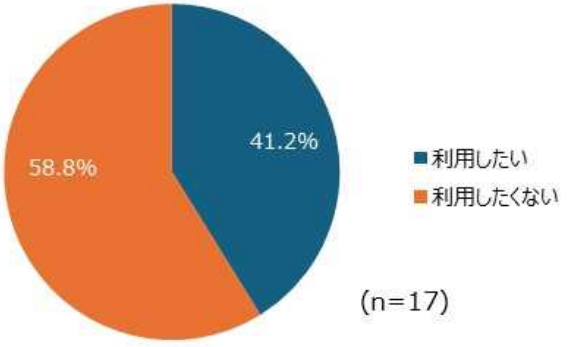
Q.デジタル予診票サービスを利用したか？



Q.今後、デジタル予診票サービスを利用したいか？



Q.今後、デジタル予診票サービスを利用したいか？



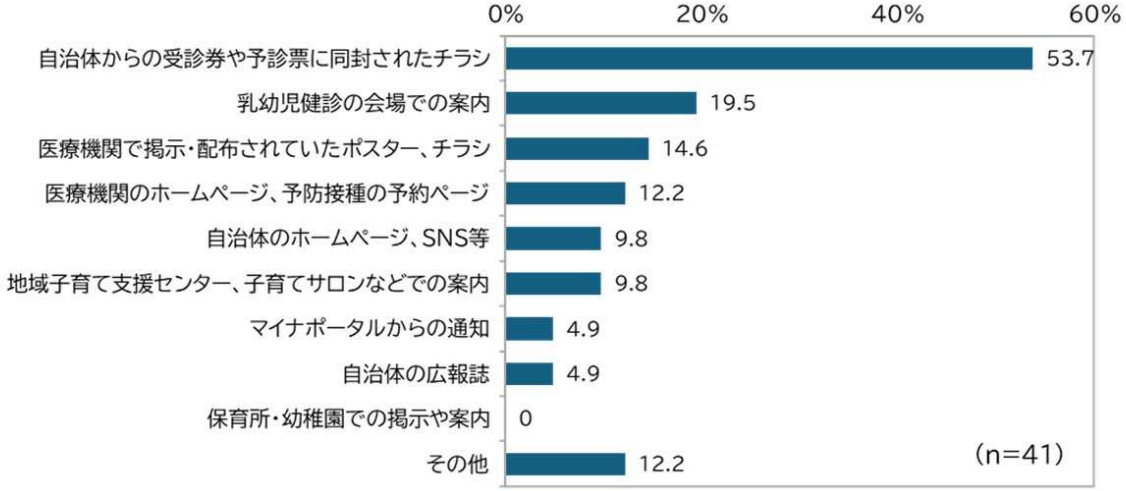
1．先行実施成果報告（確定版）
③アンケート調査結果（デジタル予診票サービスの認知ルート、利用しない理由）

- A類アンケートでは、今後より多くの方に利用していただくための周知方法等に役立てていただくため、サービスの認知経路、利用した理由、利用しなかった理由等をお聞きした。

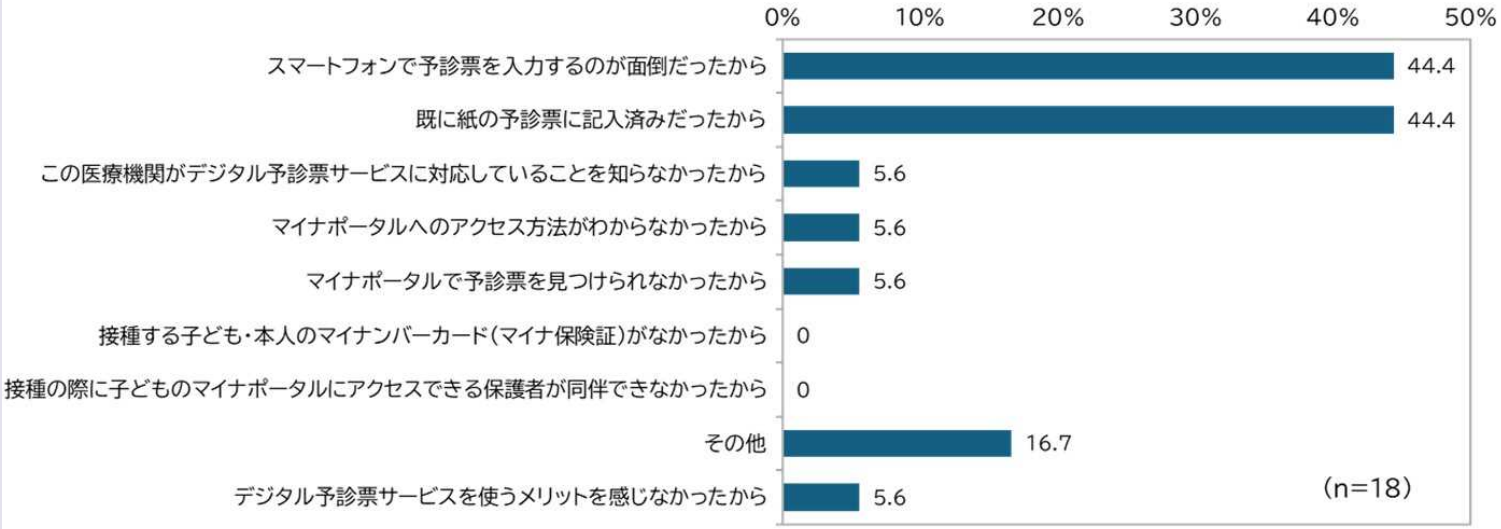
- 来院前から知っていた方の認知経路としては、1位「自治体からの受診券・予診票に同封されたチラシ」、2位「乳幼児健診会場での案内、3位「医療機関のポスター、チラシ」となり、自治体からの働きかけだけでなく、医療機関や保健所等での案内も有効であることが分かった。

- デジタル予診票サービスを知っていたのに利用しなかった理由は、1位「スマホで予診票を入力するのが面倒」、2位「既に紙の予診票に記入済み」となった。一度利用した方の利用意向は高いため、ユーザーの口コミ、利用者の声を掲載するなど、初回のハードルを下げることが有効と考えられる。

Q.デジタル予診票サービスをどのようにして知ったか？



Q.デジタル予診票サービスを利用しなかった理由は何か？



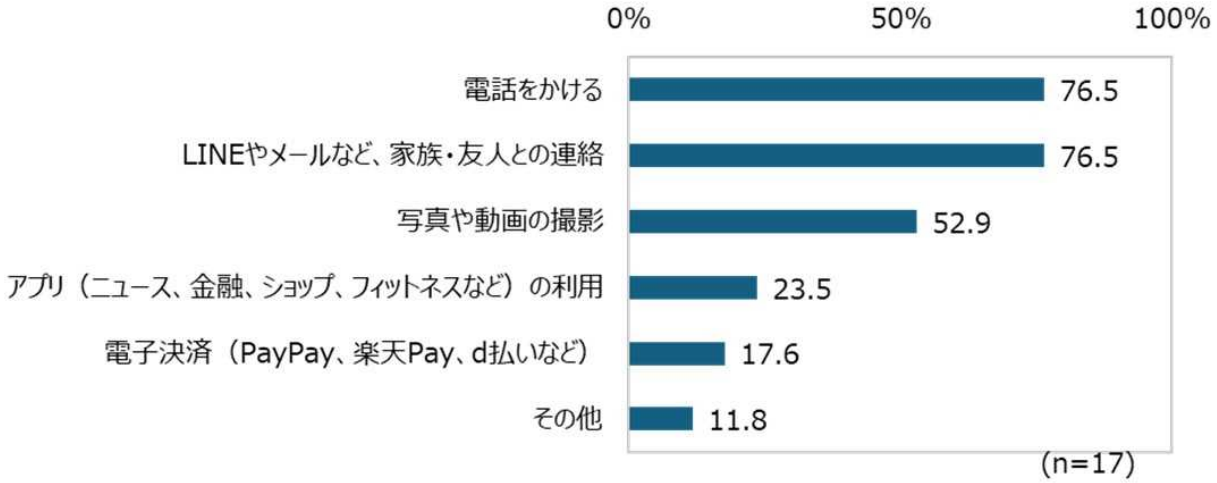
1．先行実施成果報告（確定版）
③アンケート調査結果（スマホ用途、デジタル予診サービス利用時の支援内容）

- B類アンケートでは、デジタル化に不向きと言われている高齢者に対し、どのようなアプローチや支援をすることでデジタル予診票サービスの認知度を上げたり、利用者を増やしたりできるかを検討するために、普段のスマホ利用の実態や必要な支援方法を尋ねた。

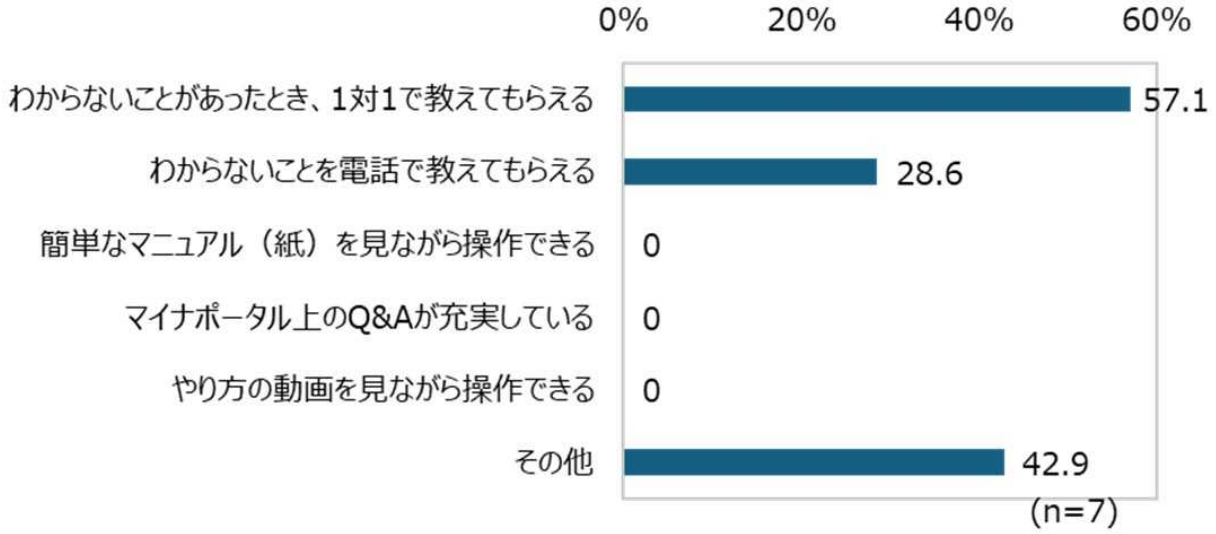
- スマホの利用目的としては、電話だけでなく、家族・友人との連絡にLINE等を使ったり写真や動画撮影、アプリを利用するなど、利用目的が広がってきていることがうかがえた。

- 欲しい支援としては、マニュアルやFAQなど自分ひとりで調べるものより、誰かに教えてもらう支援が望まれている。高齢者向けのスマホ教室や高齢者向けのスマホサポートサービスのように、スマートフォンの普及のためのサービスを参考にするのがよいのではないか。

Q.普段どのような目的でスマートフォンを利用しているか？



Q. デジタル予診票サービスを利用するために欲しい支援はどのようなものか？



第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. **Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について**
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

２．Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について

- Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体は以下のとおり。引き続き伴走支援を通じて、「手引き」の改訂を図っていく。

都道府県	市町村	自治体システムの改修完了時期（見込み）	デジタル予診票を用いた接種の開始時期（見込み）
北海道	蘭越町	令和9年2～3月	令和9年3月
	新十津川町	令和9年2月	令和9年3月
	猿払村	令和8年11月～令和9年2月	令和9年3月
宮城県	蔵王町	令和8年10月	令和9年3月
秋田県	鹿角市	令和8年8月	令和9年3月
	にかほ市	令和9年2月	令和9年3月
山形県	米沢市	令和8年10月	令和9年1月
	金山町	令和9年2月	令和9年3月
福島県	只見町	令和9年1月	令和9年3月
茨城県	ひたちなか市	令和8年3月	令和8年9月
	神栖市	令和8年3月	令和9年2月
埼玉県	本庄市	令和9年2月	令和9年2～3月
東京都	東村山市	令和8年12月	令和9年2月
	利島村	なし	令和8年6月
新潟県	小千谷市	令和9年1月	令和9年3月
広島県	三原市	令和8年12月末	令和9年1月
愛媛県	西条市	令和9年1月	令和9年4月
長崎県	諫早市	令和8年10月	令和8年11月
	波佐見町	令和9年2月	令和9年3月
宮崎県	都城市	令和9年1月	令和9年2月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. **事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）**
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

３．事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）

- 令和８年２月に市町村から提出された「予防接種事務デジタル化に係る事業計画書（第２弾）」の集計結果は以下のとおり。

◆ 健康管理システム標準仕様書（3.1版）の適合予定時期

令和　８年　２月	7
令和　８年　３月	22
令和　８年　４月	9
令和　８年　５月	2
令和　８年　６月	7
令和　８年　７月	1
令和　８年　８月	7
令和　８年　９月	27
令和　８年１０月	39
令和　８年１１月	22
令和　８年１２月	25
令和　９年　１月	17
令和　９年　２月	15
令和　９年　３月	43
令和　９年　４月	40
令和　９年　５月	126
令和　９年　６月	22
令和　９年　７月	3
令和　９年　８月	11
令和　９年　９月	41
令和　９年１０月	45
令和　９年１１月	6
令和　９年１２月	82
令和１０年　１月	37
令和１０年　２月	17
令和１０年　３月	761
令和１０年　４月	229
令和１０年１０月	2
令和１１年　１月	2
令和１１年　４月	2
令和１２年　４月	2
不明	62
導入予定なし※	8
合計	1,741

健康管理システム未導入自治体向けには６月下旬～７月上旬で個別の説明会を開催予定。

◆ デジタル予診票による接種開始目標時期

再度意向聴取した結果、Ｒ９年度開始希望自治体は73市町村となった。個別ヒアリング等を通じ、市町村数は今後も変わり得る。

令和８年度中	20
令和　９年　４月	2
令和　９年　５月	0
令和　９年　６月	1
令和　９年　７月	0
令和　９年　８月	0
令和　９年　９月	1
令和　９年１０月	7
令和　９年１１月	0
令和　９年１２月	2
令和１０年　１月	14
令和１０年　２月	5
令和１０年　３月	41
令和１０年　４月	1237
令和１０年　５月	7
令和１０年　６月	15
令和１０年　７月	6
令和１０年　８月	8
令和１０年　９月	9
令和１０年１０月	39
令和１０年１１月	1
令和１０年１２月	6
令和１１年　１月	3
令和１１年　２月	1
令和１１年　３月	54
令和１１年　４月	43
令和１１年　９月	1
令和１１年１０月	1
令和１２年　４月	1
令和１３年　４月以降	1
不明	215
合計	1,741

※「導入予定なし」の市町村は、CSVファイルにより健康管理システムを介さず直接予予・請求システムへ記録等を登録することでデジタル化を実現する

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. **住民向け周知用資材のご案内**
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4．住民向け周知用資材のご案内(1/2)

- 住民への周知用資材は、加工できる形の印刷用のデジタルデータを厚労省ＨＰで５月中に提供予定。
- 各自治体名の印字を可能としており、印刷・配布については各自治体でご対応いただきたい。

ポスター（政策周知用）



【政策周知用ポスター】

- 「予防接種の手続がスマホ等でできるようになります」というメッセージとともに、マイナポータルからの入力や、接種忘れを防ぐプッシュ通知機能のメリットを周知。
- ご本人・医療機関・国民全体それぞれの視点でのデジタル化の利点も記載。

（活用場所）

自治体の窓口、保健センター、医療機関など

ポスター（デジタル対応施設掲示用）



【デジタル予診票対応施設ポスター】

- デジタル予診票に対応している医療機関であることを示すポスター。
- 子ども向け、高齢者向けそれぞれの定期接種ワクチン名にチェックボックスを設けており、その施設がどのワクチンのデジタル化に対応しているか、来院者に一目でわかる仕様となっている。

（活用場所）

デジタル化対応済みの医療機関の入り口、受付、待合など

４．住民向け周知用資材のご案内(２/２)

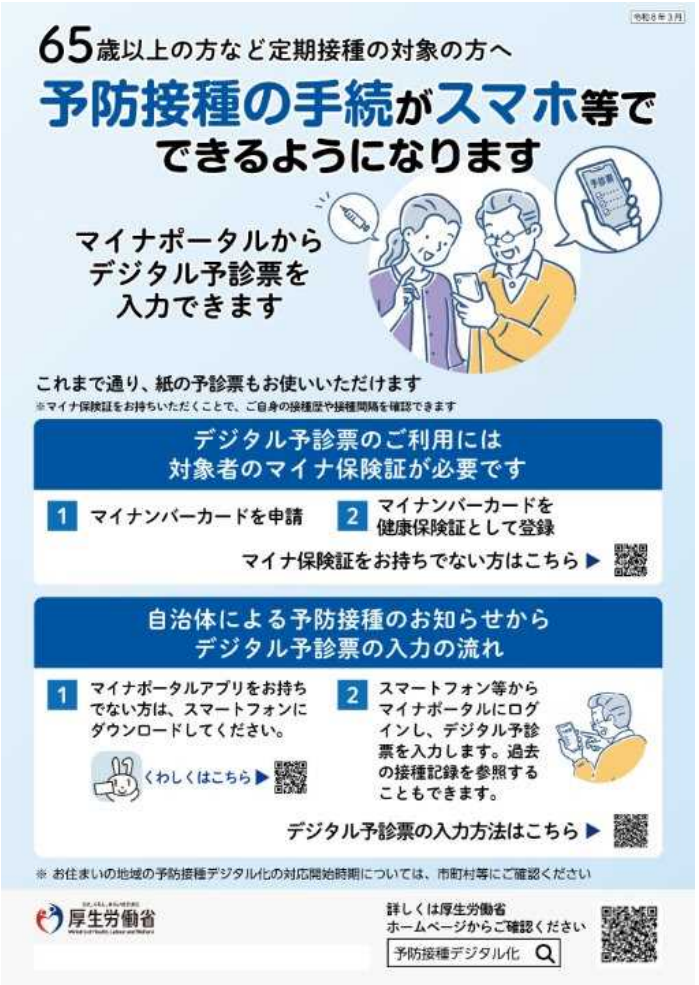
リーフレット（子ども保護者向け）



【保護者の方（A類用リーフレット）】

- 小児等の定期接種対象者の保護者に向けた案内。
- マイナポータルへの「予防接種のお知らせ」通知機能の紹介。
- 出生届と同時に申請が可能な「マイナンバーカード特急発行」についても記載しており、新生児の保護者がスムーズに手続きを始められるよう工夫。

リーフレット（高齢者向け）



【65歳以上の方など（B類用リーフレット）】

- 高齢者等の定期接種対象者に向けた案内。
- マイナポータルアプリのダウンロードから、スマートフォンでのログイン・デジタル予診票入力までの流れを順序立てて解説。
- 「これまで通り、紙の予診票もお使いいただけます」と明記することで、デジタル操作が苦手な方への不安を和らげるよう工夫。

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. **主なイレギュラーケース**
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

５．主なイレギュラーケース
①マイナンバーカードがない場合

- 保険証登録済みマイナンバーカード（マイナ保険証）が接種当日にない場合の対応方針は以下のとおり。

デジタル予診票回答済みで接種当日にマイナ保険証を忘れた方への対応方針　**※予防接種対象者番号がその場でわからない前提**

【予診票 】

医療機関では過去の接種記録と回答済み予診票の閲覧ができないため、マイナ保険証を取りに帰っていただくか、紙予診票に記入し直していただく必要がある。

【記録の登録（＝請求）方法】　※紙予診票に記入し直していただいた場合

以下のいずれかとなる。

- 従来の方法で紙予診票に接種記録等を記入し、自治体等に送付
- 被接種者の４情報（カナ氏名、住所、性別、生年月日）と接種記録情報を医療機関アプリ（※）又は予防接種サイトから登録した上で、予診票を自治体へ送付　※令和９年４月以降医療機関アプリでも対応予定

マイナ保険証を持たない方への対応方針

- 自治体が発行する予防接種対象者番号が分かれば一意に対象者を特定でき、医療機関はマイナ保険証利用時と同じように過去の接種記録の閲覧（※）と接種記録の登録を行うことができる。
- マイナ保険証の普及の過渡期においては、予防接種対象者番号の予診票への印刷などで医療機関のデジタル事務が円滑に進むようご留意いただきたい。

※悪用を防止するため、予防接種対象者番号利用時は、過去の接種記録については自院の記録しか閲覧できない。ただし、接種間隔チェックは、全ての過去の接種記録情報に基づき行われる。

５．主なイレギュラーケース
②高齢者施設等や訪問診療等での接種の場合

- 高齢者施設等や訪問診療等で保険医療機関の医師が予防接種を実施する場合の対応方法は以下のとおり。

【前提】
- デジタル予診票を利用する場合
　高齢者施設等や訪問診療等において医療機関アプリ（※）を利用してデジタル予診票を用いた予防接種事務を行うパターン。スマートフォン等にインストールされたマイナ資格確認アプリにおいてマイナ保険証又は住民に通知された予防接種対象者番号による本人確認が必要。なお、マイナ資格確認アプリは予予・請求システム用のアカウントを利用する必要があるため通常診療時のアカウントから切り替えて使用する必要がある。※訪問先で医療機関アプリが使える（wi-fi設備がある、SIM内蔵の場合）環境である前提。

- 紙予診票を利用する場合
　高齢者施設等や訪問診療等においては紙予診票にて事務を行い、その後医療機関にて医療機関アプリ又は予防接種サイトを利用して接種記録登録を実施するパターン。

高齢者施設等や訪問診療等における対応方法		本人確認方法	予診票形式	接種記録登録方法
PTN1	予防接種事務はデジタル予診票を利用する 訪問先にてデジタル予診票および接種記録を登録する	• マイナ資格確認アプリ（マイナ保険証） • 予防接種対象者番号	• デジタル予診票	• 医療機関アプリ
PTN2	予防接種事務は紙予診票を利用する 自院に戻り、当日本人確認を実施した対象者を選択・受付し紙予診票から接種記録を登録する		• 紙予診票	• 医療機関アプリ • 予防接種サイト
PTN3	予防接種事務は紙予診票を利用する 自院に戻り、紙予診票から被接種者の４情報（カナ氏名、住所、性別、生年月日）を基に接種記録を登録する	• 上記以外		

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. **接種記録データの作成方法等について**
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

６．接種記録データの作成方法等について
①はじめに

- 令和８年３月24日開催の「予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会（令和７年度第８回）」において、厚労大臣への報告が義務となる令和８年６月以降の接種記録データの予予・請求システムへの移行方法についてご説明したところ、以下のようなご質問を多くいただきました。
  - ✓ 現在自治体では管理をしていないGTINコードとは、どのようなものなのか
  - ✓ 現在自治体で管理している項目からGTINコードに変換が可能なのか
  - ✓ 各種番号やコードがどのような体系となっているのか
  - ✓ 接種記録データにはGTINコードが必ず必要なのか
  - ✓ ロット番号から一意にワクチン販売名を特定することができるのではないか
  - ✓ 販売元が異なるワクチンは、GTINコードを特定することができないのでは
  - ✓ 医療機関コードは紙予診票からわからない

- ついては、上記について補足説明をさせていただくとともに、接種記録データ作成における更なる負担軽減策を検討しましたので、前回からの変更点をご説明させていただきます。

６．接種記録データの作成方法等について
②各種用語説明

ワクチン一般名	• 疾病や有効成分に基づきワクチンの種類を示す名称のこと。 • 製品に依らない共通の分類名である。
ワクチン販売名	• ワクチンの箱や説明書、接種記録で使われる、ワクチンの正式な商品名のこと。
製造販売元	• 当該ワクチンの製造および販売に責任を持つ企業名のこと。 • 品質・供給・安全性情報の提供主体となる。
販売元	• 医療機関および自治体へ正規にワクチンを流通・供給する卸売業者のこと。
予防接種管理番号	• 予予・請求システム上で接種記録を個別に識別・追跡し照合する一意の管理番号で、主に自治体等が運用し記録整合性を保つ番号のこと。 • ワクチン種別、期、価、回数等で構成される。
GTINコード	• 医薬品の製品および包装単位ごとに付与される国際的な識別コードのこと。 • 流通・在庫管理に用いられ、同一製品でも包装単位ごとに異なる番号が設定される。
ロット番号	• 同一条件で製造された製品のまとまり（製造ロット）を識別する番号のこと。
医療機関コード	• 地方厚生局から保険医療機関の指定を受けた病院・診療所・薬局に付与される10桁の固有番号のこと。 • 予予・請求システムの医療機関マスタ画面より検索が可能。

6．接種記録データの作成方法等について
③バーコードの情報体系と予予・請求システムにおけるGTINコードの役割

- ワクチンには、調剤包装単位、販売包装単位、元梱包装単位ごとにバーコードが印字されており、GTINコードを含む製品情報が付与されている。

- GTINコードは、調剤包装単位、販売包装単位、元梱包装単位で付属しているバーコードに含まれている14桁の番号のこと。
- 予予・請求システムでは接種記録のデータを蓄積するうえで、接種したワクチンを管理するためGTINコードを利用している。
- 医療機関アプリのカメラ機能やバーコードリーダーでバーコードを読み込むことで、GTINコード（企業コード、商品コード）、有効期限、ロット番号・記号などのワクチン情報を自動かつ正確に取得することができる。

◆ワクチンの箱に印字されているバーコードの情報体系

GS1 データバー 限定型 合成シンボル※



GS1 データバー 二層型 合成シンボル※



GS1-128 シンボル※



取得項目
GTINコード
ロット番号
有効期限
数量（販売包装単位）

※医療用医薬品特定用符号表示ガイドラインから引用

➢ ロット番号とGTINコードの違い
ロット番号は製造単位の識別情報であり、製品・包装単位を識別するGTINコードとは異なる。
ロット番号のみではGTINコードを一意に特定できないため、GTINコードの登録が必要となる。

◆予防接種管理番号・製造販売元・
ワクチン販売名・販売元とGTINコードの関係

予防接種管理番号	製造販売元	ワクチン販売名	販売元	GTINコード
XXX01001	製造販売元１	ワクチン販売名１	販売元１	12345678901233
YYY01001	製造販売元２	ワクチン販売名２	販売元２	12345678901234

• 予防接種管理番号＋（製造販売元 or ワクチン販売名）
• 予防接種管理番号＋（製造販売元 or ワクチン配売名）＋販売元 (※)
のいずれかの組み合わせにより、GTINコードの特定が可能である。
※ただし、**販売元が複数存在する場合には、紙予診票からではGTINコードが一意に定まらないケースがあるため、ダミーのGTINコードで対応する**こととする。

６．接種記録データの作成方法等について
④R9以降デジタル化自治体の登録ファイルの必須項目に係る再整理（１/２）

- 令和７年度第８回自治体説明会では、R9.4以降に実施する接種記録情報の登録においては、現在公開しているIF上の必須項目25項目を６項目とする改修を行い、自治体の入力負担が軽減される旨を説明したところ。
- 接種記録ファイル作成における更なる入力負担軽減策を検討し、以下２点を再整理した。
  - **必須項目としていた医療機関コードを任意項目とする。**
  - **必須項目としていたGTINコードは、紙予診票から確認可能と考えられる「ワクチン販売名」又は「製造販売元」のいずれかに替えることができることとする（条件付き必須項目）。** ※本対応が困難でやむを得ない場合、スライド30の留意事項参照。

項目	予防接種管理ID	実施日	医療機関コード	実施場所	医師名	予防接種対象者番号	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	接種時年齢	住所	時間外フラグ
説明	予防接種管理情報を識別するID	予防接種の実施日を示す	接種した医療機関コード	接種を実施場所	予防接種を実施した医師名を示す	市町村等番号(6桁)＋対象者番号(15桁)	接種対象者の氏名	接種対象者の氏名	0:不明 1:男 2:女	YYYY-MM-DD	接種対象者の接種時年齢	接種対象者の住所	0:非該当 1:該当
再整理後	○（自動入力）	○				○							
前回（第８回）説明時	○（自動入力）	○	○			○							
入力例	10000001	2013-11-01	1213456790⇒**任意に**	データ病院	田中　太郎	123456789012345000000	予防　太郎A	ヨボウ タロウ	0	2013-11-01	12歳 0か月 24日	東京都江東区	0

医療機関コードの入力を必須とはせず、任意とする。

項目	休日フラグ	高齢者定期接種判定区分	長期療養区分	生活保護区分	非課税区分	中国残留邦人区分	障がい者区分	その他免除区分	接種対象者区分の修正理由	減免区分の修正理由	予防接種管理番号	ワクチン通称
説明	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	00:非該当 01以降:自治体毎に定義	接種対象者区分を変更した理由	減免区分を修正した理由	予防接種の管理番号を示すコード	ワクチンの通称を示す
再整理後											○	
前回（第８回）説明時											○	
入力例	0	0	1	0	0	0	0	00			123456878	インフルエンザワクチン

６．接種記録データの作成方法等について
④R9以降デジタル化自治体の登録ファイルの必須項目に係る再整理　（２/２）

項目	期	回数	回数通称	実施区分	接種区分	予防接種を行えなかった理由	GTINコード	ワクチン販売名	製造販売元	販売元	ロット番号	ワクチン有効期限	接種量（ml）
説明	ワクチンの期を示す	ワクチンの回数を示す	ワクチンの回数通称を示す	1：集団 2：個別	1：接種 2：予診のみ	受付したが予防接種を行えなかった際の理由	GTIN-14（集合包装用商品コード）を示す	助成対象ワクチンのワクチン販売名	ワクチンの製造販売元の名称を示す	ワクチンの発売元の名称を示す	ワクチンのロット番号を示す	実施した予防接種のワクチン有効期限を示す	ワクチンの接種量を示す
再整理後								**○※**					
前回（第８回）説明時							○						
入力例	1	1	１期１回目	1	1		12345678901234	販売名	製造会社	販売会社	12B	2025-01-01	20

※

※条件付き必須項目：いずれかを入力

GTINコードのかわりに、ワクチン販売名または製造販売元を入力すれば足りる（３つのうち、いずれかを入力することが必須）

項目	接種方法	その他（接種方法）	接種部位	その他（接種部位）	間違い接種フラグ	間違い接種種別	間違い接種の理由	同時接種グループ	システム外請求フラグ	海外接種フラグ	特別の事情	特別の事情（医師補記）
説明	実施した予防接種の接種方法を示す	接種方法について選択肢以外のその他の情報を示す	実施した予防接種の接種部位を示す	接種部位について選択肢以外のその他の情報を示す	0:該当しない 1:該当する	間違い接種を実施した理由を表すコード	間違い接種を実施した理由	予防接種の同時接種を行うグループを示す	0:非該当 1:該当	海外接種の実施対象かどうかを識別するフラグ	実施した予防接種における特別の事情を示す	実施した予防接種における特別の事情の補記を示す
再整理後												
前回（第８回）説明時												
入力例	01		01		0				0	0		

６．接種記録データの作成方法等について
⑤対応表を用いた接種記録ファイルの作成方法の流れ（ワクチン情報部分）

- 紙予診票からの接種記録登録時には、接種記録ファイルの必須項目である予防接種管理番号を直接確認することができないため、紙予診票に記載の情報から、本年６月公開予定の「ワクチン製品－GTIN対応表」（以下、「対応表」）を用いて予防接種管理番号を取得し、製造販売元又はワクチン販売名のいずれかで接種記録ファイルを作成する必要がある。

対応表
（イメージ）

ワクチン種別	接種期	接種回数	予防接種管理番号	製造販売元	ワクチン販売名	販売元	GTINコード
BCG	1	1	XXX01001	製造販売元１	ワクチン販売名１	販売元１	12345678901231
5種混合	1	1	YYY01001	製造販売元２	ワクチン販売名２	販売元２	12345678901232
5種混合	1	2	YYY01002	製造販売元２	ワクチン販売名２	販売元２	12345678901232
5種混合	1	3	YYY01003	製造販売元２	ワクチン販売名２	販売元２	12345678901232
5種混合	2	1	YYY02001	製造販売元２	ワクチン販売名２	販売元２	12345678901233

1.ワクチン種別・接種期・接種回数を元に対応表を検索

2.対応表から予防接種管理番号を取得

GTINコードの入力がなくても、製造販売元またはワクチン販売名の登録により、予予・請求システム内でGTINコードを補完する。

4.予予・請求システムへファイルアップロード

PC

紙予診票

紙予診票からの取得項目
- ワクチン種別
- 接種期
- 接種回数
- 製造販売元
- ワクチン販売名

対応表からの取得項目
- 予防接種管理番号

3.製造販売元又はワクチン販売名をファイルへ記入 ※１ ※２

接種記録ファイルへの登録項目
- 予防接種管理番号
- 製造販売元
- ワクチン販売名

いずれか１つ

3.接種記録ファイルの作成

接種記録ファイル

※１　紙予診票（ロット番号シール含む）から製造販売元、ワクチン販売名のいずれも確認できない場合は医療機関等に確認する必要がある

※２　販売元が異なるワクチンの場合で、紙予診票から販売元の判別が困難な場合は、対応表にはダミーGTINを用意してあるため、製造販売元またはワクチン販売名のいずれかを入力する（現時点では、水痘、日本脳炎、インフルエンザが該当）

６．接種記録データの作成方法等について
⑥まとめ（1/2）

- 前回（R7第８回説明会）説明時からの変更点

  接種記録フィアル作成においては、

  ✓ 必須項目としていた**医療機関コードを任意項目**とする。

  ✓ 必須項目としていたGTINコードは、**紙予診票から確認可能と考えられる「ワクチン販売名」又は「製造販売元」のいずれかの入力でよい**こととし、条件付き必須項目とする。

- 対応表を用いた接種記録ファイルの作成方法の流れ（ワクチン情報部分）

  ① **紙予診票上のワクチン種別・接種期・接種回数を元に**対応表を検索の上、**予防接種管理番号を取得**し接種記録ファイルに**登録**

  ② **紙予診票上の製造販売元**または**ワクチン販売名**のいずれかを接種記録ファイルに**登録**

  ※紙予診票（ロット番号シール含む）から製造販売元、ワクチン販売名のいずれも確認できない場合は医療機関等に確認する必要がある

  ③ **接種記録ファイル**を予診・請求システムへ**アップロード**

«留意事項»

国としては、ワクチンの有効性・安全性分析の観点から、予防接種データベースに格納されるデータの精度確保のため、上記の対応を基本に依頼させていただく。しかしながら、上記②にあたり、登録すべき接種記録項目が膨大で、システム改修をしなければ対応できないなどやむを得ない場合は、令和８年６月～デジタル化開始までの間の接種記録情報に限り、予防接種対象者番号（誰が）と実施日（いつ）と予防接種管理番号（何のワクチンを）のみの登録でも差し支えないこととする。

６．接種記録データの作成方法等について
⑥まとめ（2/2）

補足事項とお願い

- 先述の内容を踏まえた整理は下表のとおりであり、以下の補足を踏まえた上で、R8.6～デジタル化開始までの接種記録の入力項目について検討いただきたい。
  - ✓ **<u>各自治体デジタル化開始後の紙予診票については</u>**、「GTINコード」「ワクチン販売名」「製造販売元」の**<u>いずれかを必ず入力</u>**いただくことになる。
  - ✓ **<u>R8.6以降の接種記録</u>**については、**<u>住民のマイナポータル上で</u>**
    ①**<u>接種記録</u>**として表示されるとともに、
    ②**<u>接種済証</u>**としての表示・発行が可能であるが、
    ワクチン販売名or製造販売元、ロット番号のいずれかが登録されていない場合、②接種済証は表示されない。

	登録目的	R8.5以前 （予予・請求システムへの登録は任意）	R8.6～デジタル化開始まで （予予・請求システムへの登録は必須）	デジタル化開始以降 （予予・請求システムへの登録は必須）
ファイル必須項目	システム上必須のため	・予防接種対象者番号	・予防接種対象者番号	・予防接種対象者番号
				・医療機関コード
	改正法第23条第２項の報告義務のため	・実施日	・実施日	・実施日
		・予防接種管理番号	・予防接種管理番号	・予防接種管理番号
				・ワクチン販売名 or 製造販売元
ファイル任意項目			・ワクチン販売名 or 製造販売元 **<u>※国としては、データの精度確保のため、原則入力いただきたい項目である。</u>**	
			・ロット番号	・ロット番号
マイナポ上の接種済証		R8.5以前の接種記録は一律表示されない	マイナポ上の接種済証は欠如項目がある場合は表示しない仕様としている。ついては、**<u>ワクチン販売名or製造販売元、ロット番号のいずれかが登録されていない場合は表示がされない点にご留意いただきたい。</u>**住民から求められた場合は自治体で欠如項目を補完の上、自治体向け予防接種サイトでの発行対応が必要となる。	

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. **R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点**
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

7．R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
①これまでの背景・制度運用の進展に伴う課題

- これまでの接種記録の副本登録に係る整理では、転入時に他市町村より連携した接種記録を含めて副本登録することが推奨されており、自治体間で保持する接種記録データの重複が発生する運用となっている。
- 今般のデジタル化に伴い、
  - ✓ 予予・請求システムへの接種記録データ移行時は、自自治体の接種記録のみを移行していただく必要
  - ✓ 予予・請求システムを利用開始後は過去の接種記録は予予・請求システムにおいて確認できるようになること

を踏まえ、R8.6以降の副本登録に係る整理を行うこととする。

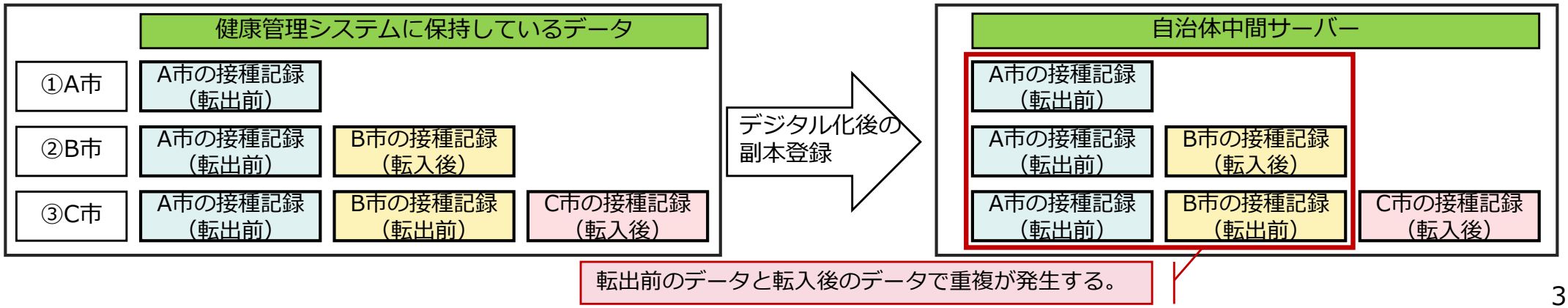
これまでの背景

- 平成28年12月14日付け事務連絡（※）において、副本登録するデータについて「転入時に他市町村より連携したデータを含めて登録することが望ましい」とされた。
  （※）「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について（依頼）」
- 当時は自治体間で接種記録を正確かつ確実に確認できない状況があったため、転入先自治体において過去を含めた予防接種履歴を把握し、正確な接種管理を行う必要があった。
- 本運用は推奨事項であるため、一部自治体においては実施されていない場合もあるが、制度上は想定されている運用である。

制度運用の進展に伴う課題

- 制度運用が進む中で、副本登録や情報連携の活用が各自治体で広がってきた。
- その結果、転入時に他自治体の接種記録も含めて副本登録する運用を継続した場合、同一の接種記録が複数自治体で登録される。それにより、データ重複の課題が顕在化してきた。

（例）①A市⇒②B市⇒③C市と転入転出をした接種対象者の転出前データを含めて副本登録した場合



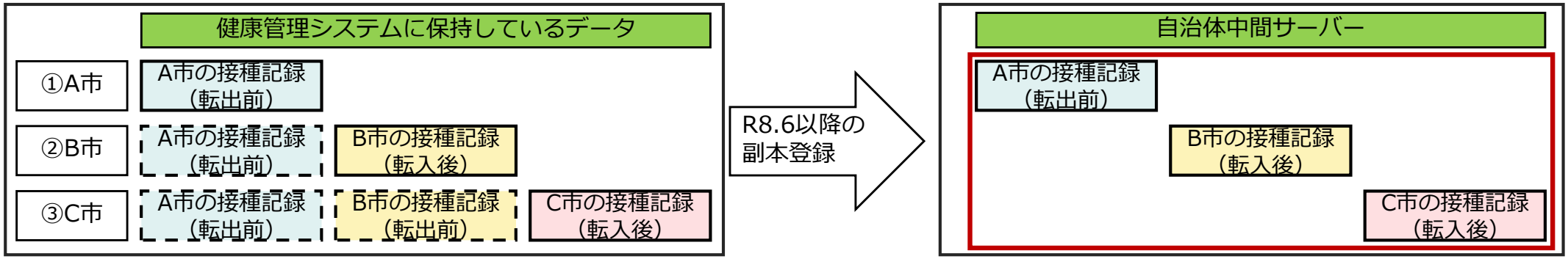
7．R8.6以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
②R8.6以降の副本登録の基本的な考え方

- 予予・請求システムへの接種記録データ移行を円滑に進めるため、**R8.6以降は、自自治体で実施した接種記録のみを副本登録することとされたい。**（今後、改正予防接種法施行通知の中でお示しする予定）
- なお、R8.6以降の接種記録データの移行も当然ながら、R8.5以前の接種記録データの移行についても、自自治体の接種記録データのみを予予・請求システムに移行していただくよう、適切なデータクレンジング等の実施にご留意いただきたい。

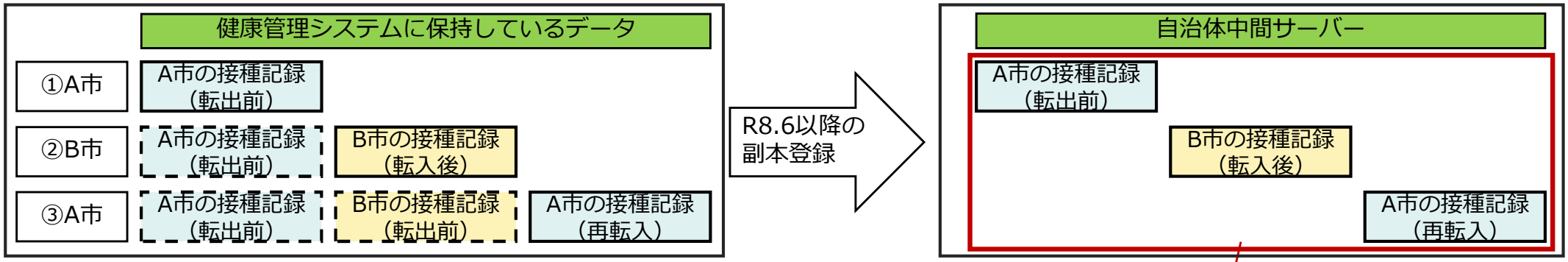
R8.6以降の副本登録の基本的な考え方

- R8.6以降、副本登録は自自治体で実施・把握した接種記録のみを対象とする。
- 転入時に他自治体から情報連携により取得した接種記録については、副本登録の対象としない。
- 他自治体の接種記録は副本登録は行わないが、接種管理のため、引き続き健康管理システムで保持することは差し支えない。
- 既に副本登録済のデータについては重複登録とならないよう、差分管理（更新分のみ登録）を行うこととする。

（例1）①A市⇒②B市⇒③C市と転入転出をした場合



（例2）①A市⇒②B市⇒③A市と転入転出をした場合（同一自治体への再転入）



凡例：副本登録なし　副本登録あり

自自治体分のみ登録することで、データ重複を防止する。

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. **住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について**
9. 主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

８．住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について

現行の運用

- 定期接種の対象者や保護者が里帰りをしている、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、以下の手続を行うなど必要な配慮をするよう、定期接種実施要領において周知しているところ。

  ・住所地以外の医療機関と委託契約を行う

  ・住所地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する

  ・住所地の市町村長が定期接種の対象者から事前（※）に申請を受け付けた上で償還払いを行う

※　住所地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該住所地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこととしている。

予防接種事務のデジタル化後の運用

- 全国の市町村と契約を希望する全国の医療機関の間で、予防接種実施の委託に係る集合契約を締結することにより、個別の委託契約・事前申請・償還払い等の手続が不要となる予定。
- なお、集合契約への加入市町村・加入医療機関については、令和10年４月にかけて順次増えていく見込みであるが、全国の市町村・医療機関が加入するまでの間においては、**引き続き、個別の委託契約・事前申請・償還払い等の手続を行い、予防接種を受ける機会を適切に確保するよう、必要な配慮を行うこと。**

第１部　個別論点

1. 先行実施成果報告（確定版）
2. Ｒ８年度にデジタル化を開始する自治体について
3. 事業計画書（第２弾）集計結果（R8.4.10時点）
4. 住民向け周知用資材のご案内
5. 主なイレギュラーケース
6. 接種記録データの作成方法等について
7. R8.6月以降の副本登録の取扱いと記録移行の際の留意点
8. 住所地外の市町村で定期接種を受ける場合の対応について
9. **主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）**

９．主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）

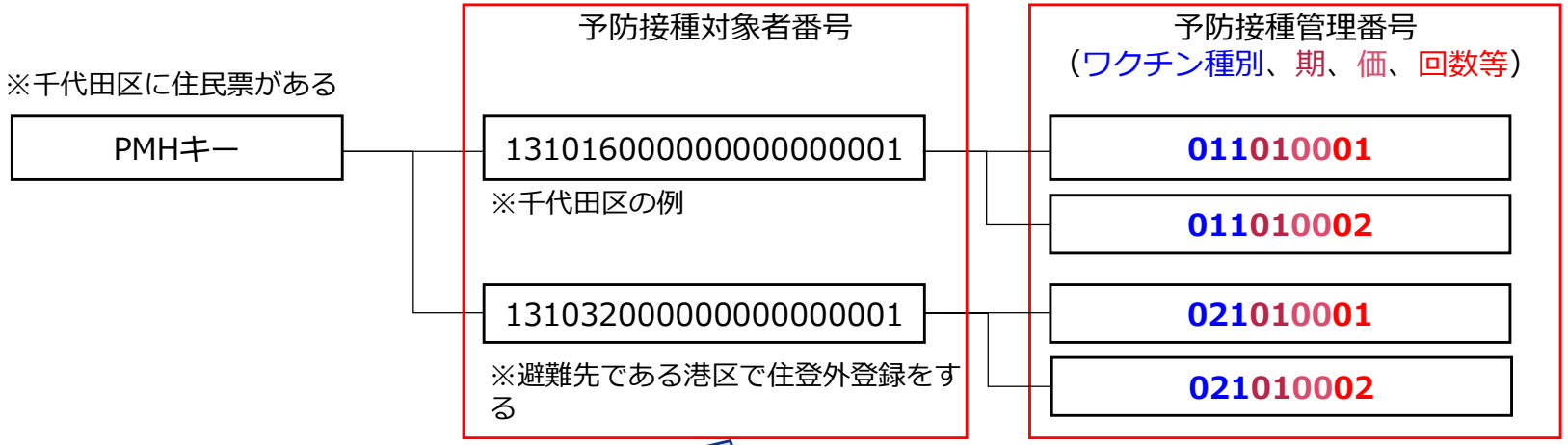
カテゴリー	質問内容	回答	手引き
紙とデジタルの混在における契約種類	紙とデジタルが混在する場合、集合契約と従来通りの郡市区医師会との個別契約の2種類の契約をするという理解でよいでしょか。	ご理解の通りです。デジタル化対応の医療機関と、未対応の医療機関が混在する過渡期において、個別契約を結ぶ必要があります。	第3編 3.7
紙予診票の予予・請求システムへの入力	紙予診票の予予・請求システムへの記録登録は自治体が入力する方針となったのでしょうか。	原則、医療機関で入力いただく前提ですが、自治体と医療機関相互で協議ください。 現状は、自治体側で職員が入力又はパンチ業者に外部委託しているケースがあります。	第4編 A-2
支払スケジュール	デジタル化後の医療機関への支払は、従来よりも遅れることになるとの説明があります。医療機関にはどのように説明したらよろしいのでしょうか。	紙予診票とデジタル予診票の併用期間における医療機関への支払いを円滑に実施する方策について、以下に３つの対応案をお示しすることから、各自治体においてはこれらを参考の上、今後の医療機関への支払いスケジュールをご検討ください。 対応案① 紙の予診票を月複数回の医療機関より回収することよる入力負荷の分散 対応案② 自治体及び連合会の支払い業務の効率化による支払スケジュールの短縮化 対応案③ システム外請求処理で連合会を経由せず、医療機関へ直接支払い	第4編 A-4
住登外者、DV、避難者	住登外者の場合、居住地で対象者登録を行い、居住地で接種するとのことですが、そうすると居住地、住所地で同じ対象者が２人登録されることになるかと思いますが、名寄せ等行われる仕組みはあるのでしょうか。	法令の規定や解釈は変わりありません。居住実態のある者に対して当該自治体で接種を行う場合は、住登外登録を予予・請求システムにしていただき、接種を実施してください。　※次項スライド参照	QA09-0236 QA13-0036
説明会の動画公開	令和10年度に開始する自治体にも、令和8年度・9年度向け自治体説明会のアーカイブ・資料を公開していただけないでしょうか。	令和8年度・9年度向け自治体説明会の内容は、過渡期における説明が多いため、アーカイブ・資料は対象自治体のみとする予定です。 令和10年度開始自治体に向けには、同様の内容を別途ご提供する予定です。	

※この他にいただいているご質問は、内容をまとめた上で手引きのQAに追加させていただく方針です

9．主な質問と回答（令和7年度第8回自治体向け説明会）
（参考）住登外者の対応について

- 基本的に住登者が他市で予防接種を実施する場合は転入を行う必要があるが、避難者等の場合は他市にて住登外登録を行い予防接種対象者登録を実施することになる。
- 他市で住登外登録を実施することで、PMHキーを基に住民に紐づく記録を一元管理することが可能となる。

パターン	実施主体	住民票の場所	実施主体での住民管理	健康管理システムの管理	予予・請求システムの管理
①	避難元の自治体	避難元	住民として取り扱う（住基と整合している状態）	住基連携	避難元の住民として管理
②-1	避難先の自治体	避難先	住民として取り扱う（住基と整合している状態）※転出入処理	住基連携	避難元の住民は消除 避難先の住民は新規管理
②-2		避難元	仮の住民として取り扱う（住基と整合していない状態）※住登外	住民を作成 ・マイナンバー ・予防接種対象者番号	避難元の住民は残置 避難先の住民は新規管理



第２部　予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）

1. 予防接種事務デジタル化の概要（第１編）
2. 主要タスク・移行計画の策定（第2編）①
3. デジタル化方針・移行計画の策定（第3編3.1）①
4. 郡市区医師会・医療機関への説明（第３編3.2）
5. 医療機関へのデジタル化環境調査等の実施（第3編3.3）
6. 個別論点①

　第4編　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ(1)(2)

第0.5版

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）

第0.5版　手引きの概要

厚生労働省　健康・生活衛生局
感染症対策部　予防接種課

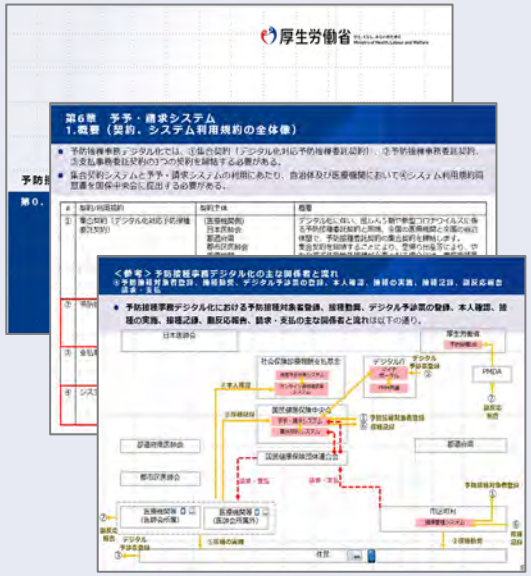
令和８年3月31日

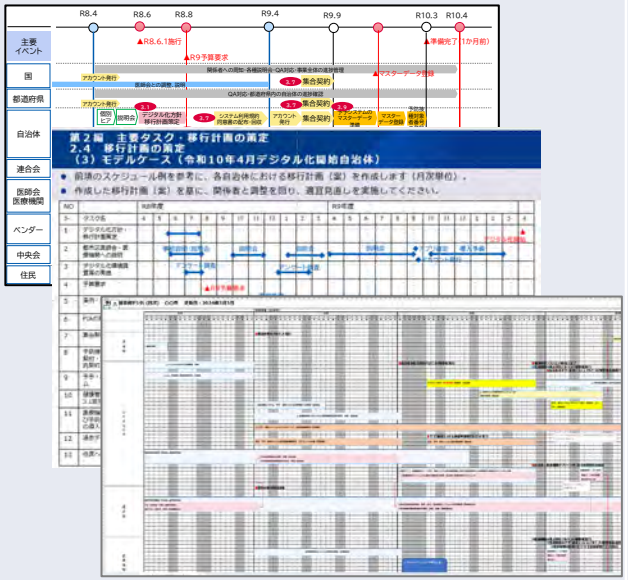
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）
（3）「手引き」の３点セット

- 手引きは、①手引き（本編）、②移行計画ワークシート/標準スケジュール、③QA集の３点セットで構成。
- これまでの自治体説明会等を通じてご説明していた各種スライドや、QAなどを、自治体職員のやるべきタスクに沿って説明資料を再構成しております。
- 「手引き」は、継続的・タイムリーに更新し、**自治体職員のバイブル**となるよう提供します。

①手引き（自治体向け）	②移行計画ワークシート 標準スケジュール（サンプル）	③QA集
予防接種事務デジタル化の基本的な事項や必要となるタスクについて解説したもの。	必要なタスクの順序を整理した「ワークシート」を提供。 ワークシートの各タスクの標準スケジュール（サンプル）を提供	予防接種事務のデジタル化に関するこれまでのQAを整備。







FAQ
よくある質問と回答

第0.5版

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）

第0.5版

厚生労働省　健康・生活衛生局
感染症対策部　予防接種課

令和８年3月31日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

第0.5版手引きの発刊に寄せて

改訂履歴

用語の説明

第１編　予防接種事務デジタル化の概要

第２編　主要タスク・移行計画の策定

第３編　主要タスクの実施内容

第４編　個別論点

別　添　予防接種事務デジタル化の関連資材

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第１編　予防接種事務デジタル化の概要

1.1　予防接種事務デジタル化の背景・経緯等
1.2　予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット
1.3　接種対象者・医療機関のメリット
1.4　接種状況に関するダッシュボード
1.5　デジタル化後事務フロー（全てデジタルで行う場合）
1.6　デジタル化後の「紙」の予診票の取扱い
1.7　医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法
1.8　医療機関での業務フロー
1.9　医療機関内のレイアウト例
1.10　医療DXの概要
1.11　予防接種事務デジタル化に関する情報提供、ヘルプデスク

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.１　予防接種事務デジタル化の背景・経緯等

背景・経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、次の課題が浮き彫りとなった。
  ①　紙をベースとした予防接種事務の事務負担
  ②　予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤の不存在
- このため、**令和４年改正法（※）により予防接種法を改正**し、**予防接種事務デジタル化に必要となる規定の手当て**を行った。
  ※　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第96号）
- これらの規定の施行期日を、11月25日閣議決定・28日公布の政令により、**令和８年６月１日と定めた**。
  ※　法律上は、公布の日から起算して３年６月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

デジタル化の概要

➢ **一次利用（予防接種の対象者・自治体・医療機関におけるデジタル化）**
- 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、**個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入**。
- 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予・請求システム）により、自治体の接種記録を管理するほか、自治体及び医療機関間の費用請求・支払事務を効率化。

➢ **二次利用（予防接種データの利活用）**
- 予防接種の有効性・安全性の向上のための調査・研究を行うため、予防接種の実施状況や、副反応疑い報告に係る情報を含む**匿名予防接種データベースを整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする**。
- **匿名予防接種データベースの情報を、大学や研究機関等へ提供できるようにする**。

スケジュール

- 国のシステムは、改正予防接種法の施行期日（令和８年６月１日）に合わせてリリース予定である一方、自治体システムの改修は、令和10年４月までに順次進む。
  ※　法令上、自治体は令和10年4月1日までにデジタル化に必要な機能を実装しなくてはならないこととされている。
  ただし、一部自治体については、特定移行支援システムに該当する自治体とされており、デジタル化が遅れる見込み。

予防接種の実施

予診票の提示

予防接種の案内
（勧奨）

接種対象者

効果的かつ効率的な予防接種関連サービスの利用



予診情報等

医師会等・医療機関

効果的かつ効率的な
予防接種の実施

- ✓ 接種間隔チェックの効率化
- ✓ 予診票の記載漏れ防止
- ✓ 費用請求業務の効率化



接種記録等

予防接種に関するデータ

予防接種記録

接種対象者情報

副反応疑い報告

接種対象者情報等

自治体・国保連合会

効率的な予防接種
事務の実施

- ✓ 住民への効率的な勧奨
- ✓ 審査業務の手間削減



予防接種実施の報告・費用請求等

予防接種の委託・支払等

予防接種に関するデータ

研究者

蓄積される情報の分析等



サービス

データ・情報提供

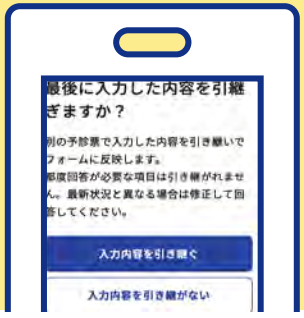
- 予防接種事務デジタル化により、接種対象者や医療機関には以下のようなメリットが生まれます。

デジタル化でここが変わります！



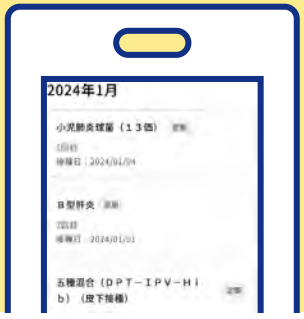


複数ワクチンの予診票へ楽々入力！
さらに住所などは自動入力



何枚もの予診票の記入は不要
デジタル予診票なら
引継ぎ機能・自動入力で楽々入力！

子どもの接種歴が自動反映され
いつ何を打てばいいかを自動表示



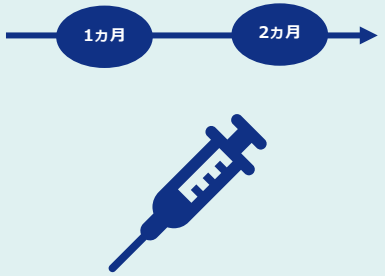
ワクチンごとに接種時期や間隔が異なるためスケジュール管理が大変…
マイナポータルを見れば簡単に！
接種記録をいつでも確認できる！

接種実績の集計や報告が自動化！



接種記録を取りまとめるのは手間…
接種記録を登録すれば自動で請求！

間違い接種防止のための
ワーニング機能あり



過去の接種実績から接種間隔を自動でチェック！

マイナンバーカードによる
オンライン資格確認により、
紙の予診票でも接種情報の取得が可能です。

第１編　予防接種事務デジタル化の概要
1.4　接種状況に関するダッシュボード
①目的

- 今般のデジタル化により、システムに集積される接種記録情報を活用することで、迅速かつ詳細に接種率を把握することが可能となります。

  ※現行の運用では、地域保健・健康増進事業報告（年度報）の数値に基づく接種率を２年度遅れで公表しており、接種状況と当該状況の公開に乖離がある点が課題となっている。

- このため、**令和10年度に向けて、厚生労働省HPに「接種状況に関するダッシュボード」を新たに構築**することとし、各自治体における各ワクチンの接種率・接種件数等を可視化し、**接種率の早期把握による接種率の向上をはじめ、予防接種施策に活用**していきます。

ダッシュボードの目的

国民（住民）	自治体ごと、ワクチンごとに、タイムリーな接種率（※）を確認できることで、**接種率の向上、予防接種への理解促進につながる**
医療機関	自治体ごと、ワクチンごとに、タイムリーな接種率を確認できることで、**接種状況や接種ピークを把握することができる**
製薬会社 卸業者	自治体ごと、ワクチンごとに、足下の需給状況と経年データが確認できることで、**ワクチン供給量予測・調整等に活用することができる**
自治体	自自治体の接種状況の把握、他自治体の接種状況との比較が可能になることで、**接種勧奨等の住民の接種率向上に向けた取組・広報に活用できる**

※　新型コロナワクチン・インフルエンザワクチンの接種率については週次更新。その他のワクチンの接種率については月次更新。

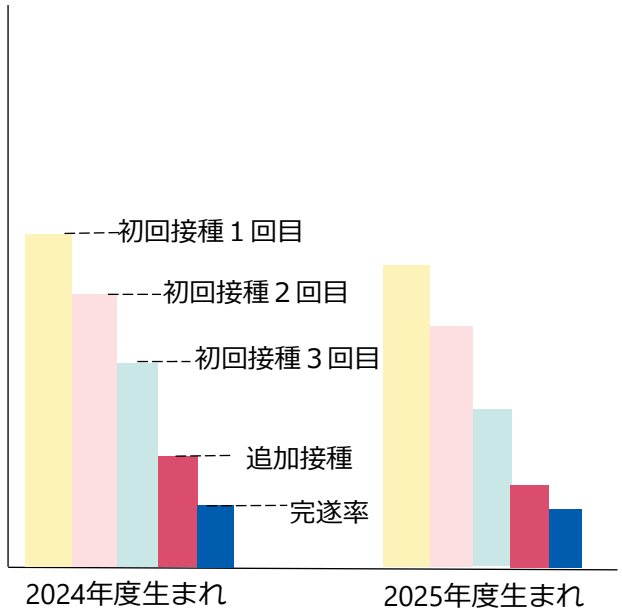
第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.４　接種状況に関するダッシュボード
②分析例

- ワクチンの種類や地域などのフィルターをかけた上で、接種率を確認できるようにする予定です。

A類のイメージ

X市の場合

月次ごとの
接種率（%）

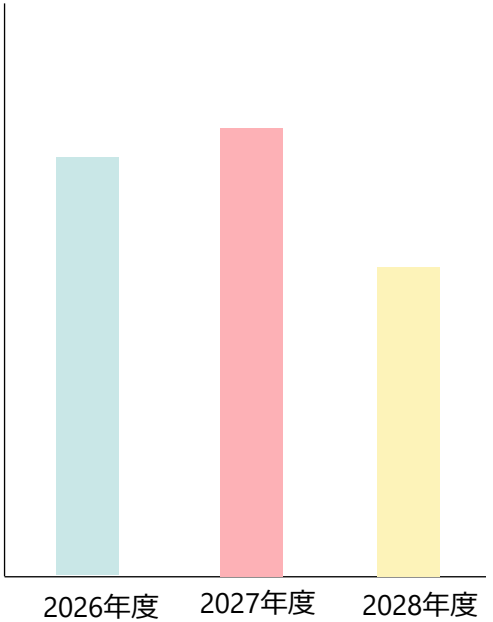


①予防接種の区分
　ー定期接種（A類）
②接種率
　ー五種混合ワクチン
③都道府県・④市区町村
　ー●●県Ｘ市
⑤表示する生まれ年度
　ー2024年度～2025年度

B類のイメージ

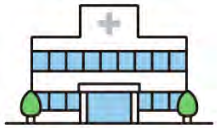
Y市の場合

週次ごとの
接種率（%）



①予防接種の区分
　ー定期接種（B類）
②接種率
　ーインフルエンザワクチン
③都道府県・④市区町村
　ー○○県Ｙ市
⑥表示する年齢階層
　ー70歳以上75歳未満

１.５　デジタル化後事務フロー（全てデジタルで行う場合）



医療機関

医療機関では、医療機関アプリ又は予防接種サイトのどちらかを利用していただきます



マイナンバーカード



顔認証付きカードリーダー

予防接種の資格確認

医療機関アプリ又は予防接種サイト

予防接種の資格の確認
- 本人確認結果から対象者の選択
- 予診票の確認
- 接種間隔の確認

予診・接種・記録登録

医療機関アプリ又は予防接種サイト

予診の実施

予防接種の実施

接種記録の登録

自己負担額のある予防接種
↓
医療機関窓口で
接種対象者が負担額を支払う

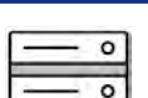


国保中央会
国保連合会

①登録

③支払

予診情報・予防接種記録管理／請求システム



②審査



自治体

接種記録の確認

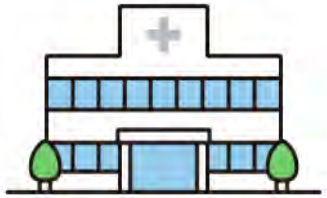
※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

- とりまとめた紙の予診票は、これまでどおり自治体または入力業務を請け負う医師会等に送付することができます。
- 詳細の方法は、自治体と医師会等の団体並びに医療機関等との取り決めによりますので、自治体にご相談ください。

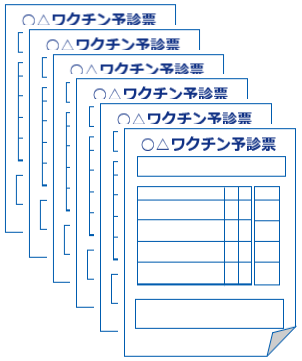


▶

医療機関

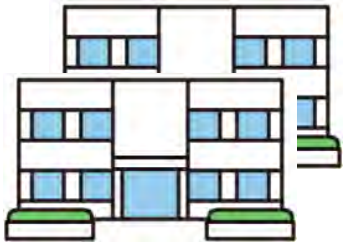


▶



▶

自治体（医師会等の場合もある）





B類の対象である高齢者については、スマホ経由でのマイナポータルの利用率が低い傾向にあり、紙の予診票で受診する傾向が想定されます。

A類の対象である乳幼児の保護者については、マイナポータルの利用が多いものと想定されます。



マイナンバーカード

1.7　医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択**していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っていただける工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、 医療機関において、 • 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 • 過去の予防接種記録の閲覧 • 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う

予診票の入力 → 受付（持参物） → 本人確認 → 予防接種の資格確認

デジタル予診票



マイナンバーカード



顔認証付き
カードリーダー



デジタル予診票の確認



予診 → 接種 → 記録登録（請求） → 窓口支払

デジタル予診票の確認・入力





デジタルで登録



デジタルで確認



※医療機関アプリについても、R9.4以降
紙への出力機能を追加する予定

デジタル予診票を紙に打ち出して確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う

予診票の入力 → 受付（持参物） → 本人確認 → 予防接種の資格確認

デジタル予診票



マイナンバーカード



顔認証付き
カードリーダー



デジタル予診票を紙に
出力



予防接種サイト

紙に出力したデジタル予診票

予診 → 接種 → 記録登録（請求） → 窓口支払

紙の予診票

紙に出力したデジタル予診票



紙に出力したデジタル予診票

デジタルで登録



予防接種サイト

（開発中）
または紙予診票を送付

紙に出力したデジタル予診票 → 送付

（デジタルで記録登録した場合）
デジタルで確認



予防接種サイト

紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う

予診票の記入 → 受付（持参物） → 本人確認 → 予防接種の資格確認

- 予診票の記入：紙予診票（予診票（紙））
- 受付（持参物）：マイナンバーカード
- 本人確認：顔認証付きカードリーダー
- 予防接種の資格確認：持参した紙予診票（予診票（紙））、or 予防接種サイトor医療機関アプリ

マイナンバーカードがない場合は、予防接種対象者番号（自治体が発行）での受付も可能です

予診 → 接種 → 記録登録（請求） → 窓口支払

- 予診：紙予診票（予診票（紙））
- 接種：
- 記録登録（請求）：予診票（紙）
  - デジタルで登録：or 予防接種サイトor医療機関アプリ
  - または紙予診票を送付：予診票（紙）→ 送付
- 窓口支払：（デジタルで記録登録した場合）デジタルで確認：or 予防接種サイトor医療機関アプリ

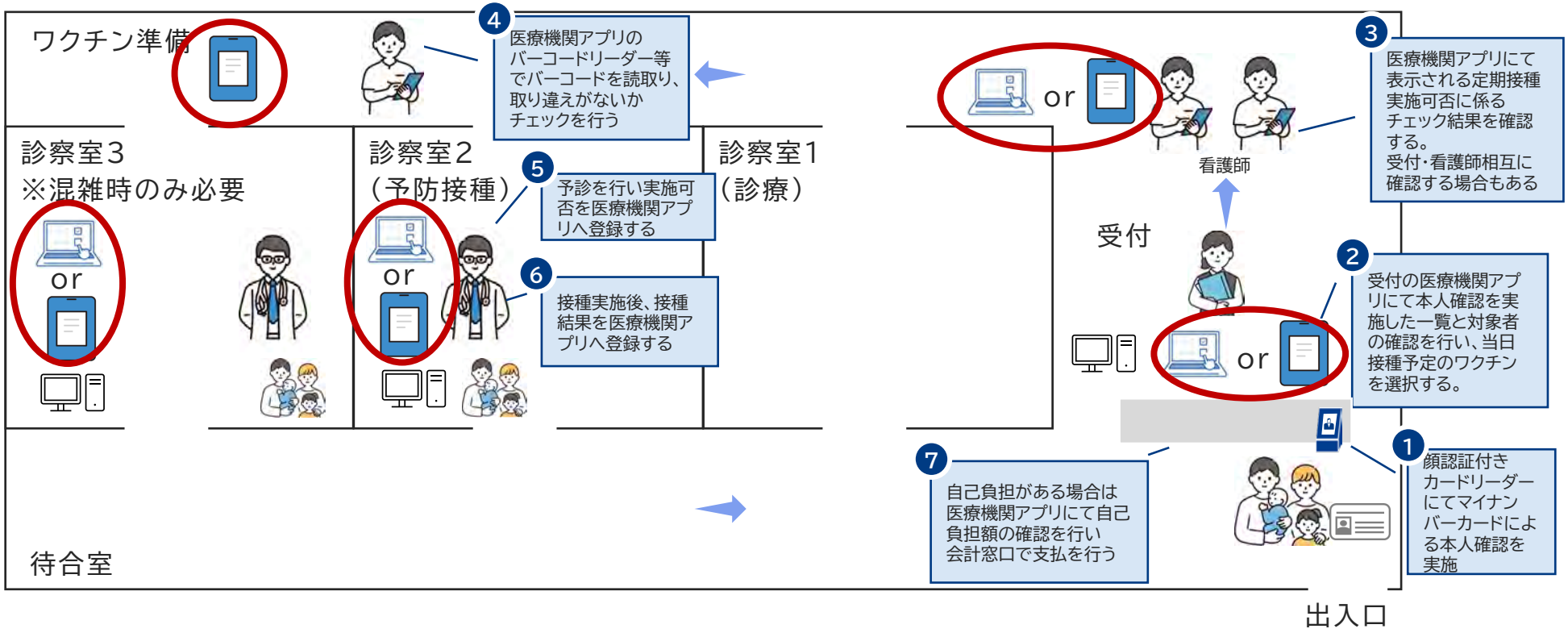
▶ 自院で紙の予診票から接種記録をデジタル登録することが難しい場合、 紙の予診票を送付することにより、記録登録・請求事務を委託できる地域もありますので、自治体にご相談ください。

▶ デジタルで登録を行った場合でも、紙予診票は自治体で適切に保管する必要があるので、自治体に送付する必要があります。送付の頻度や方法等は自治体にご相談ください。

第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.９　医療機関内のレイアウト例
①-１ A類×医療機関アプリ（診療所）

診療所

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置します。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定されます。

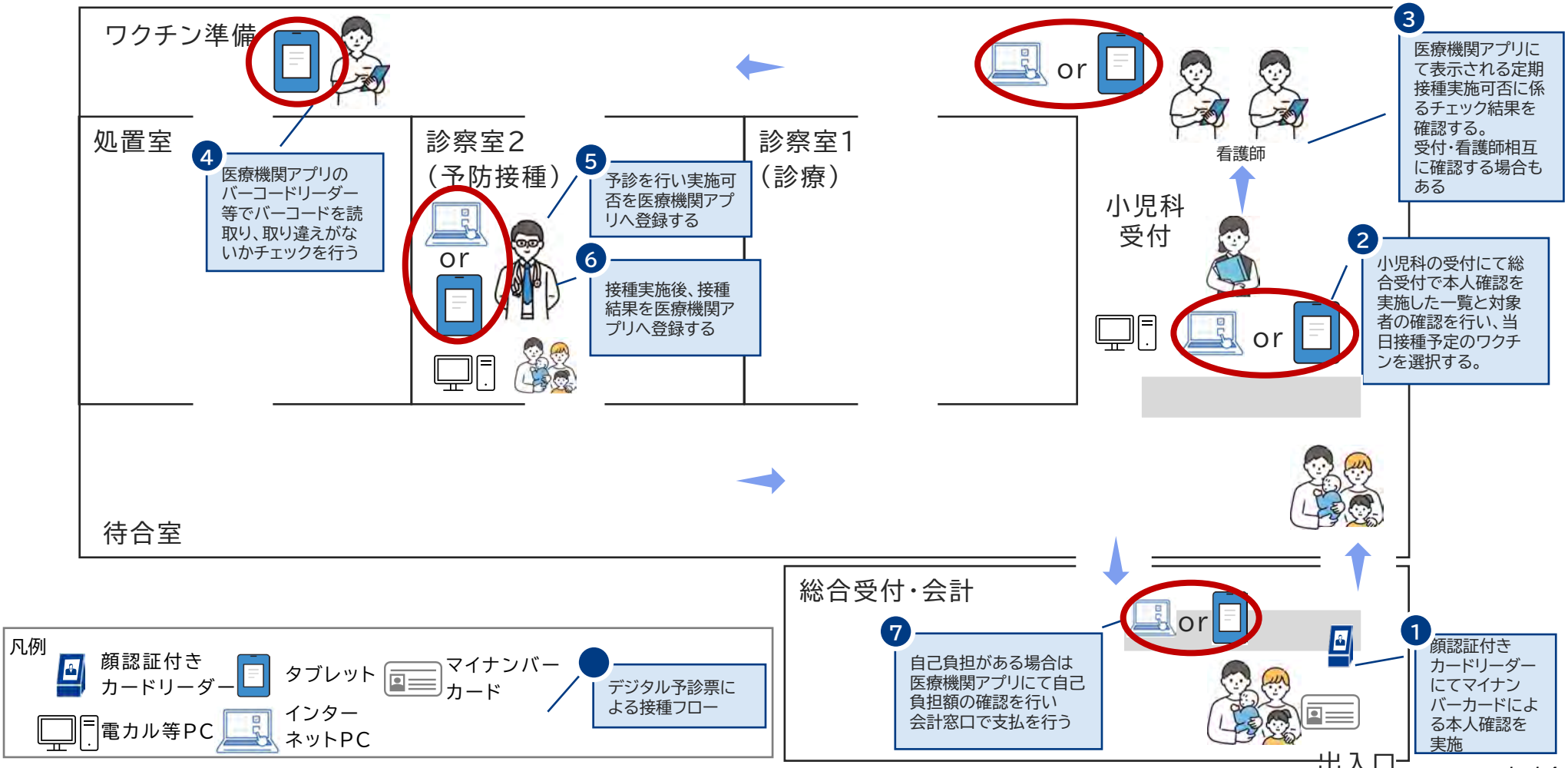


凡例
- 顔認証付きカードリーダー
- タブレット
- マイナンバーカード
- 電カル等PC
- インターネットPC
- デジタル予診票による接種フロー

第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.９　医療機関内のレイアウト例
①-２　A類×医療機関アプリ（病院）

病院

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を総合受付1台、診療科受付2台、ワクチン準備室1台、診察室1台を配置する。
- 総合受付・会計窓口にてマイナンバーカードによる本人確認及び必要に応じて自己負担額の支払、診療科では予防接種の受付～予診・接種の実施及び医療機関アプリから情報の登録を実施する等の分担が必要となる。



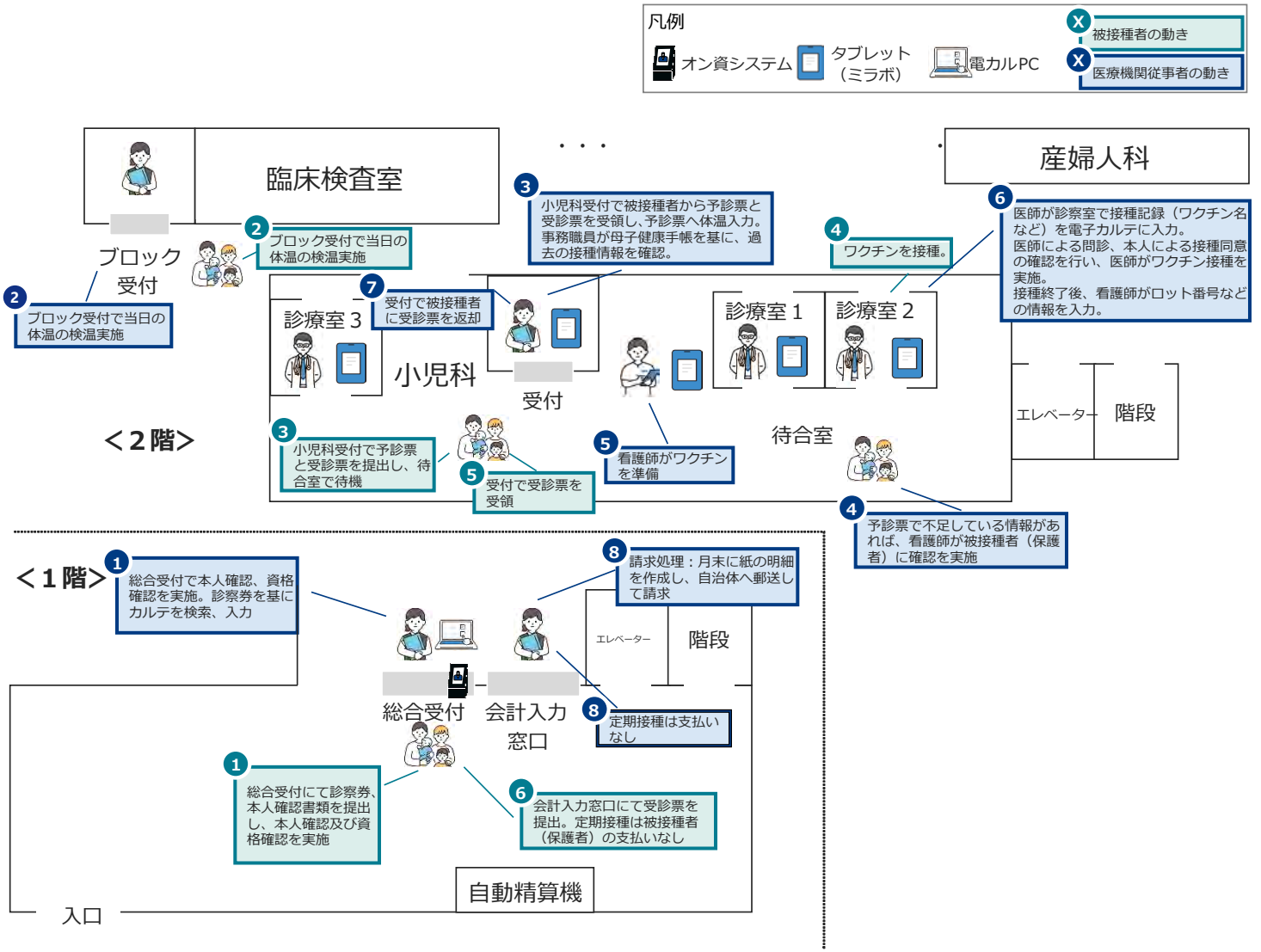
第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.９　医療機関内のレイアウト例
①-３ A類×医療機関アプリ

総合病院

● 総合病院型（総合受付と接種科受付でそれぞれ受付を行う）の接種の流れは以下のとおりです。

【小児科（A類）接種フロー】

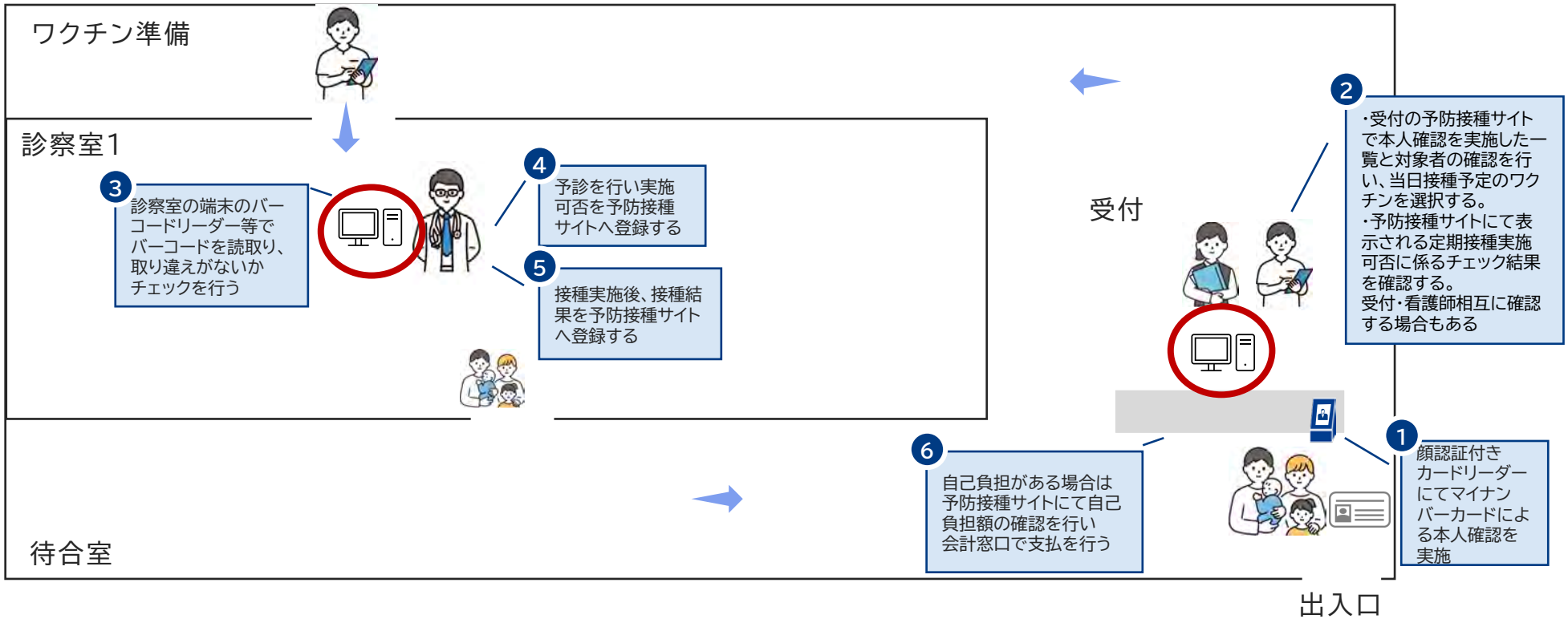
① 1階の総合受付にて受付を行い、「受診票」、「受付票」を受領
↓
② ２階のブロック受付で当日の体温の検温、 小児科で「予診票」「受診票」を提出し、予診票への体温入力
↓
③ 母子健康手帳による接種間隔の確認
↓
④ ワクチン準備
↓
⑤ 「受付票」の番号をお呼びして診察室へ案内し、医師による問診、本人による接種同意、医師による接種判断、カルテ入力、接種実施、看護師が接種記録を入力
↓
⑥ 小児科受付で「受診票」を被接種者へ返却
↓
⑦ 1階の会計入力窓口で「受診票」の提出
↓
⑧ 自治体への請求



第１編　予防接種事務デジタル化の概要
1.9　医療機関内のレイアウト例
②　A類×予防接種サイト（診療所）

診療所

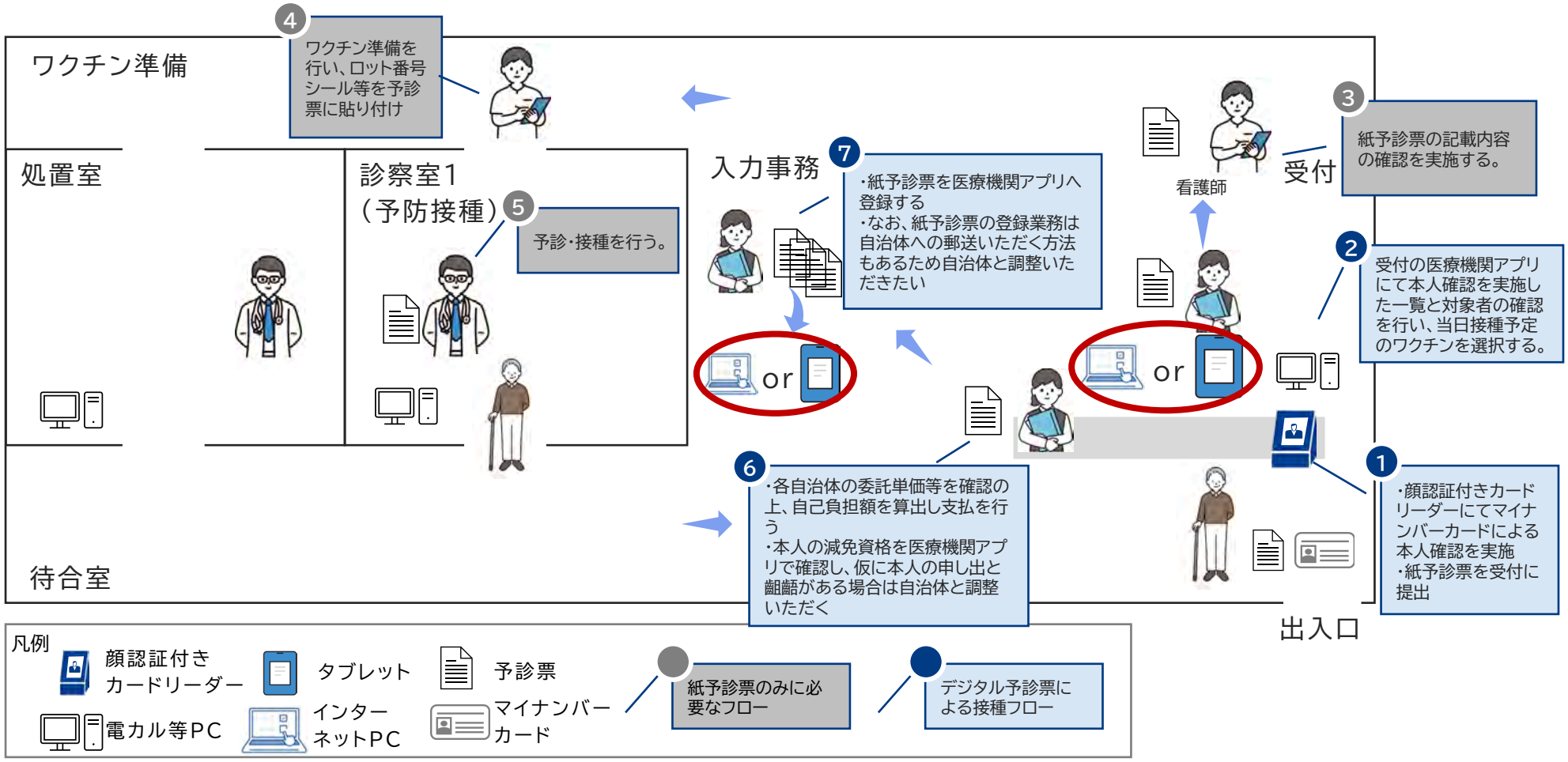
- 予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オン資NWに接続された端末を活用いただくことで利用可能です。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読取りを行っていただきます。



第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.９　医療機関内のレイアウト例
③-１ Ｂ類（インフル・コロナの場合）×医療機関アプリ（診療所）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加します。
- ピーク時などは、例えば、デジタル予診票を印刷し、紙予診票と同じフローとすることが想定されます。
- ピーク時は紙で処理を行い、後ほど医療機関アプリ又は予防接種サイトで記録を入力することができます。

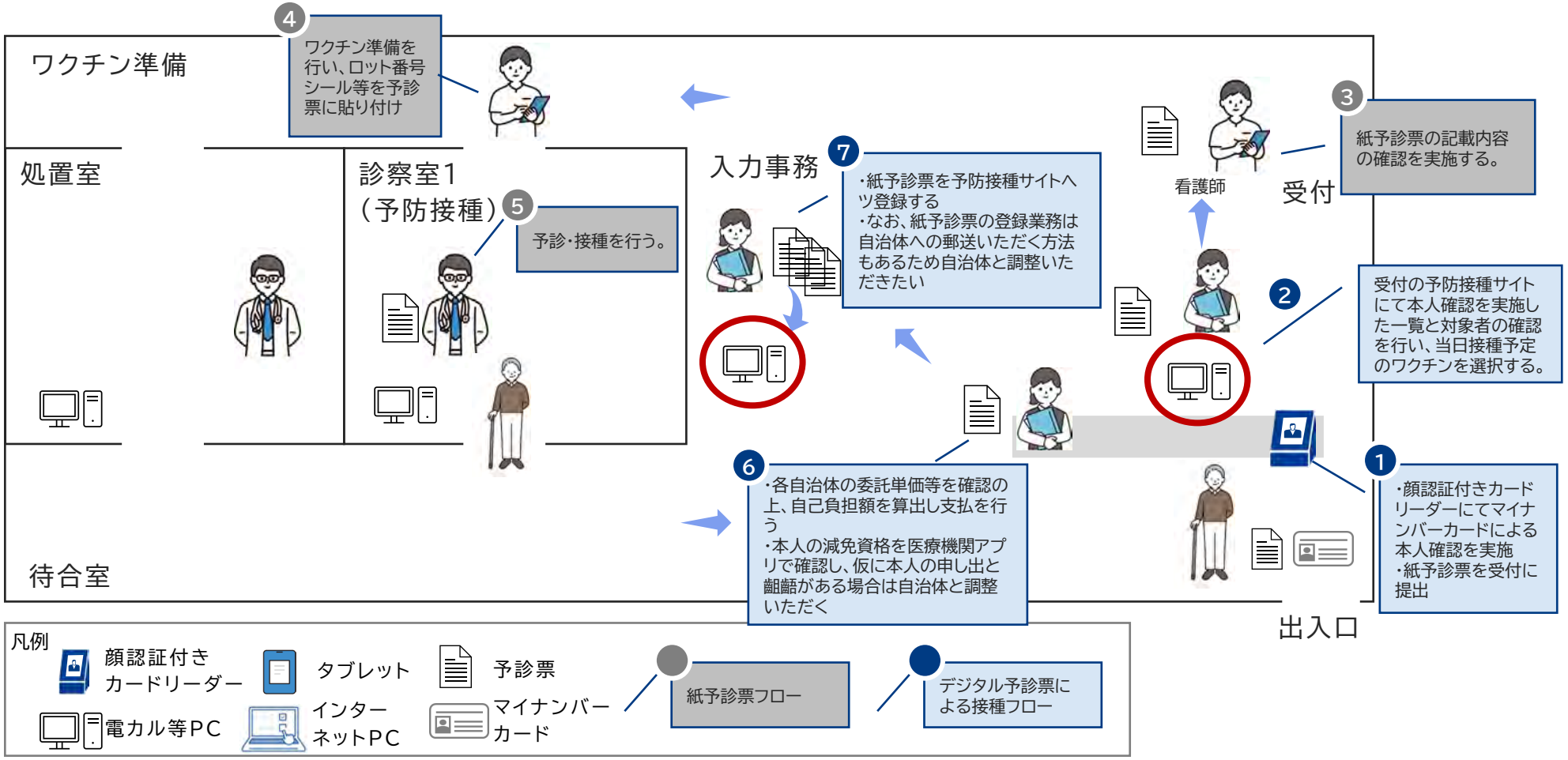


第１編　予防接種事務デジタル化の概要
1.9　医療機関内のレイアウト例
③-2 B類（インフル・コロナの場合）×予防接種サイト（診療所）

第0.5版

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数、体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。

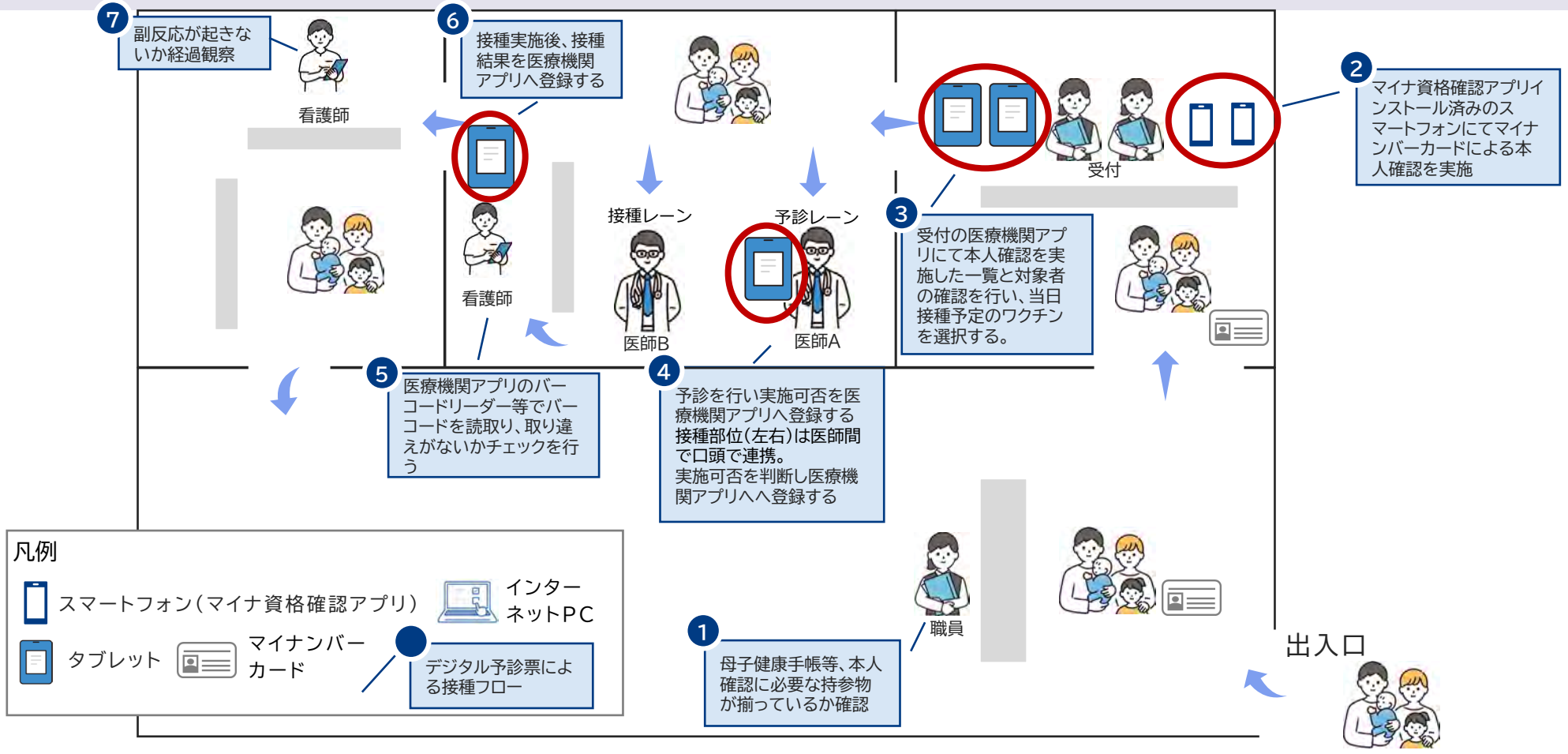


第１編　予防接種事務デジタル化の概要
1.9　医療機関内のレイアウト例
④集団接種会場（BCG）×医療機関アプリ（集団接種会場）

集団接種会場

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、予診レーン1台、記録登録用に1台、本人確認用のマイナ資格確認アプリインストール済み（※）のスマートフォン2台を配置する。
- １日50人程の接種対象者のうち、先行実施では5～8人がデジタル予診票を利用していたが、全てデジタル予診票による接種を行う場合は受付用端末が1台では不足するため受付を効率化する。

※集団接種会場には顔認証付きカードリーダー等の資格確認端末が存在しないため、マイナ資格確認アプリを利用する



第１編　予防接種事務デジタル化の概要
１.１０　医療ＤＸの概要

- 医療介DXは、予防接種事務デジタル化、母子保健情報、介護、自治体検診など、保健・医療・介護の各段階のデータを共通基盤（クラウド等）で標準化・共有し、業務・システムの共通化・効率化を進めて、予防促進と質の高い医療・ケアの実現につなげる取り組みです。

医療ＤＸとは

医療DXの概要

保健・医療・介護の各段階のデータを共通基盤（クラウド等）で標準化・共有し、業務・システムの共通化・効率化を進めて、予防促進と質の高い医療・ケアの実現につなげる取り組み

背景と目的

超高齢社会に対応し、健康寿命の延伸と持続可能な社会保障の実現のため、医療DXでサービスの効率化・質向上を進め、我が国の医療の未来を切り拓く。



- 医療DXの推進に関する工程表（令和５年６月２日 医療ＤＸ推進本部決定）（抜粋）

	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）	2025年度（令和7年度）	2026年度～（令和8年度～）
医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力				
自治体・医療機関/介護事業所間の連携　等 ・自治体が実施する介護、予防接種、母子保健等の事業の手続に必要な情報の連携	自治体システムの標準化、共有すべき文書の標準化・クラウド化			下記について全国的に運用 ・公費負担医療、地方単独医療費助成 ・予防接種 ・母子保健情報 ・介護 ・自治体検診 ・感染症届出
	業務運用の見直し 医療機関・自治体との情報連携基盤の整備 実証事業	先行実施 国民に直接メリットがある機能を開始 ⇒ ⇒ ⇒ 機能・実施自治体を拡大		
	マイナポの申請サイトの改修		診断書等の自治体への電子提出の実現 順次、対象文書を拡大	
	民間PHR事業者団体等と連携したライフログデータ標準化、医療機関実証、2025年大阪・関西万博も見据えたユースケース創出支援			順次、ユースケースを拡大

厚生労働省 ホームページ

【予防接種事務のデジタル化】

予防接種事務のデジタル化についての概要、自治体説明会資料、アプリ事業者による医療機関アプリの案内等を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html

Fast Help（ヘルプデスク）

【ヘルプデスク】

Fast Helpは予防接種事務デジタル化に関する自治体・医療機関・関係機関職員からのお問い合わせを受け付けるヘルプデスクです。集合契約システム、予予・請求システムに関するご質問はこちらからお願いします。

ただいま準備中です

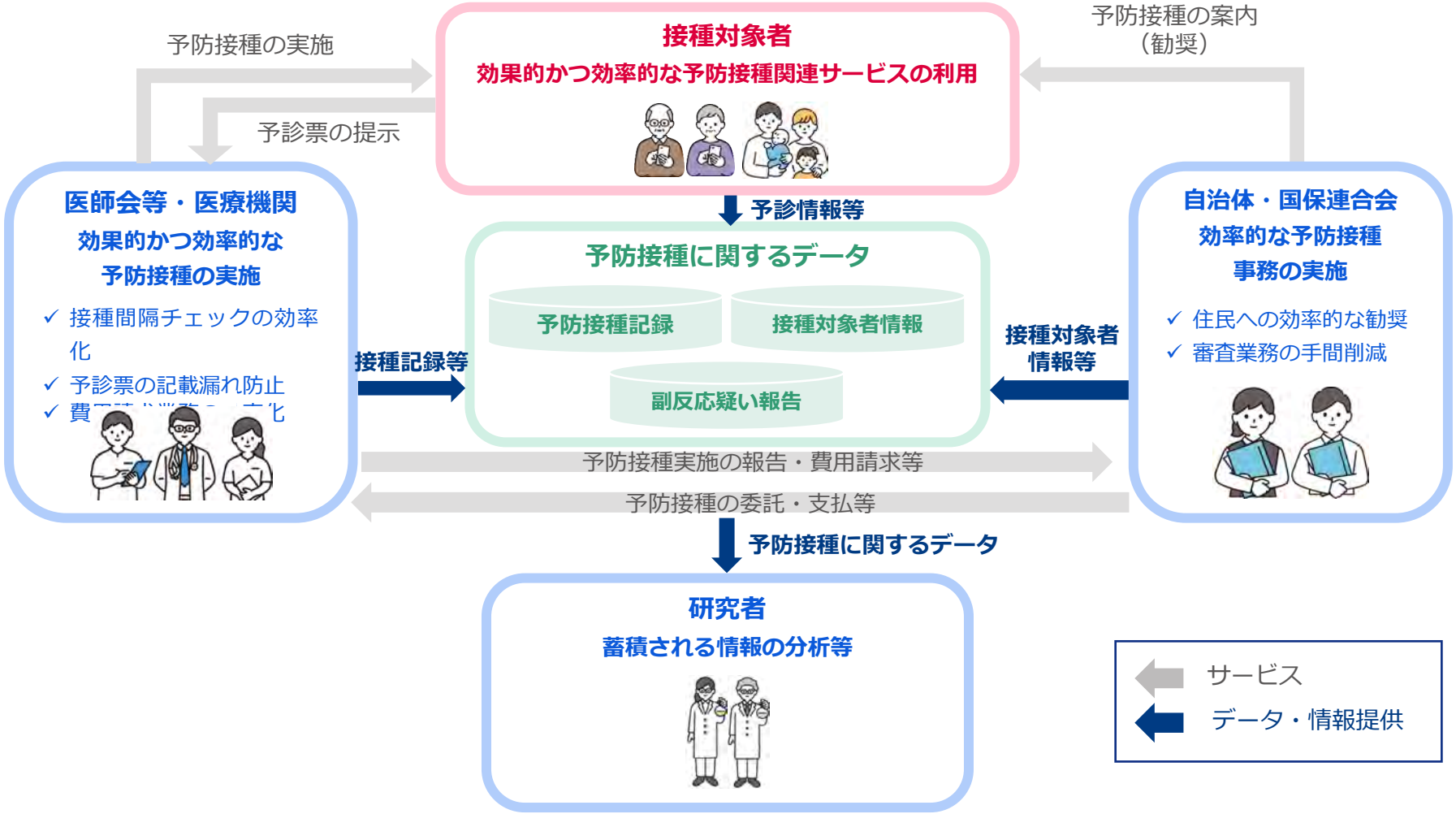
R8.6月にはURLをお知らせいたします

第２編　主要タスク・移行計画の策定

2.1　予防接種事務デジタル化に係る主な関係者
2.2　主要タスクの概要と依存関係
2.3　標準モデルケース（令和10年4月デジタル化開始自治体）
2.4　移行計画の策定
2.5　移行計画の改訂プロセス・進捗管理

第２編　主要タスク・移行計画の策定
２.１　予防種事務デジタル化に係る主な関係者
（１）業務全体の概要

- 予防接種事務デジタル化における予防接種事務の情報連携を含めた業務全体の流れは次の図のとおりです。
- 従来の、紙の予診票による接種記録の管理、請求支払をデジタル化するものです。



第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.1　予防種事務デジタル化に係る主な関係者
(2)主な関係者

凡例
関係者名
凡例：システム

- **予防接種事務デジタル化における主な関係者及び関連システム**は以下の通りです。
- デジタル化実現に向け、**自治体担当者は多数の関係者との調整が必要**となります。

日本医師会

厚生労働省
予防接種DB

社会保険診療報酬支払基金
履歴照会回答システム
オンライン資格確認等システム

デジタル庁
マイナポータル
PMH共通

PMDA

国民健康保険中央会
予予・請求システム
集合契約システム

都道府県医師会

都道府県

国民健康保険団体連合会

郡市区医師会

医療機関等（医師会所属）

医療機関等（医師会所属外）

医療機関アプリ・予防接種サイト

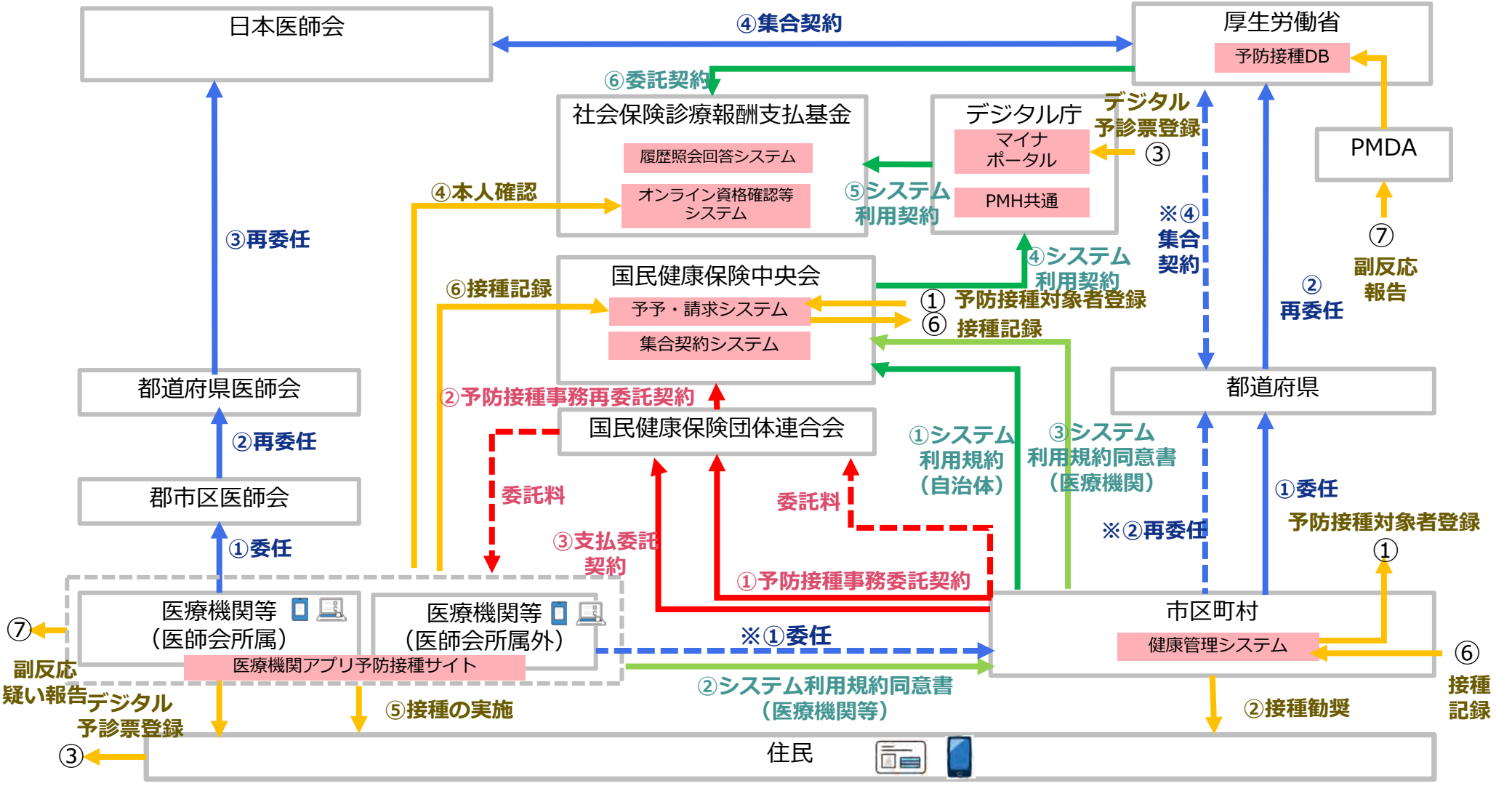
市区町村
健康管理システム

住民

第0.5版

凡例
組織名
システム名
集合契約(医師会所属)
集合契約(医師会所属外)
支払委託/事務委託
委託料
システム利用規約
予診情報・記録

- **主な関係者間の業務の流れ**の以下の通りです。



第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.2　主要タスクの概要と依存関係
(1)主要タスクのスケジュール設定上のポイント

- 予防接種事務デジタル化に向けた主要タスクのスケジュール設定上のポイントを以下に示します。

NO	タスク名	主な関係者	スケジュール設定におけるポイント	実施時期	主な関連タスク
3.1	デジタル化方針･移行計画策定	自治体	デジタル化開始時にアクションプランを策定。	R8.6～R8.8	全て
3.2	郡市区医師会･医療機関への説明	自治体・郡市区医師会・医療機関	医師会長・事務局長への説明、医療機関向け説明会を実施。	R8.6～R8.8 以後、継続実施	3.1、3.3、3.11
3.3	デジタル化環境調査等の実施	自治体・郡市区医師会・医療機関	予算要求の積算根拠となるため説明会に合わせて実施。	R8.10～R8.12	3.1、3.2、3.11
3.4	予算要求	自治体	R９の事業推進に必要となる予算を計上。	R8.8～	3.3、3.11、3.12、3.13
3.5	条例･規則改正	自治体	集合契約、予防接種事務委託契約、支払事務委託契約前に実施。	R9.4～R9.6	3.1、3.8、3.9
3.6	PIAの実施	自治体	自治体規模に応じた所要期間を確保。予防接種対象者情報登録前に実施。	R9.4～R9.9 （最大6か月）	3.9
3.7	集合契約	自治体・都道府県・医師会・医療機関	集合契約締結に先立ちシステム利用規約同意、アカウント発行が必要。	R8.10～R.9.3 R9.4 ～R9.9	3.2
3.8	予防接種事務委託契約･ 支払事務委託契約	自治体・都道府県連合会	予予・請求システムのマスターデータ登録前に契約締結。	R9.9 ～R9.10	3.9
3.9	予予･請求システム	自治体・中央会	マスターデータ登録、予防接種対象者情報の登録を行う。	R9.9 ～R10.3	3.8
3.10	健康管理システム3.1版対応	自治体・健康管理ベンダー	3.1版対応後に予予・請求システム接続となる。最も重要なタスク。	R9.4 ～R10.1	3.9、3.12
3.11	医療機関アプリ及び 予防接種サイトの導入	自治体・医療機関アプリベンダー、NW工事ベンダー	医療機関の要望、環境、導入費用・ラニング費用を踏まえて選定。	R9.4～R10.3	3.2、3.3、3.4
3.12	過去データ移行	自治体・健康管理ベンダー	デジタル化開始前に過去データを移行することを推奨。	R10.3～R10.4	3.1、3.10
3.13	住民への周知	自治体、医療機関	接種対象者への周知は自治体、医療機関が連携して実施。	R10.1～R10.4	3.1、3.2、3.9

第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.2　主要タスクの概要と依存関係
(2)主要タスクにおける依存関係（前後関係）

- 主要タスクのスケジュール設定にあたり、各タスク間の依存関係（前後関係）が存在します。
- 各タスク間の依存関係（前後関係）を考慮した、スケジュール作成が必要となります。

①デジタル化方針・移行計画策定と条例改正

独自利用事務として任意接種をデジタル化対象とした場合において、条例改正の必要性について確認

②PIAの実施と予防接種対象者番号の登録

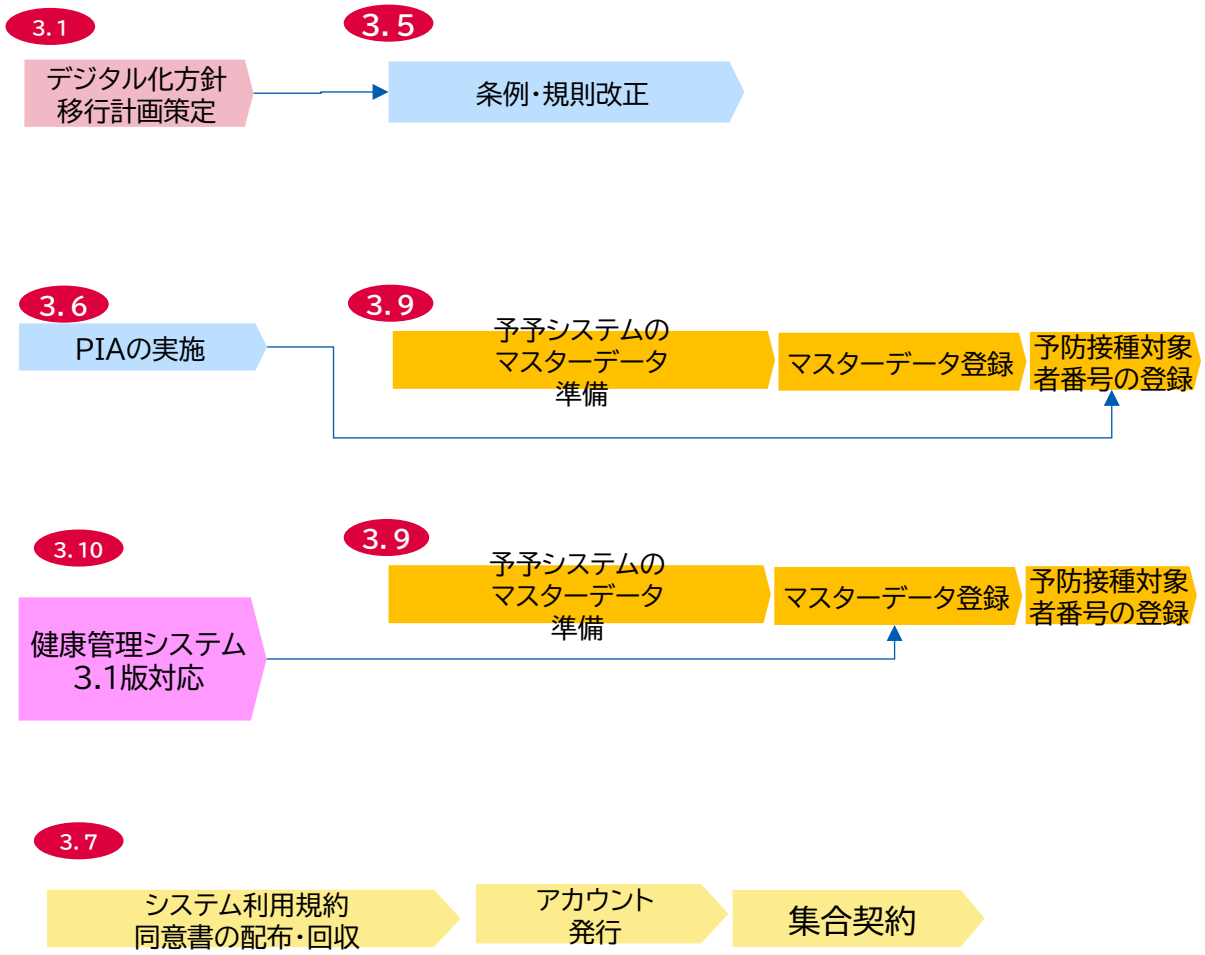
予予・請求システムに予防接種対象者番号を登録すると、システム上に全住民情報が登録されるため、登録前にPIAの実施が必要

③健康管理システム3.1版対応とマスタデータ登録、予防接種対象者番号の登録

健康管理システムの3．1版対応後に、予予・請求システムにマスターデータ登録、予防接種対象者番号の順番で登録を行う必要があります。

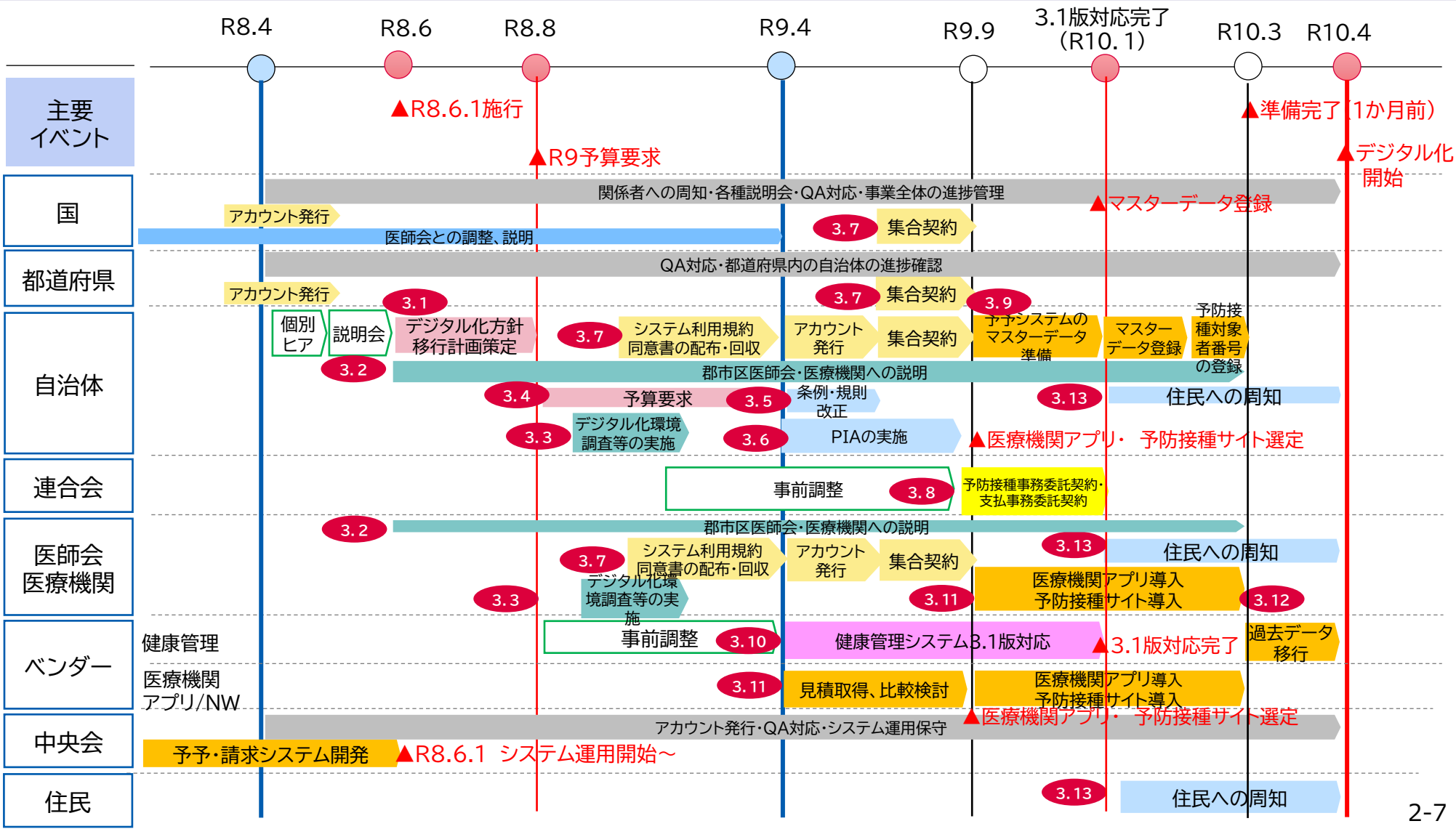
④集合契約

集合契約は、集合契約システムでのデジタルでの契約締結(申請・承認)を行います。集合契約に先立ち、システム利用規約同意書の配布・回収、アカウント発行が必要となります。



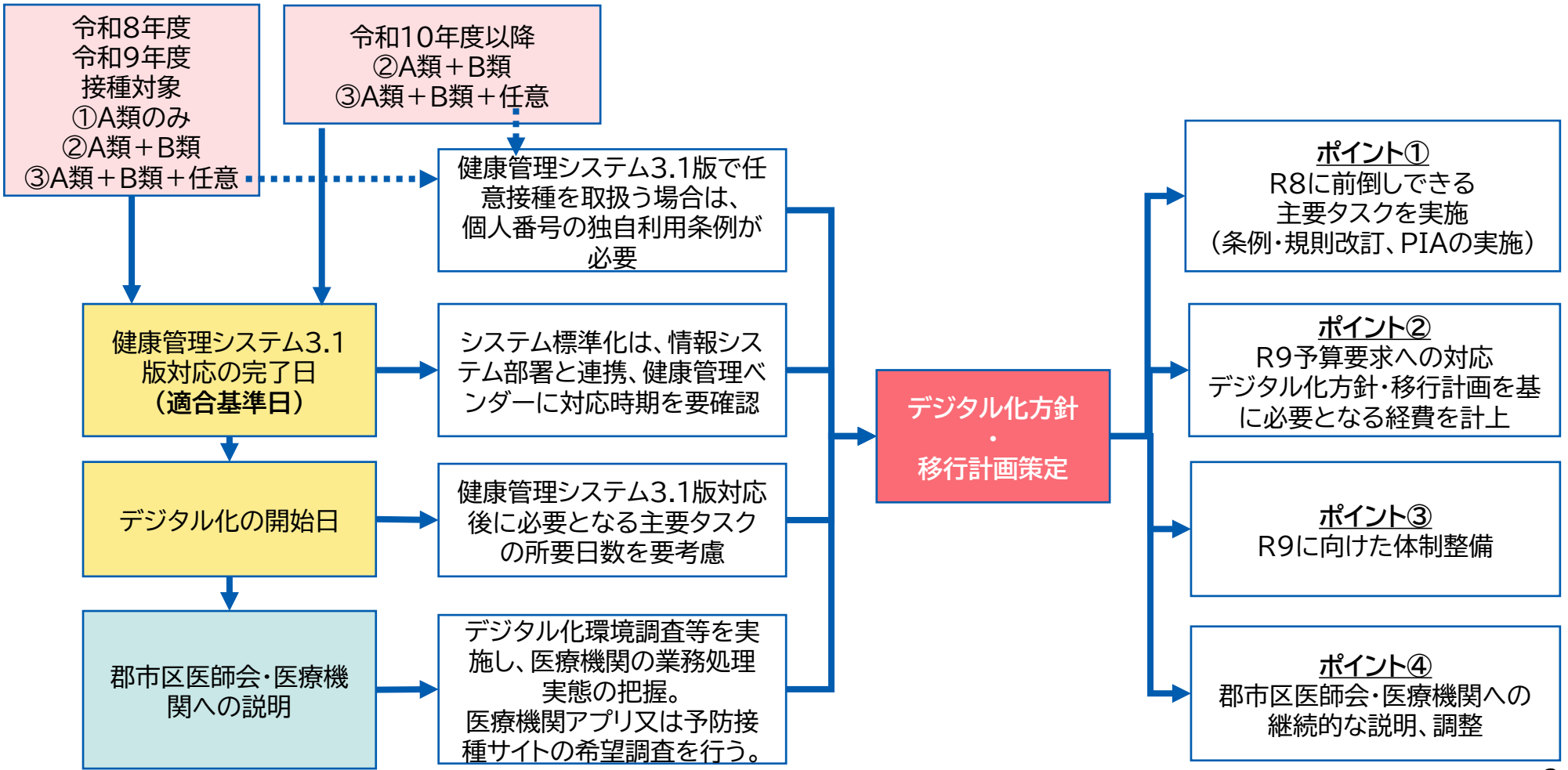
第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.3　標準モデルケース（令和10年4月デジタル化開始自治体）
(1)設定例

- 予防接種事務デジタル化の開始日（令和１０年４月）向けた主要タスクとスケジュール例です。
- 本スケジュールを参考に、各自治体は移行計画（案）を作成してください。



第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.3　標準モデルケース（令和10年4月デジタル化開始自治体）
(2)デジタル化方針・移行計画策定における主要ポイント

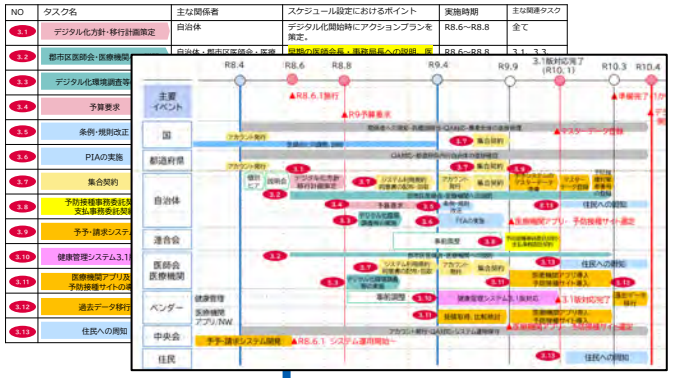
- 本手引きを参考に、予防接種事務のデジタル化の方針を定め、移行計画を策定します。
- 移行計画策定では、２つのマイルストン（健康管理ステム3.1版の完了日、デジタル化開始日）の設定がポイントとなります。特に、健康管理システム3.1版対応完了日はベンダーに確認ください。
- 郡市区医師会・医療機関への説明、デジタル化環境調査等の実施を早期に行うようにしてください。



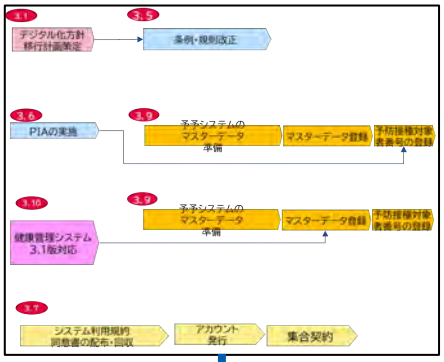
第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.4　移行計画の策定
（1）策定プロセス

- 本手引きを参考に、予防接種事務のデジタル化の方針を定め、移行計画を策定します。
- 移行計画策定では、２つのマイルストン（健康管理ステム3.1版の完了日、デジタル化開始日）の設定がポイントとなります。特に、健康管理システム3.1版対応完了日はベンダーに確認ください。

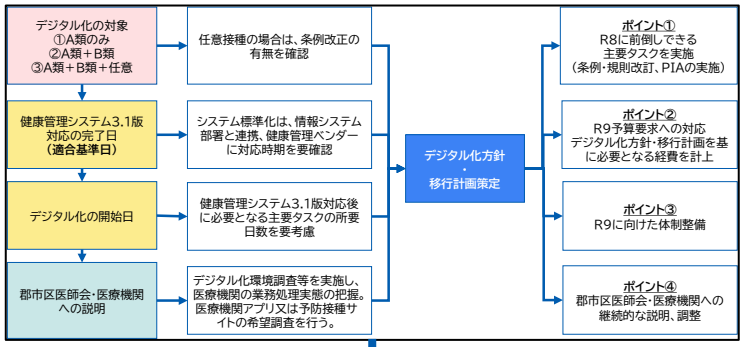
主要タスクのスケジュール設定



主要タスクの依存関係



主要ポイント



予防接種事務デジタル化移行計画（案）　○○県○○市

NO		R9年度												R10年度											
3-	タスク名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1	デジタル化方針・移行計画策定																									
2	都市区医師会・医療機関への説明																									
3	デジタル化環境調査等の実施																									
4	予算要求																									
5	条例・規則改正																									
6	PIAの実施																									
7	集合契約																									
8	予防接種事務委託契約・支払事務委託契約																									
9	予予・請求システム																									
10	健康管理システム3.1版対応																									
11	医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入																									
12	過去データ移行																									
13	住民への周知																									

移行計画への落とし込み



NO		R8年度												R9年度											
3-	タスク名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1	デジタル化方針・移行計画策定																									
2	都市区医師会・医療機関への説明																									
3	デジタル化環境調査等の実施																									
4	予算要求																									
5	条例・規則改正																									
6	PIAの実施																									
7	集合契約																									
8	予防接種事務委託契約・支払事務委託契約																									
9	予予・請求システム																									
10	健康管理システム3.1版対応																									
11	医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入																									
12	過去データ移行																									
13	住民への周知																									

移行計画（月次）工程表　テンプレート

手引き

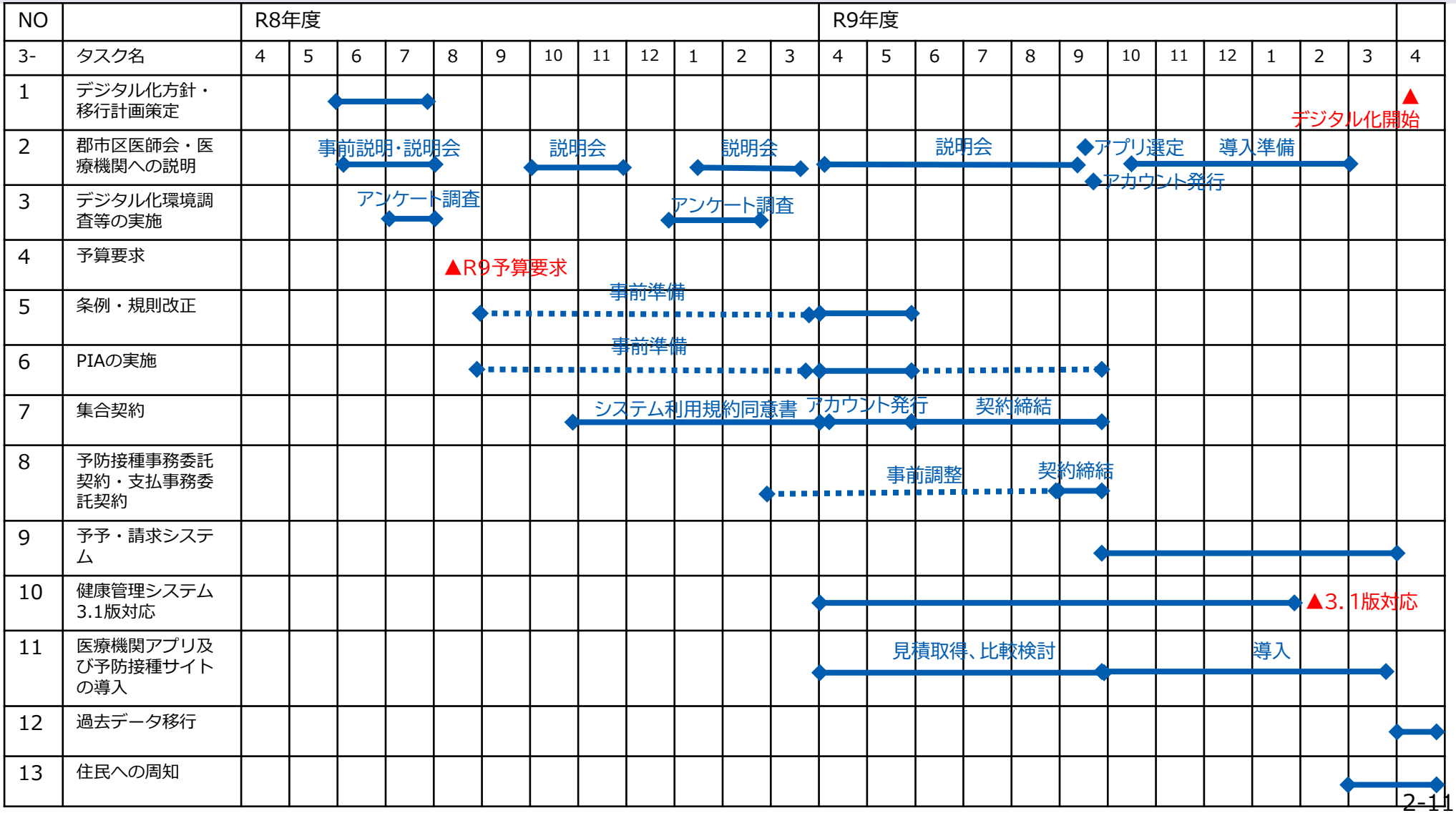
移行計画（月次）工程表

予防接種事務デジタル化移行計画(案)　〇〇県〇〇市

NO		R8年度												R9年度											
3-	タスク名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1	デジタル化方針・移行計画策定																									
2	郡市区医師会・医療機関への説明																									
3	デジタル化環境調査等の実施																									
4	予算要求																									
5	条例・規則改正																									
6	PIAの実施																									
7	集合契約																									
8	予防接種事務委託契約・支払事務委託契約																									
9	予予・請求システム																									
10	健康管理システム3.1版対応																									
11	医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入																									
12	過去データ移行																									
13	住民への周知																									

第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.4　移行計画の策定
（3）モデルケース（令和10年4月デジタル化開始自治体）

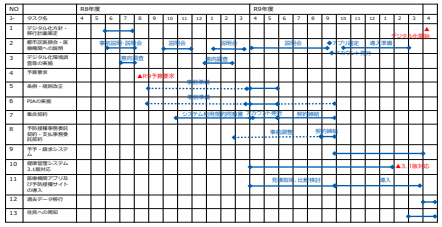
- 前項のスケジュール例を参考に、各自治体における移行計画（案）を作成します（月次単位）。
- 作成した移行計画（案）を基に、関係者と調整を図り、適宜見直しを実施してください。



第２編　主要タスク・移行計画の策定
２.５　移行計画の改訂プロセス・進捗管理
（１）移行計画の継続的な改訂・段階的詳細化

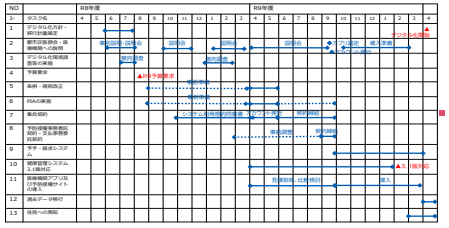
- 策定した移行計画（月次）工程表は、**主要タスクの調整状況・進捗状況を確認し、実現可能な工程表となるよう改訂**を行ってください。
- **デジタル化の進捗管理では月次単位の工程表ベースで実施**します。
- **システム導入関連はシステムベンダーと調整**し、段階的にスケジュールを詳細化することもご検討ください（**段階的詳細化**）。

移行計画（月次）工程表　1.0版



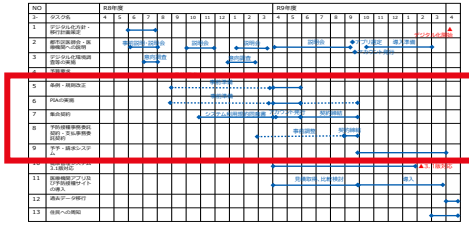
調整状況・進捗を反映

移行計画（月次）工程表　2.0版



調整状況・進捗を反映

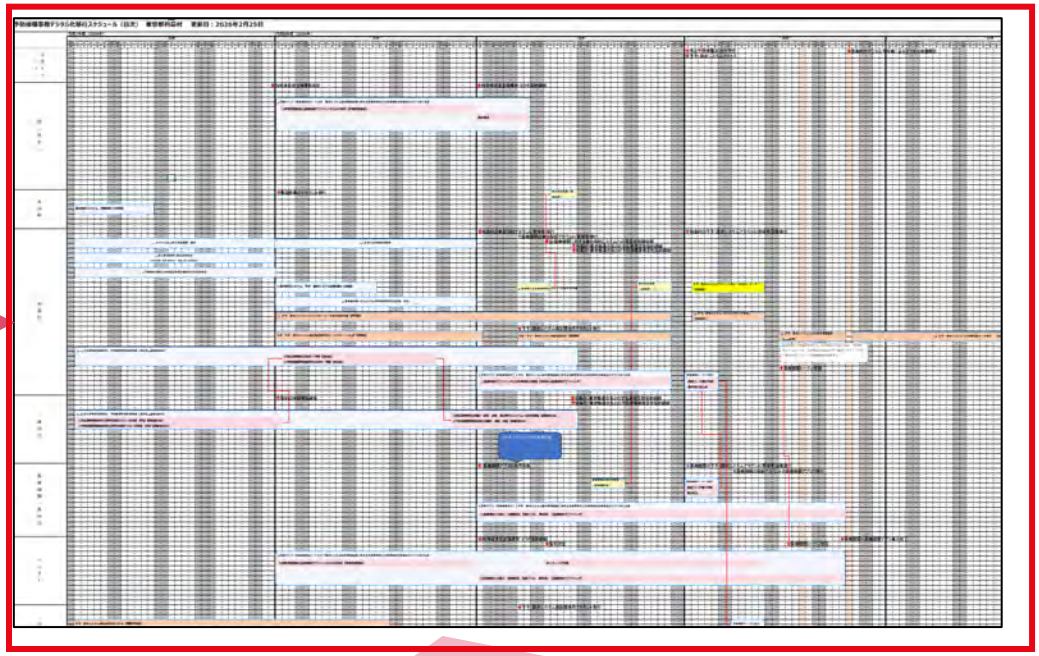
移行計画（月次）工程表　3.0版



段階的詳細化

システム導入関連はシステムベンダーと調整して日次スケジュールを作成

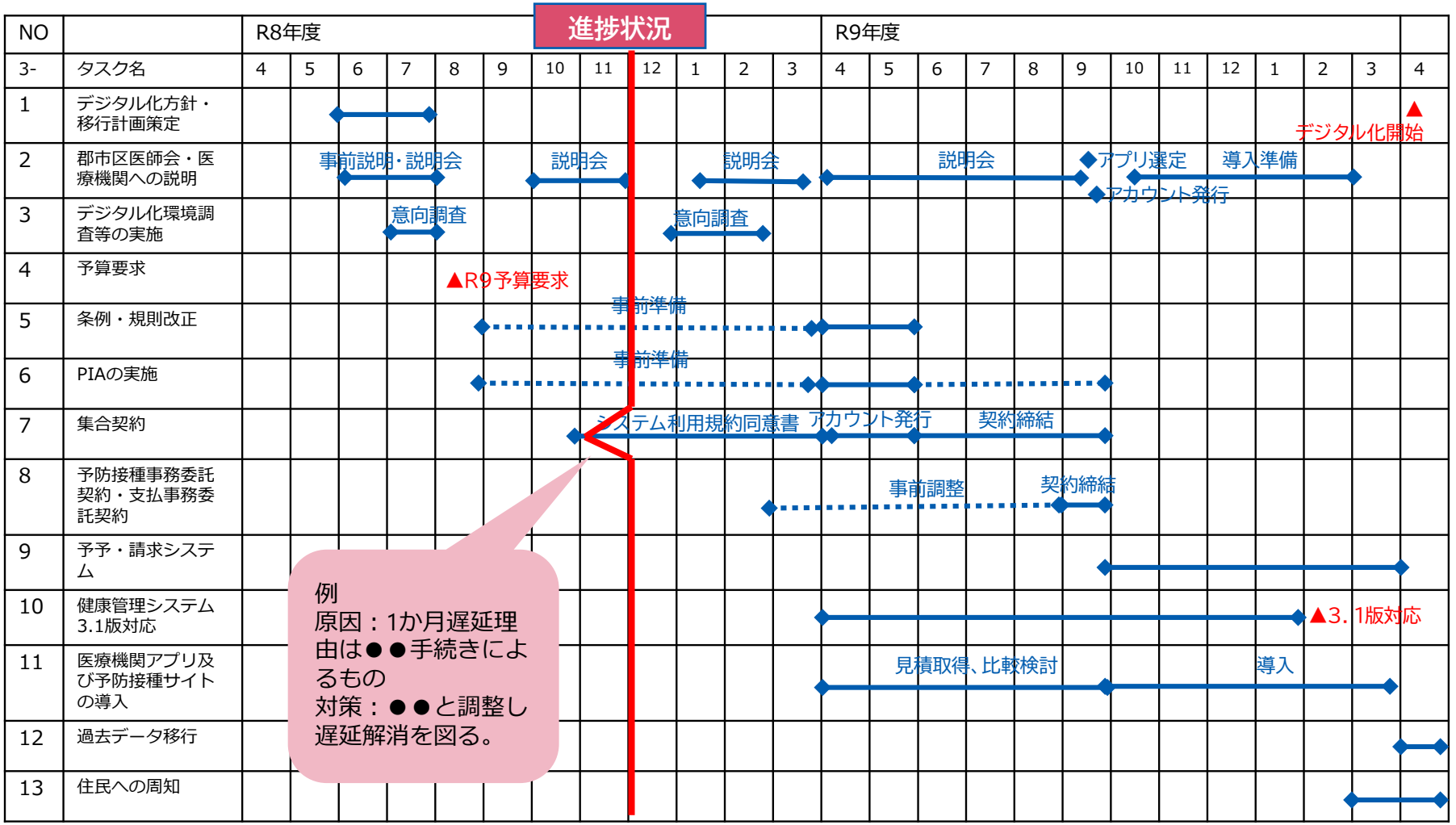
移行計画（日次）工程表



日次単位の工程表サンプルを提供

第２編　主要タスク・移行計画の策定
2.5　移行計画の改訂プロセス・進捗管理
（2）進捗管理の方法

- 策定した月次単位の工程表をベースに月次で進捗管理をするようにしてください。
- 遅延しているタスクについては、関係者と調整を図り、遅延解消（リカバリー）できるように調整願います。



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第３編　主要タスクの実施内容

3.1　デジタル化方針・移行計画策定

3.2　郡市区医師会・医療機関への説明

3.3　医療機関へのデジタル化環境調査等の実施

3.4　デジタル化対応の予算要求

3.5　条例・規則改正

3.6　PIA（特定個人情報保護評価）の実施

3.7　集合契約

3.8　予防接種事務委託契約・支払事務委託契約

3.9　予予・請求システム

3.10 健康管理システム3.1版対応

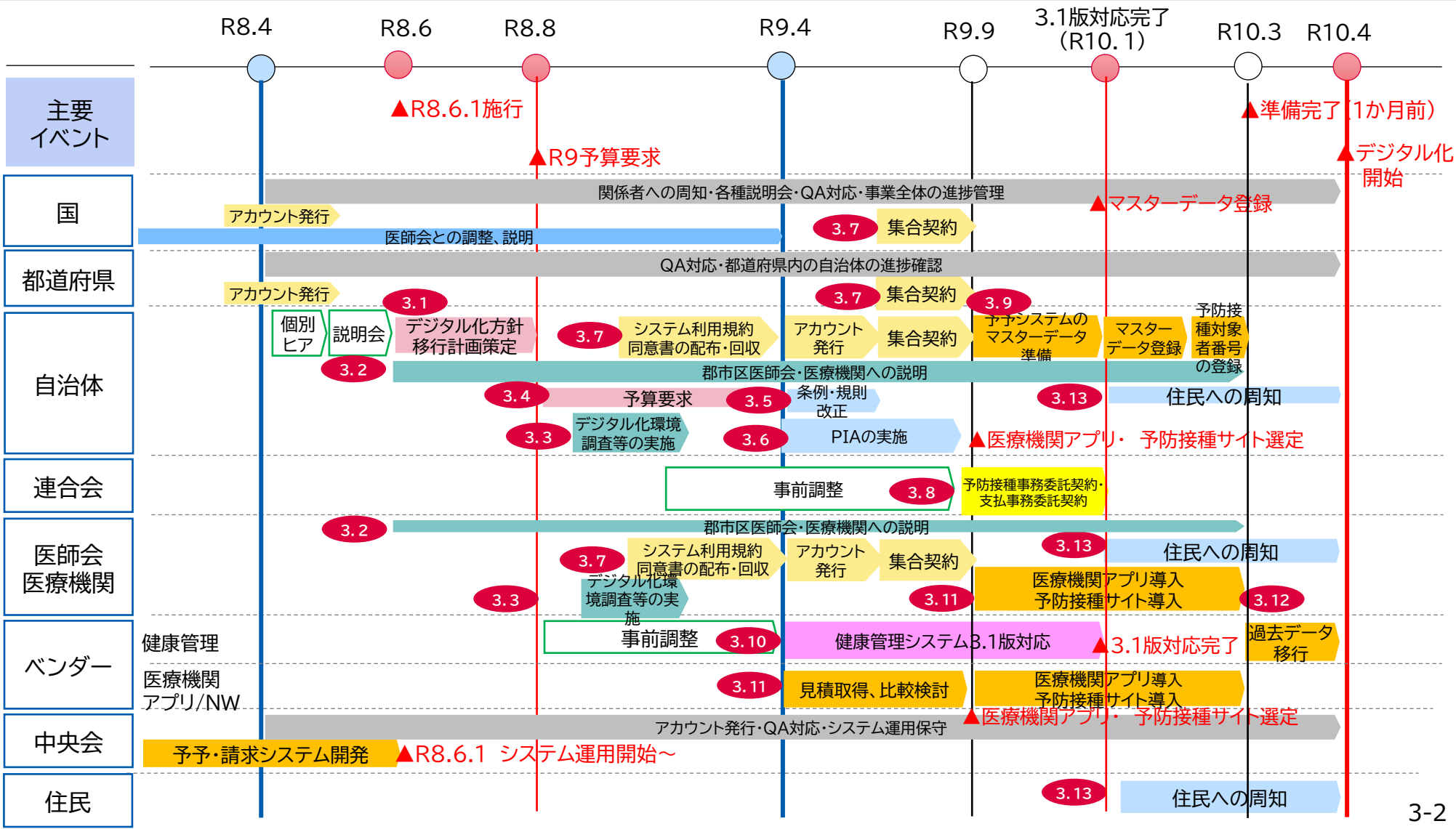
3.11 医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入

3.12 過去データの移行

3.13 住民への周知・勧奨

第３編　主要タスクの実施内容
【全体像】主要タスクとスケジュール

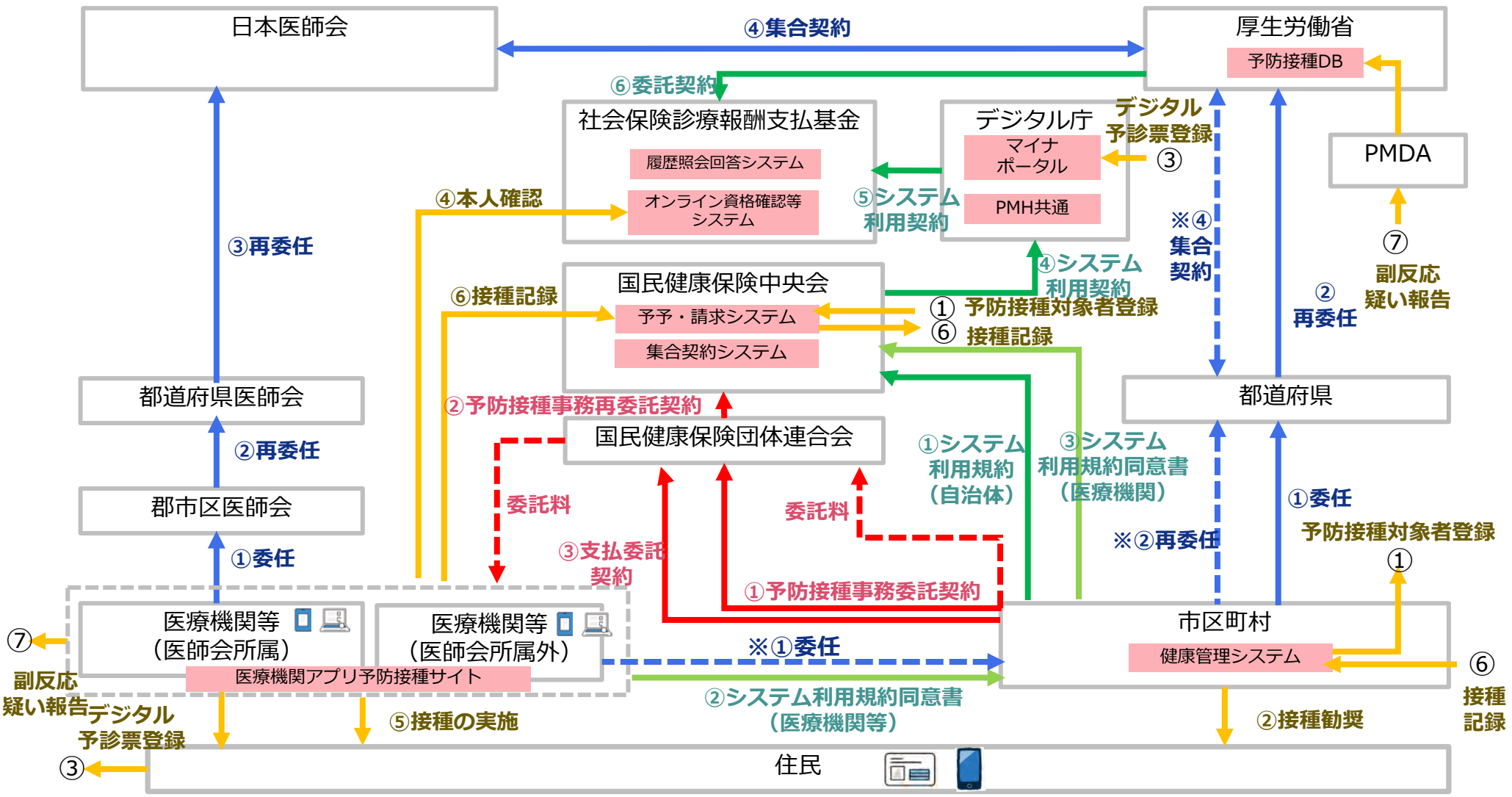
- 第３編では、第２編で示した各主要タスクの具体的の内容について記載しております。
- **「予防接種事務デジタル化QA集」に記載されている関連QAも併せてご確認**ください。



第３編　主要タスクの実施内容
【全体像】主要関係者と全体の枠組み

第0.5版

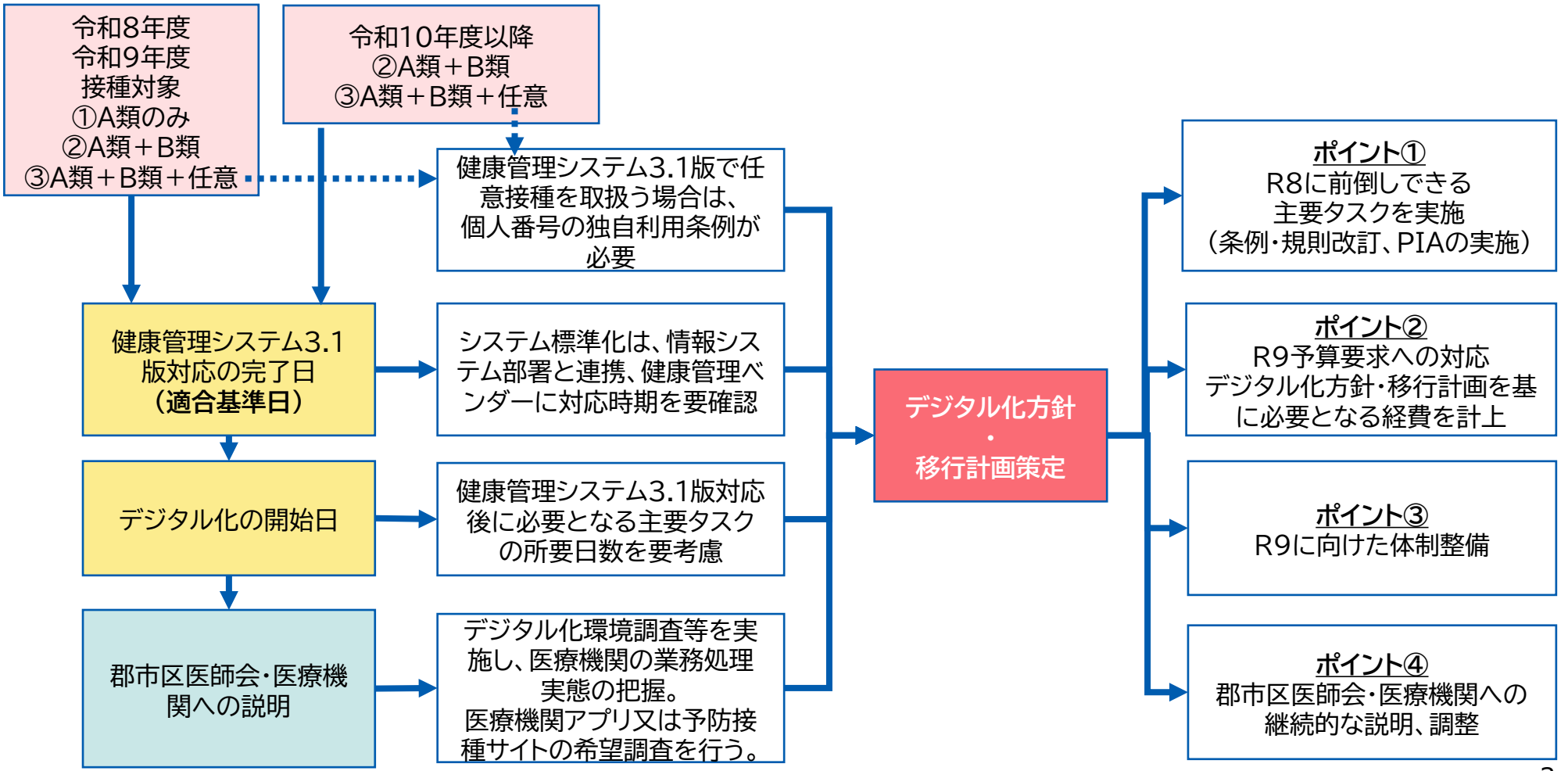
- **予防接種事務デジタル化における主な関係者の全体像**は以下の通りです。



3.1　デジタル化方針・移行計画策定

第３編　主要タスクの実施内容
３.１　デジタル化方針・移行計画策定
(１)デジタル化方針・移行計画策定における主要ポイント

- 本手引きを参考に、予防接種事務のデジタル化の方針を定め、移行計画を策定します。
- 移行計画策定では、２つのマイルストン（健康管理ステム3.1版の完了日、デジタル化開始日）の設定がポイントとなります。特に、健康管理システム3.1版対応完了日はベンダーに確認ください。
- 郡市区医師会・医療機関への説明、デジタル化環境調査等の実施を早期に行うようにしてください。



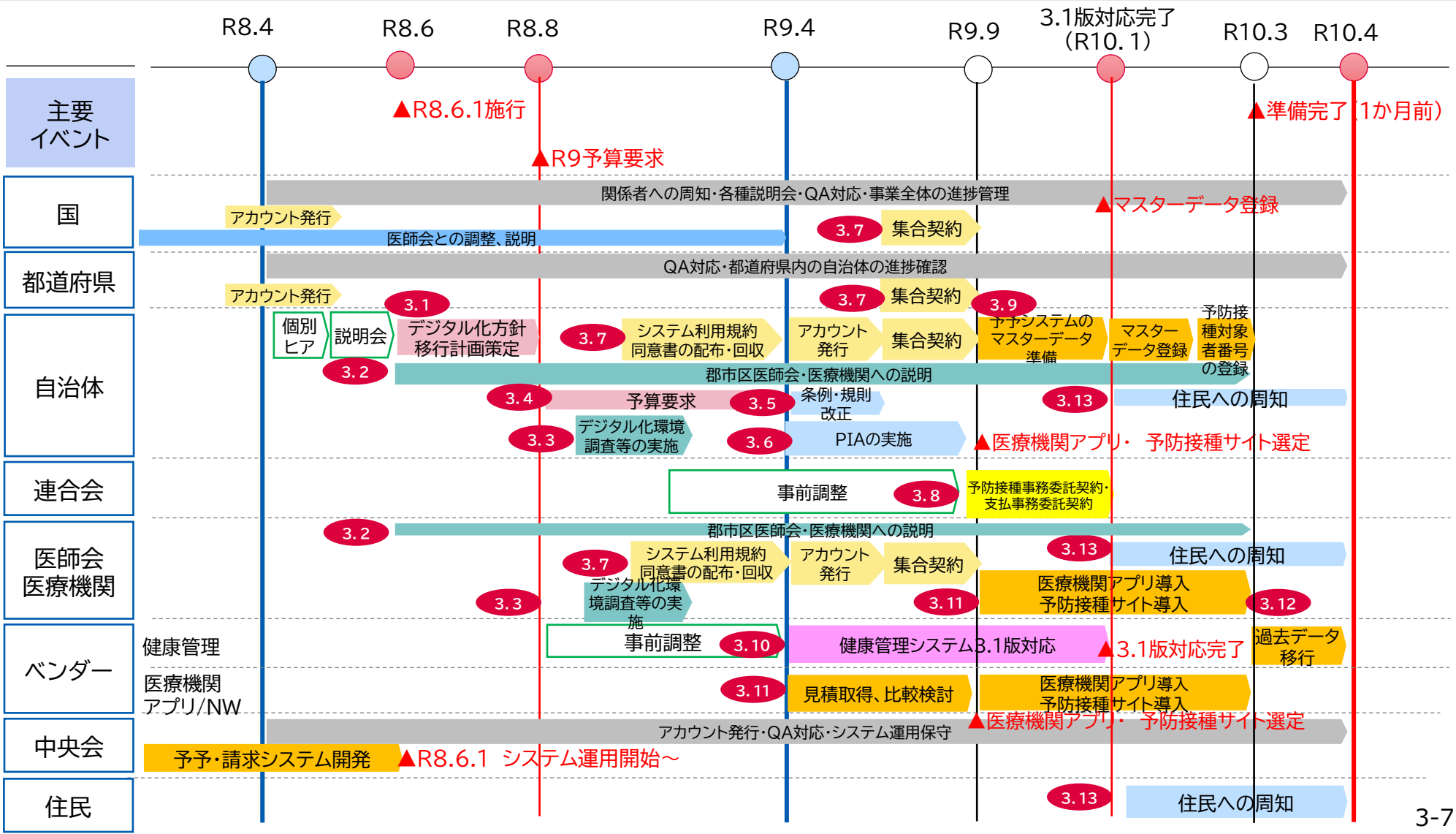
第３編　主要タスクの実施内容
3.1　デジタル化方針・移行計画策定
(2)主要タスクのスケジュール設定上のポイント

- 予防接種事務デジタル化に向けた主要タスクのスケジュール設定上のポイントを以下に示します。

NO	タスク名	主な関係者	スケジュール設定におけるポイント	実施時期	主な関連タスク
3.1	デジタル化方針･移行計画策定	自治体	デジタル化開始時にアクションプランを策定。	R8.6～R8.8	全て
3.2	郡市区医師会･医療機関への説明	自治体・郡市区医師会・医療機関	医師会長・事務局長への説明、医療機関向け説明会を実施。	R8.6～R8.8 以後、継続実施	3.1、3.3、3.11
3.3	デジタル化環境調査等の実施	自治体・郡市区医師会・医療機関	予算要求の積算根拠となるため説明会に合わせて実施。	R8.10～R8.12	3.1、3.2、3.11
3.4	予算要求	自治体	R９の事業推進に必要となる予算を計上。	R8.8～	3.3、3.11、3.12、3.13
3.5	条例･規則改正	自治体	集合契約、予防接種事務委託契約、支払事務委託契約前に実施。	R9.4～R9.6	3.1、3.8、3.9
3.6	PIAの実施	自治体	自治体規模に応じた所要期間を確保。予防接種対象者情報登録前に実施。	R9.4～R9.9 （最大6か月）	3.9
3.7	集合契約	自治体・都道府県・医師会・医療機関	集合契約締結に先立ちシステム利用規約同意、アカウント発行が必要。	R8.10～R.9.3 R9.4 ～R9.9	3.2
3.8	予防接種事務委託契約･ 支払事務委託契約	自治体・都道府県連合会	予予・請求システムのマスターデータ登録前に契約締結。	R9.9 ～R9.10	3.9
3.9	予予･請求システム	自治体・中央会	マスターデータ登録、予防接種対象者情報の登録を行う。	R9.9 ～R10.3	3.8
3.10	健康管理システム3.1版対応	自治体・健康管理ベンダー	3.1版対応後に予予・請求システム接続となる。最も重要なタスク。	R9.4 ～R10.1	3.9、3.12
3.11	医療機関アプリ及び 予防接種サイトの導入	自治体・医療機関アプリベンダー、NW工事ベンダー	医療機関の要望、環境、導入費用・ラニング費用を踏まえて選定。	R9.4～R10.3	3.2、3.3、3.4
3.12	過去データ移行	自治体・健康管理ベンダー	デジタル化開始前に過去データを移行することを推奨。	R10.3～R10.4	3.1、3.10
3.13	住民への周知	自治体、医療機関	接種対象者への周知は自治体、医療機関が連携して実施。	R10.1～R10.4	3.1、3.2、3.9

第３編　主要タスクの実施内容
３.１　デジタル化方針・移行計画策定
（３）移行計画策定の例（令和１０年４月デジタル化開始自治体）

- 予防接種事務デジタル化の開始日（令和１０年４月）向けた主要タスクとスケジュール例です。
- 本スケジュールを参考に、各自治体は移行計画（案）を作成してください。



第３編　主要タスクの実施内容
３.１　デジタル化方針・移行計画策定
(４)主要タスクにおける依存関係（前後関係）

- 主要タスクのスケジュール設定にあたり、各タスク間の依存関係（前後関係）が存在します。
- 各タスク間の依存関係（前後関係）を考慮した、スケジュール作成が必要となります。

①デジタル化方針・移行計画策定と条例改正

独自利用事務として任意接種をデジタル化対象とした場合において、条例改正の必要性について確認

②PIAの実施と予防接種対象者番号の登録

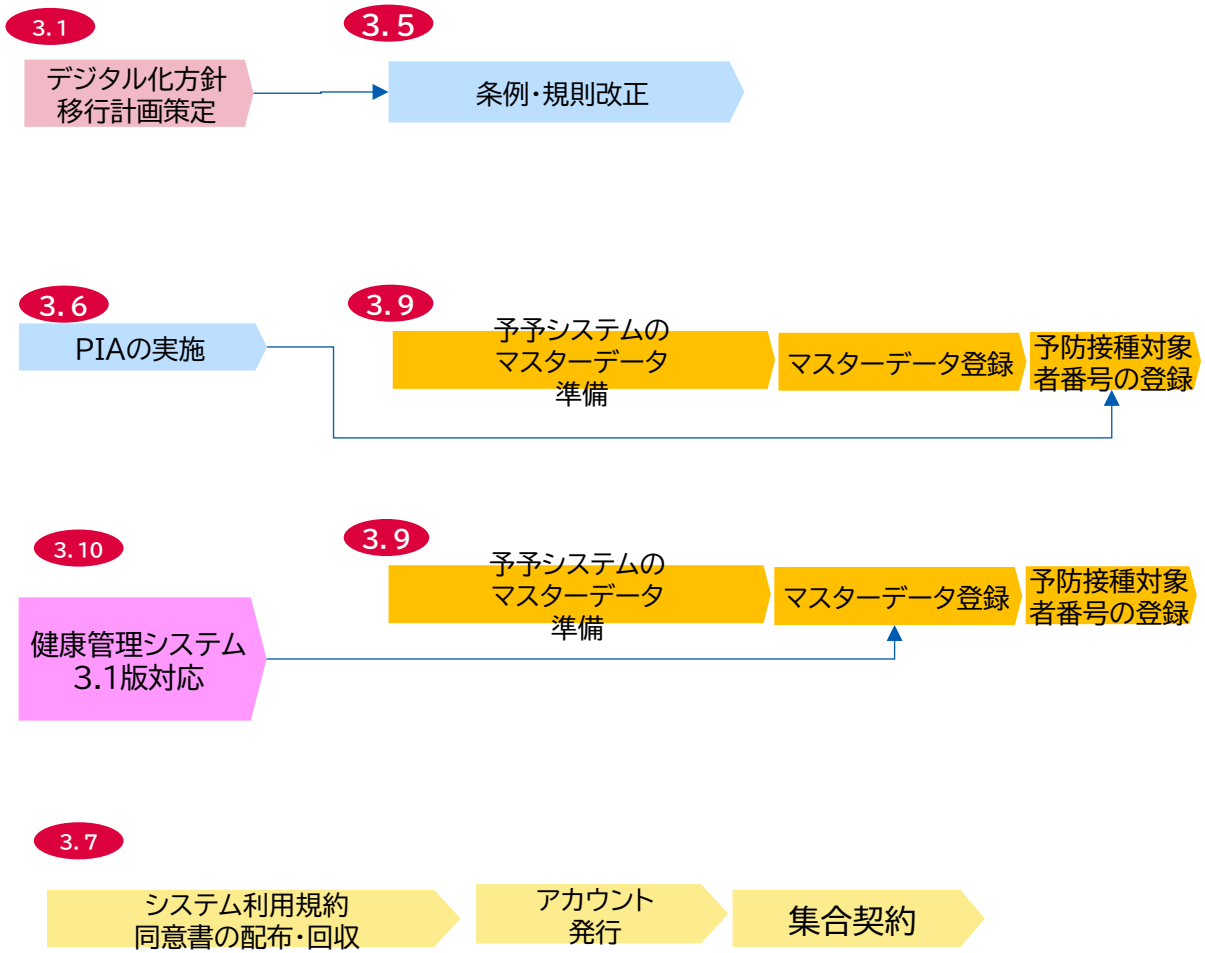
予予・請求システムに予防接種対象者番号を登録すると、システム上に全住民情報が登録されるため、登録前にPIAの実施が必要

③健康管理システム3.1版対応とマスタデータ登録、予防接種対象者番号の登録

健康管理システムの3．1版対応後に、予予・請求システムにマスターデータ登録、予防接種対象者番号の順番で登録を行う必要があります。

④集合契約

集合契約は、集合契約システムでのデジタルでの契約締結(申請・承認)を行います。集合契約に先立ち、システム利用規約同意書の配布・回収、アカウント発行が必要となります。



第３編　主要タスクの実施内容
3.1　デジタル化方針・移行計画策定
(5)移行計画策定（案）の作成（サンプル）

- 前項のスケジュール例を参考に、各自治体における移行計画（案）を作成します（月次単位）。
- 作成した移行計画（案）を基に、関係者と調整を図り、適宜見直しを実施してください。

NO		R8年度												R9年度											
3-	タスク名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1	デジタル化方針・移行計画策定																									▲デジタル化開始
2	郡市区医師会・医療機関への説明			事前説明･説明会				説明会			説明会					説明会				アプリ選定		導入準備				
3	デジタル化環境調査等の実施				アンケート調査							アンケート調査								アカウント発行						
4	予算要求					▲R9予算要求																				
5	条例・規則改正						事前準備																			
6	PIAの実施						事前準備																			
7	集合契約								システム利用規約同意書					アカウント発行			契約締結									
8	予防接種事務委託契約・支払事務委託契約												事前調整						契約締結							
9	予予・請求システム																									
10	健康管理システム3.1版対応																								▲3.1版対応	
11	医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入														見積取得、比較検討								導入			
12	過去データ移行																									
13	住民への周知																									

第0.5版

テンプレートとしてPPT版、エクセル版を用意

予防接種事務デジタル化移行計画(案)　〇〇県〇〇市

NO		R8年度												R9年度											
3-	タスク名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1	デジタル化方針・移行計画策定																									
2	郡市区医師会・医療機関への説明																									
3	デジタル化環境調査等の実施																									
4	予算要求																									
5	条例・規則改正																									
6	PIAの実施																									
7	集合契約																									
8	予防接種事務委託契約・支払事務委託契約																									
9	予予・請求システム																									
10	健康管理システム3.1版対応																									
11	医療機関アプリ及び予防接種サイトの導入																									
12	過去データ移行																									
13	住民への周知																									

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

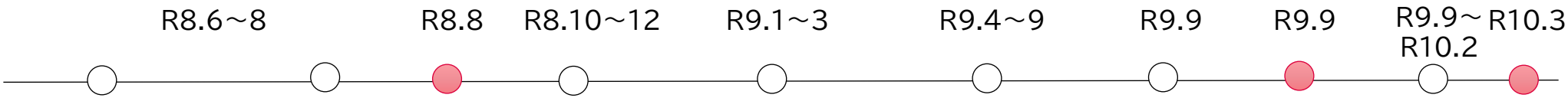
3.2　郡市区医師会・医療機関への説明

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第３編　主要タスクの実施内容
3.2　郡市区医師会・医療機関への説明
(1)説明アプローチ

- 予防接種事務デジタル化を開始するにあたり、郡市区医師会・医療機関と連携して進めることが重要なポイントとなります。
- 郡市区医師会・医療機関への説明を丁寧に行い、事業への理解・協力を得られるよう対応をお願いいたします
- **自治体職員による訪問説明は理解・協力を得られやすいようです。**

アプローチ例（令和10年3月デジタル化開始）



事前説明	説明会（第１回）＋アンケート調査（第１回）	説明会（第2回）＋アンケート調査（第２回）	説明会（第３回）	説明会（第4回）	アカウント発行	アプリ選定	導入準備	デジタル化開始
• 医師会長、地区担当及び事務局長への説明 • 予防接種事務デジタル化にご協力いただける医療機関への個別説明	• 医療機関への予防接種事務デジタル化の説明会を実施 • デジタル化への意向に関するアンケート調査を実施	• 医療機関に対して、医療機関アプリ、予防接種サイト等の特徴を紹介する説明会を実施 • 必要に応じて、デモ機を触る機会を設ける • 医療機関アプリ、予防接種サイト、等についての利用希望アンケート調査を実施。	• 先行してデジタル化をしている事例を紹介。 • デジタル化にご協力いただける医療機関に、システム利用規約同意書を配布・回収する。※アカウント発行に時間を要するため、事前準備として実施。	• 医療機関アプリの選考のための説明会及び候補アプリのデモを実施。 • アプリ選定に郡市区医師会や医療機関の意見を反映。	• アカウント発行 • 集合契約システムへの登録	• 医療機関アプリを選定する。	• 医療機関アプリ、予防接種サイト等の導入準備を行う。	

- 予防接種事務デジタル化の概要及び院内におけるデジタル化後の業務フローを医療機関向けにご説明するための資材として動画を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しています。
- 「概要編」のほか、「業務フロー編（医療機関アプリ）」と「業務フロー編（予防接種サイト）」がありますので、併せてご覧ください。
- 郡市区医師会・医療機関への説明資料等の資材は提供して参ります。

◆ 予防接種デジタル化について ～医療機関向け～ 概要編

◆ 予防接種デジタル化について ～医療機関向け～ 業務フロー編（医療機関アプリ）

◆ 予防接種デジタル化について ～医療機関向け～ 業務フロー編（予防接種サイト）

厚生労働省ホームページ（動画掲載ページ）→

第３編　主要タスクの実施内容
3.2　郡市区医師会・医療機関への説明
(3)医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択**していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っていただける工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、 医療機関において、 • 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 • 過去の予防接種記録の閲覧 • 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

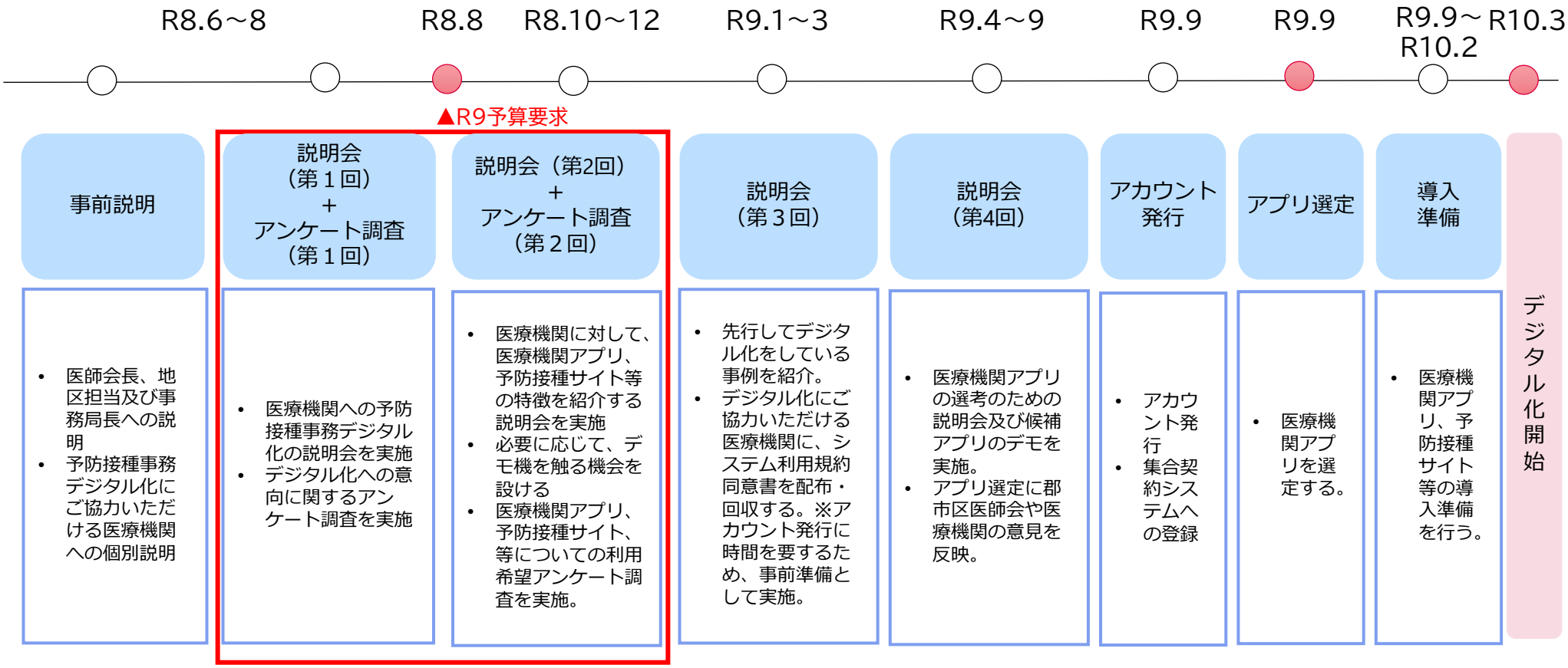
3.3　医療機関へのデジタル化環境調査等の実施

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第３編　主要タスクの実施内容
3.3　医療機関へのデジタル化環境調査等の実施
(1)調査の実施内容

- 郡市区医師会・医療機関への説明会後に、医療機関にアンケート調査を実施して、デジタル化への意向を把握することを推奨します（アンケート調査第１回）。
- デジタル化に協力いただける医療機関に対してデジタル化環境調査を実施し、デジタル化に必要となる経費積算を把握します（アンケート調査第2回）

アプローチ例（令和10年3月デジタル化開始）



第３編　主要タスクの実施内容
3.3　医療機関へのデジタル化環境調査等の実施
(２)アンケート調査（サンプル）

予防接種事務のデジタル化に向けたアンケート

※本調査は，令和7年度に予防接種業務委託契約を締結した医療機関を対象に実施しています。

回答締め切り：令和●年●月●日(●)　　提出方法：メールまたはFAX

●回答医療機関について

貴医療機関名・連絡先等について記入してください。

医療機関名			
住所			
代表者職氏名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

●予防接種事務のデジタル化移行について

令和●年度より開始される予防接種事務のデジタル化について選択してください。
(あてはまるもの1つに○)

問1	●●市では，令和8年度(令和8年●月頃予定)に定期接種A類，令和9年度に定期接種B類及び任意接種のデジタル化対応を予定しています。貴院のデジタル化移行時期(予定)を選択してください。
	1　令和9年度
	2　令和10年度
	3　令和10年度以降
	4　デジタル化に対応しない(紙の予診票のみ受付)

問1-2	※問1で1～3を選択した場合 予予・請求システムとの連携手段として想定しているものはどれですか。
	1　医療機関アプリ
	2　オンライン資格等確認システムの改修(予防接種サイト)
	3　電子カルテの改修(令和10年度以降順次可能となる予定)

問1-3	※問1で1～3を選択した場合 予防接種デジタル化について，対面での説明を希望しますか。
	1　希望する
	2　希望しない

問1-3-2	※問1-3で1を選択した場合 対面での説明について，希望する日時(●/●まで)を記入してください。 市職員2名程度で伺います。(所要時間：30分～1時間)

	日付	開始時間
(記入例)	11/26	14:30～
第1希望		
第2希望		
第3希望		

問2	現在，貴院では電子カルテを導入していますか。
	1　導入している
	2　導入していない

問3	デジタル化について質問等あれば記入してください。 ※いただいた質問については，QA表として全体に共有いたします。

デジタル化への協力・理解をいただくためには、
職員による訪問による説明が有効です。

訪問による説明では、
医師、看護師のほか、実際の事務を行う事務方にも同席
頂くとよいようです。





Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第４編　個別論点

A　制度関連

B　接種記録

C　住民関連

D　システム関連

E　システム操作

F　その他

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第４編　個別論点

A　制度関連

- A-1　予防接種事務デジタル化の対象となる業務
- A-2　デジタル予診票による接種の対象とするワクチンの考え方
- A-3　任意接種の取扱い
- A-4　支払請求スケジュール
- A-5　デジタル化後の自治体業務のパターン整理
- A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
- A-7　接種状況に関するダッシュボード
- A-8　間違い接種報告

第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(1)概要

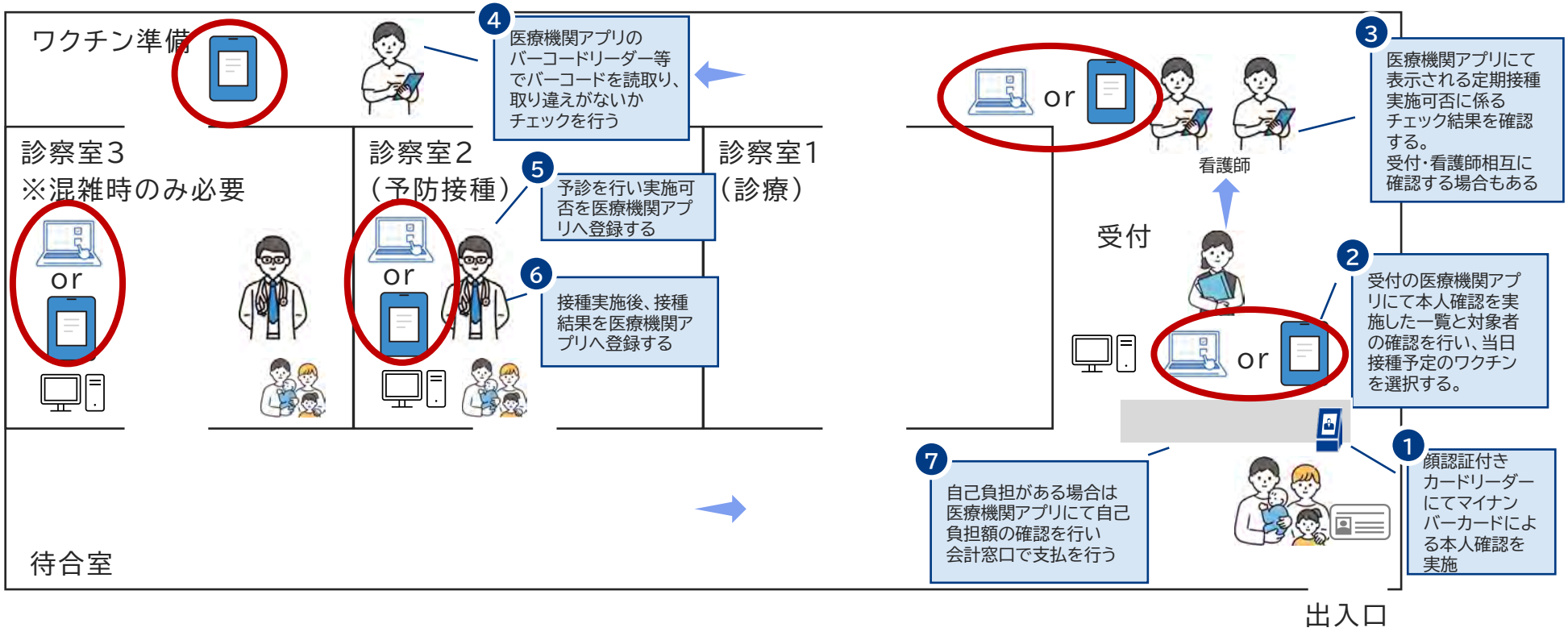
- 予防接種事務デジタル化後の医療機関内での導線について、医療機関を実際に視察させていただいたことから、いくつかの導線令を紹介させていただく。特に予防接種サイトの事例についてはヒアリングからイメージを作成しました。
- 医療機関でのデジタル化の導入イメージをご説明いただく際に活用ください。

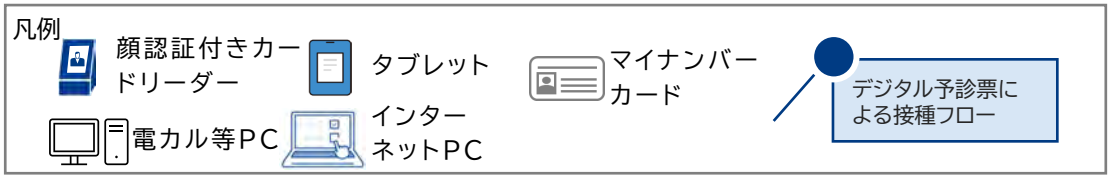
#	パターン		医療機関（想定）	概要
①-1	A類	医療機関アプリ	・診療所 ・接種実績：約200件/月	インターネット接続可能なタブレット又はPCを受付、診察室、ワクチン準備室等へ設置した基本的なパターン
①-2			・病院（300床、20診療科） ・接種実績：約300件/月	総合受付と診療科毎の受付が分かれているパターン。診療科内の導線は基本的に診療所に近い。
①-3			・総合病院	総合受付と接種科受付でそれぞれ受付を行うパターン。
②		予防接種サイト	・診療所 （人口の少ない自治体の医療機関を含む予防接種の機会の少ない医療機関）	通常の保険診療で用いているオン資NWと接続されている医療機関内の端末（レセコン、電子カルテ端末等）を利用し予防接種サイトを用いたデジタル接種を実施する
③-1	B類 （インフル・コロナの場合）	医療機関アプリ	・診療所 ・接種実績：約500件/月（通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加）	例年10月～11月にかけてピークが訪れる季節性のワクチンにおいては、短期間で大幅に接種件数が増加する。通常時のデジタル接種の体制を基にピーク時にも対応していく必要がある
③-2		予防接種サイト		
④	その他	集団接種会場	・集団接種会場（BCG） ・約50件/回	自治体が設置した集団接種会場にて医療機関アプリを利用しデジタル接種を実施する

第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(2)①-1　A類×医療機関アプリ（診療所）

診療所

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置する。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定される。

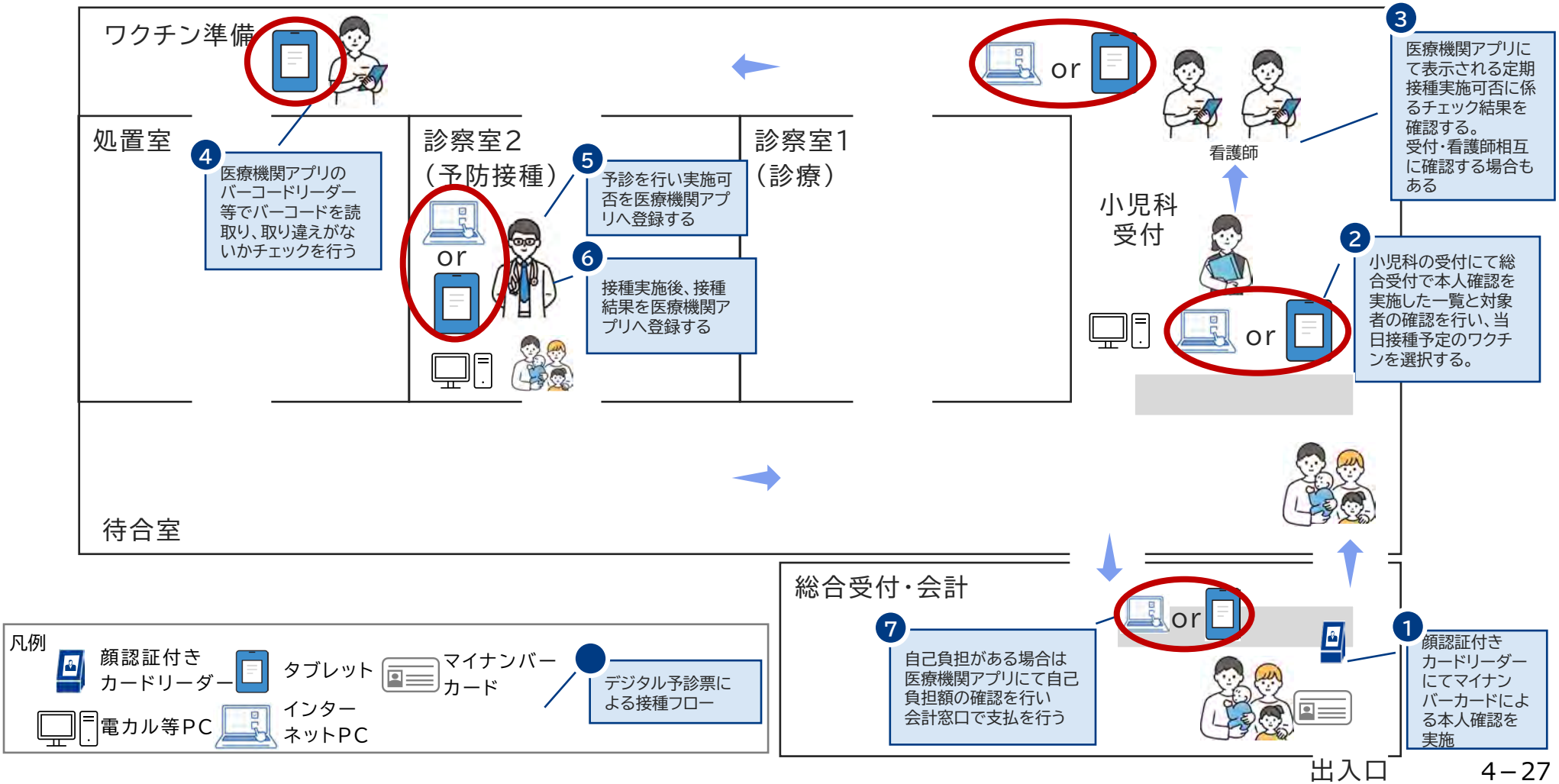




第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(2)①-2　A類×医療機関アプリ（病院）

病院

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を総合受付1台、診療科受付2台、ワクチン準備室1台、診察室1台を配置する。
- 総合受付・会計窓口にてマイナンバーカードによる本人確認及び必要に応じて自己負担額の支払、診療科では予防接種の受付～予診・接種の実施及び医療機関アプリから情報の登録を実施する等の分担が必要となる。



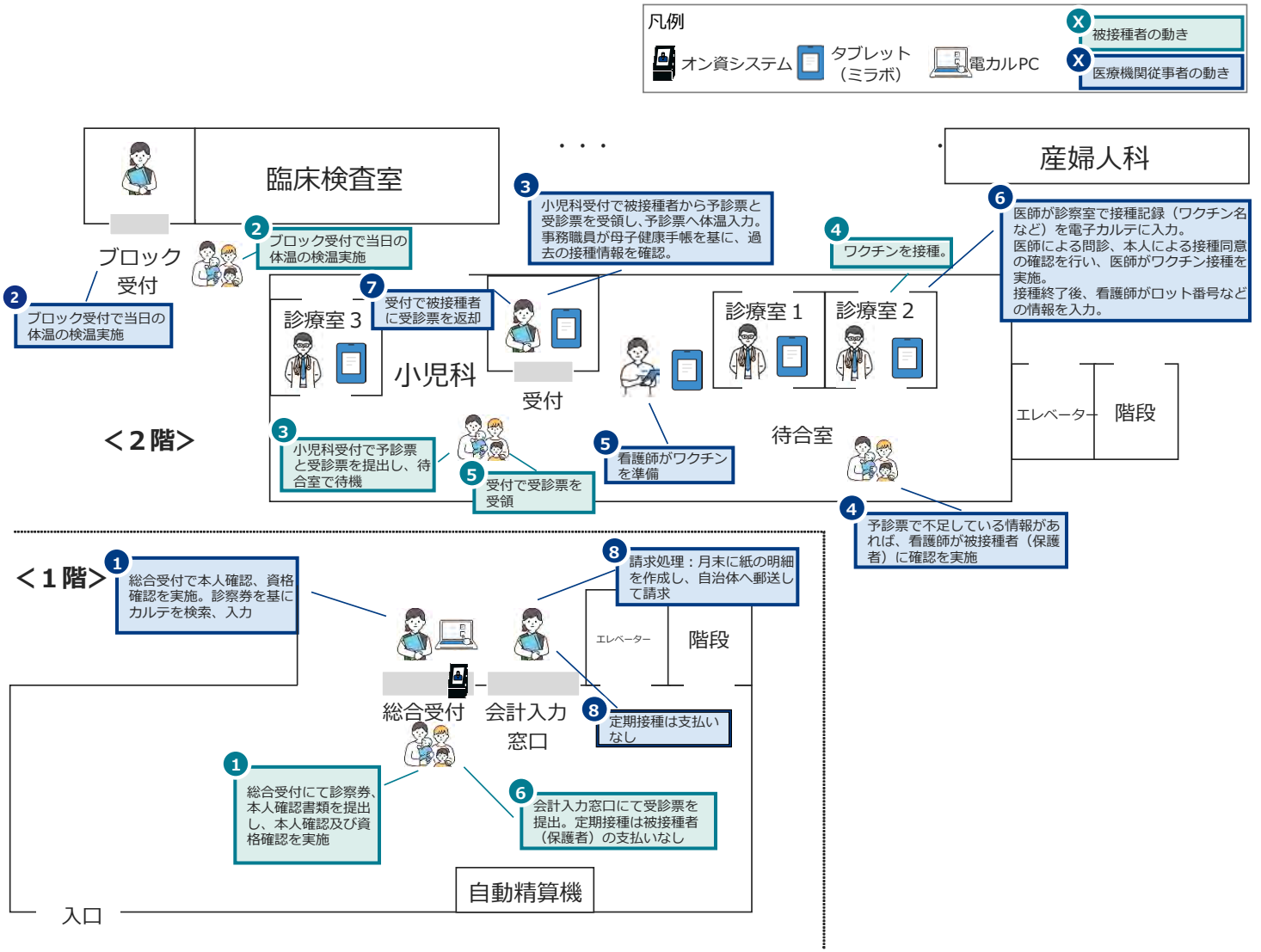
第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
（2）①-3　A類×医療機関アプリ（総合病院）

総合病院

● 総合病院型（総合受付と接種科受付でそれぞれ受付を行う）の接種の流れは以下のとおりです。

【小児科（A類）接種フロー】

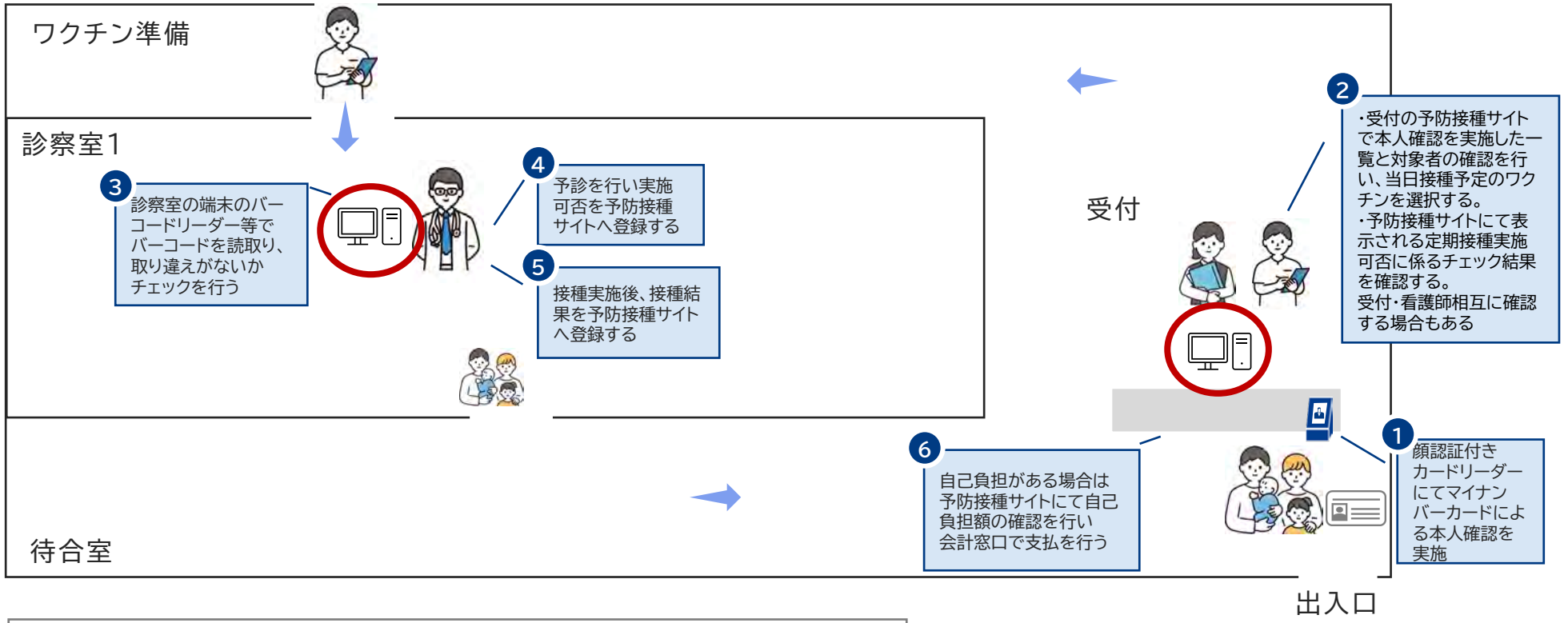
① 1階の総合受付にて受付を行い、「受診票」、「受付票」を受領
↓
② ２階のブロック受付で当日の体温の検温、 小児科で「予診票」「受診票」を提出し、予診票への体温入力
↓
③ 母子健康手帳による接種間隔の確認
↓
④ ワクチン準備
↓
⑤ 「受付票」の番号をお呼びして診察室へ案内し、医師による問診、本人による接種同意、医師による接種判断、カルテ入力、接種実施、看護師が接種記録を入力
↓
⑥ 小児科受付で「受診票」を被接種者へ返却
↓
⑦ 1階の会計入力窓口で「受診票」の提出
↓
⑧ 自治体への請求



第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
（2）②　A類×予防接種サイト（診療所）

診療所

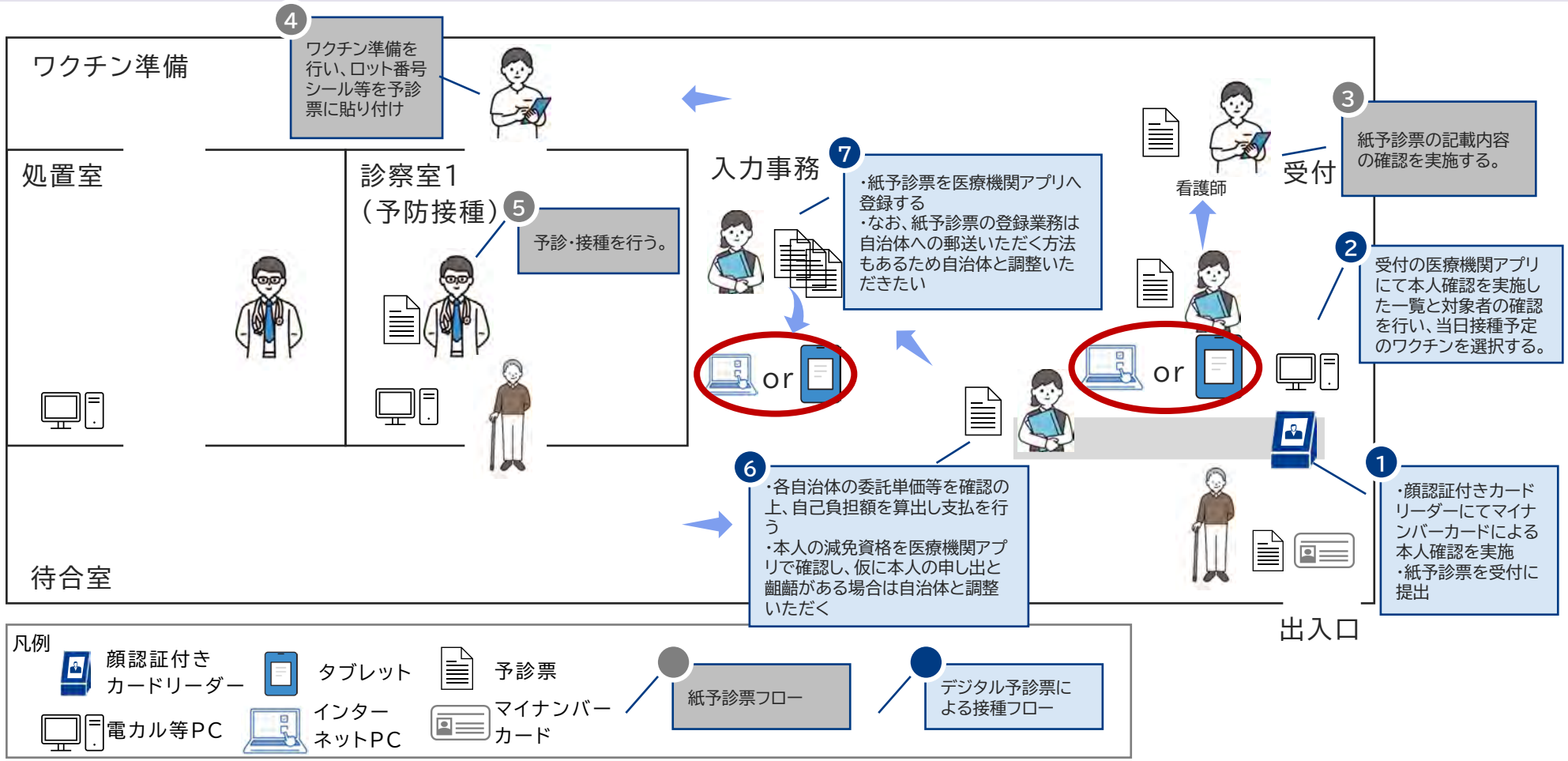
- 人口の少ない自治体の医療機関や予防接種の機会の少ない医療機関では、予防接種サイトの利用も想定される。予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オン資NWに接続された端末を活用いただくことで利用可能。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読取りを行っていただく想定。



第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(2)③-1　B類（インフル・コロナの場合）×医療機関アプリ（診療所）

診療所

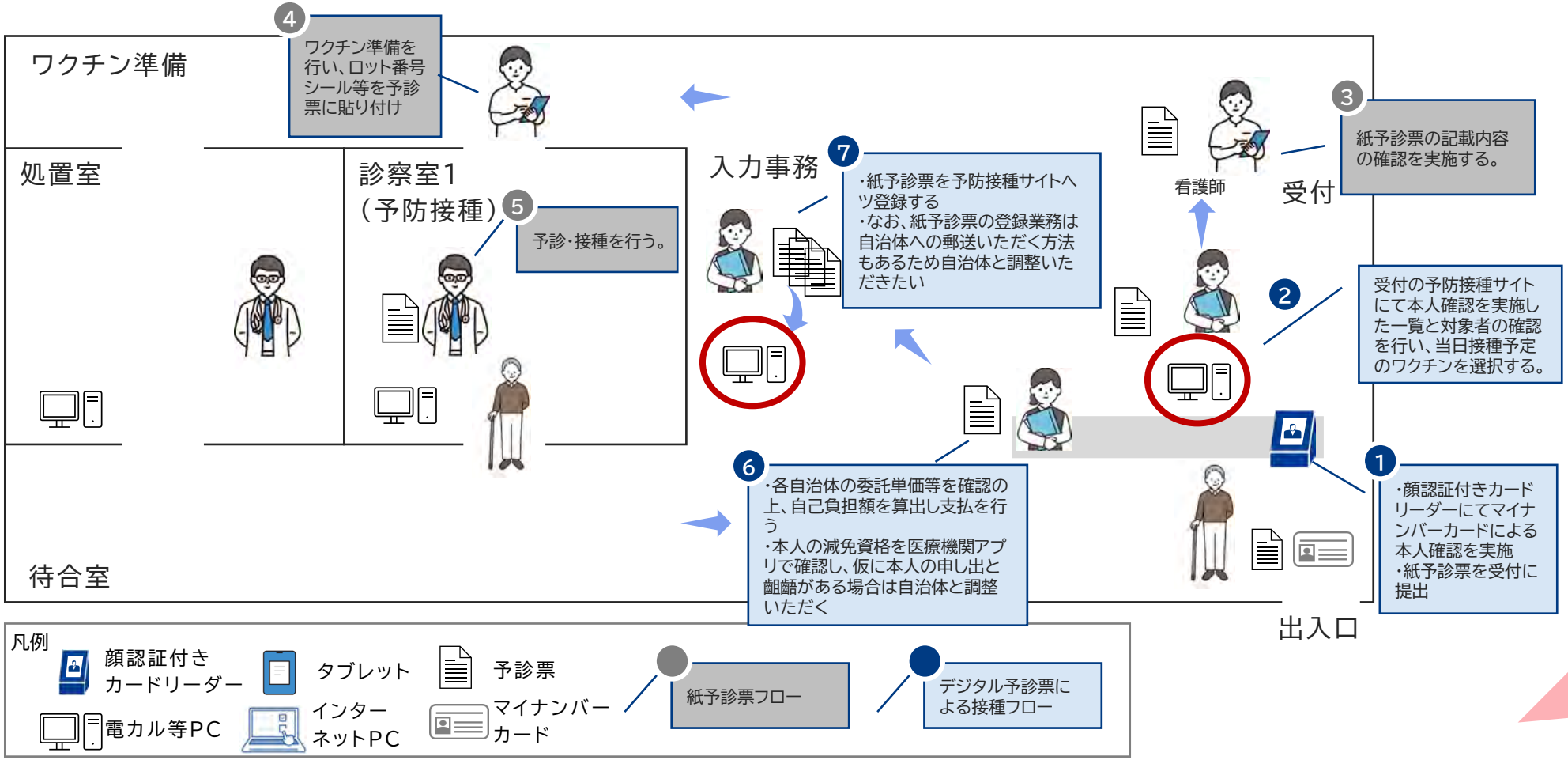
- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数・体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。



第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(2)③-2　B類（インフル・コロナの場合）×予防接種サイト（診療所）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数、体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。

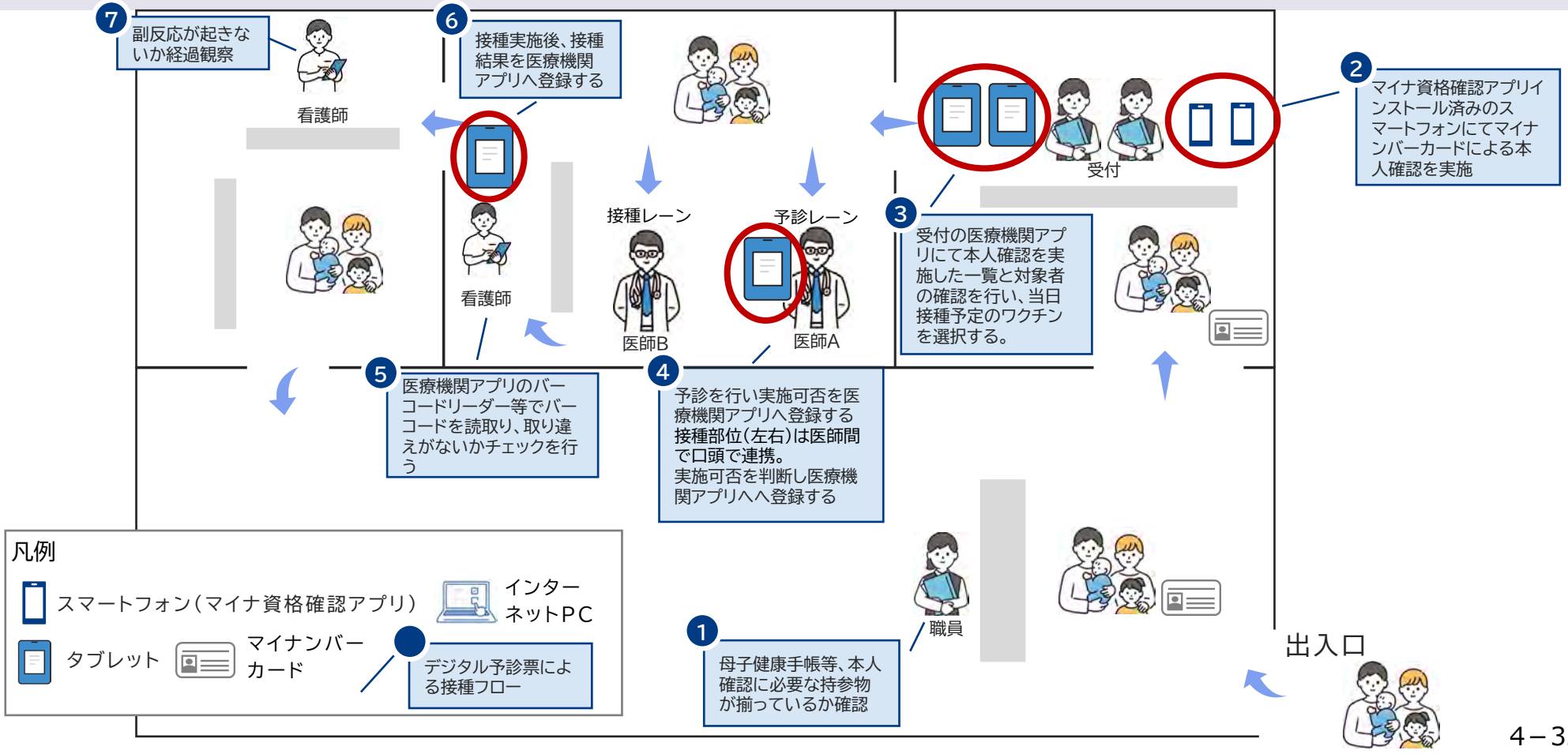


第４編　個別論点
A　制度関連　A-6　医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ
(2)④　集団接種会場（BCG）×医療機関アプリ

集団接種会場

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、予診レーン1台、記録登録用に1台、本人確認用のマイナ資格確認アプリインストール済み（※）のスマートフォン2台を配置する。
- １日50人程の接種対象者のうち、先行実施では5～8人がデジタル予診票を利用していたが、全てデジタル予診票による接種を行う場合は受付用端末が1台では不足するため受付を効率化する。

※集団接種会場には顔認証付きカードリーダー等の資格確認端末が存在しないため、マイナ資格確認アプリを利用する



【依頼予定】令和10年度以降自治体個別ヒアリング調査について

- 令和9年度にデジタル化予定の自治体に対し、個別ヒアリング調査を実施し、デジタル化移行計画の詳細を確認をしています。
- 令和10年度以降にデジタル化予定の自治体に対しても、同様の調査を実施し、今後の全国移行計画の策定方針の基礎データとしますので、調査協力をお願いします。

依頼内容

- 調査目的　令和10年度以降　全国移行計画策定のための基礎資料
- 対象自治体　令和10年度以降デジタル化自治体
  除く、令和8年度自治体（済）、令和９年度自治体（済）
- 依頼予定　**令和8年5月上旬**
- 調査内容　任意接種（助成あり）の有無、標準化対応状況、ベンダー調整状況等

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

事務連絡

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事務連絡

１．今後の予定

- 今後の自治体説明会は、スライド３・４に記載の日時で実施いたします。
  会議URL・資料等については、別途ご案内いたします。

２．本説明会の内容に係るご質問

本説明会の内容に係るご質問については、都道府県で取りまとめの上、以下のメールアドレス宛に質問シート（エクセル）を送信してください。メールの件名は必ず次のとおりとしてください。

●件　名

【令和８年度第１回予防接種デジタル化自治体説明会】説明会の内容に係る質問（●●県）

※●●の部分に、都道府県名をご記入ください。

●質　問

・都道府県は、都道府県宛てにお送りする質問シート（エクセル）に、質問内容をご記入ください。

・１つのセルに対し１つの質問をご記入ください。

・質問内容はセル内だけで完結するようご記入ください。※「前回メールの質問について」「上記質問の」等は不可

・質問に対応する説明会資料のスライド番号、手引きのページ番号をご記入ください。

●メール送信先　**yoyo-digi@mhlw.go.jp**

※本説明会に係る質問については、**５月７日（木）17時まで** 受け付けます。

事務連絡

３．デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

デジタル化全般に係るご質問についての連絡先は、以下のアドレスに変更いたしました。

【連絡先】**yoyo-digi@mhlw.go.jp**

【重要】デジタル化以外のご質問は従来どおり
“ yoboseshu@mhlw.go.jp “ に都道府県を介してお送りください。

４．健康管理ベンダー向け説明会資料の共有

令和8年2月24日に開催いたしました**「予防接種事務デジタル化に係る健康管理システム開発ベンダ向け説明会」**資料を、後ほど「一斉通知・調査システム」にて都道府県・市区町村に展開いたします。

各自治体から、健康管理システムベンダーに共有いただきますようお願いいたします。